

横須賀市地域防災計画
地震災害対策計画編（改訂素案）

横須賀市地域防災計画 地震災害対策計画編

目次

【第1部 総則】

第1章 計画の方針

【地震災害】総則 頁番号

第1節 計画の構成	1
第2節 横須賀市地域防災計画「地震災害対策計画編」の方針	2
第3節 業務継続計画の策定	3

第2章 本市の概況

第1節 自然的条件	4
第2節 社会的条件	5

第3章 地震及び被害の想定

第1節 想定地震	7
第2節 被害の想定	8

第4章 市民、自主防災組織、事業者の役割

第1節 市民の役割	9
第2節 自主防災組織の役割	9
第3節 事業者の役割	9
第4節 地区防災計画の提案	10

第5章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

第1節 本市が行うべき業務の大綱	11
第2節 防災関係機関等の業務の大綱	11

【第2部 災害予防計画】

第1章 地震に強いまちづくりの推進

【地震災害】災害予防計画 頁番号

第1節 まちづくりの計画的な推進	19
第2節 都市施設等の防災化の推進	19
第3節 ライフライン施設の強化	20
第4節 建築物の防災化の推進	24
第5節 地盤災害の防止	26
第6節 公共の空地、施設の事前把握	28
第7節 円滑な復旧・復興のための事前対策	28

第2章 防災力強化の取り組み

【地震災害】災害予防計画 頁番号

第1節 消防力の整備・強化	29
第2節 情報通信網の整備	30
第3節 市民への情報伝達手段の多様化	32
第4節 行政情報管理システムの保護	32
第5節 防災備蓄の推進	33
第6節 飲料水等の給水体制の整備	34
第7節 学校等の防災力の強化	34

第3章 避難所・避難地の整備

第1節 震災時の避難	36
第2節 震災時避難所（指定避難所）	38
第3節 福祉避難所	40
第4節 大規模火災からの指定緊急避難場所（広域避難地）	41
第5節 一時避難地	41

第4章 帰宅困難者対策の推進

第1節 帰宅困難者対策の考え方	42
第2節 帰宅困難者一時滞在施設の整備	42

第5章 応援・協力度体制の整備

第1節 応援の要請・受入れ体制の整備	44
第2節 応援部隊の活動拠点等の整備	45
第3節 応援部隊の活動支援準備	45

第6章 災害医療・防疫体制等の強化

第1節 災害医療体制の整備	47
第2節 医療搬送体制の整備	49
第3節 防疫体制の整備	49
第4節 遺体処理体制の整備	49

第7章 災害廃棄物処理対策の整備

第1節 災害廃棄物処理体制の強化	51
------------------	----

第8章 緊急輸送体制の整備

第1節 緊急輸送体制の整備	52
第2節 緊急通行車両の確保	53
第3節 物資供給体制の整備	54

第9章 災害対応組織の整備

第1節 初動体制の強化	55
第2節 災害に対する組織体制	56

第10章 災害に強い人づくりの推進		【地震災害】災害予防計画 頁番号
第1節	防災意識の普及啓発	59
第2節	自助のための防災力の向上	60
第3節	防災訓練等の実施	62
第4節	災害ボランティア活動の環境整備	62
第11章 災害に強い地域づくりの推進		
第1節	自主防災活動の促進	64
第2節	事業者の防災活動の促進	65
第3節	要配慮者対策の推進	66
第4節	児童福祉施設等における防災対策の推進	69
第5節	男女共同参画の推進	70
第12章 津波対策		
第1節	津波対策の推進	71
第2節	津波に対する防災意識の啓発	72
第3節	地域等における津波対策の推進	72
第4節	津波災害への対応	73

【第3部 災害応急対策計画】

第1章 災害応急対策の基本方針		【地震災害】災害応急対策計画 頁番号
第1節	災害応急対策の概要	75
第2節	災害応急対策活動の方針	75
第2章 災害対応組織の設置		
第1節	震災発生時の配備指令の発令	76
第2節	災害警戒本部の設置・運営	77
第3節	災害対策本部の設置	78
第4節	災害対策本部の組織と運営	80
第3章 職員の配備・参集		
第1節	職員の配備	87
第2節	職員の参集	87
第3節	参集・配備の手順及び留意事項等	88
第4章 情報の収集と伝達		
第1節	情報受伝達等にかかる基本方針	90
第2節	災害対策本部での情報の収集	90
第3節	情報の受伝達体制の確立	92
第4節	災害情報の収集及び報告等	92
第5節	市民への情報伝達	94
第6節	報道機関への情報提供	97
第7節	被災者支援窓口の設置	98

第5章 避難対策		【地震災害】災害応急対策計画 頁番号
第1節	避難対策等にかかる基本方針	99
第2節	避難の勧告及び指示の発令	99
第3節	震災時避難所の開設・運営	103
第4節	避難所外避難者の支援	106
第5節	要配慮者の避難対策	107
第6節	帰宅困難者等への対応	109
第6章 消防・救急対策		
第1節	地震災害時における活動方針	110
第2節	消火活動	110
第3節	救助活動	111
第4節	救急活動	112
第7章 医療救護対策		
第1節	医療救護活動にかかる基本方針	114
第2節	医療救護体制	114
第8章 保健衛生・防疫対策		
第1節	保健衛生・防疫対策にかかる基本方針	117
第2節	効果的な保健衛生活動の実施	117
第3節	生活衛生の管理	117
第4節	防疫対策	118
第5節	ペット対策	119
第9章 食料・生活関連物資等の供給		
第1節	食料・生活関連物資等の供給にかかる基本方針	121
第2節	食料供給対策	121
第3節	生活関連物資供給対策	122
第4節	救援物資の受入れ	123
第10章 飲料水等の供給		
第1節	飲料水の供給にかかる基本方針	125
第2節	応急給水等の実施	125
第11章 行方不明者及び遺体の捜索、取扱い、埋葬		
第1節	行方不明者及び遺体の捜索、取扱い等にかかる基本方針	127
第2節	行方不明者及び遺体の捜索・収容	127
第3節	遺体の取扱い	128
第4節	遺体の火葬・埋葬	130
第5節	市民への情報提供	131

		【地震災害】災害応急対策計画	頁番号
第12章	緊急輸送・交通規制対策		
第1節	緊急輸送・交通規制対策にかかる基本方針		132
第2節	緊急輸送の実施準備		132
第3節	緊急輸送の実施		134
第4節	交通規制の実施		135
第13章	障害物の除去		
第1節	障害物除去にかかる基本方針		136
第2節	がれき等障害物除去の実施		136
第14章	災害廃棄物等の処理		
第1節	災害廃棄物等の処理にかかる基本方針		138
第2節	災害廃棄物等の処理		138
第3節	災害廃棄物等処理の際の秩序維持・環境対策		140
第15章	海上災害対策・危険物等災害対策		
第1節	海上災害の応急対策		141
第2節	危険物等災害の応急対策		141
第3節	放射性物質等災害の応急対策		141
第4節	適正処理困難物の応急対策		142
第16章	学校等の応急対策		
第1節	災害時の学校教育実施等にかかる基本方針		143
第2節	災害発生時の措置		143
第3節	学校教育の継続・再開		144
第4節	児童福祉施設等における災害発生時の措置		146
第17章	公共施設対策		
第1節	公共施設の応急対策にかかる基本方針		147
第2節	公共施設における応急対策		147
第3節	公共の空地、施設の有効利用		148
第18章	ライフライン施設対策		
第1節	上水道施設の応急対策		149
第2節	下水道施設の応急対策		150
第3節	電力施設の応急対策		150
第4節	都市ガス施設の応急対策		152
第5節	通信サービスの応急対策		153
第19章	鉄道施設対策		
第1節	東日本旅客鉄道㈱横浜支社の応急対策		154
第2節	京浜急行電鉄㈱の応急対策		155

		【地震災害】災害応急対策計画	頁番号
第20章	応援及び派遣の要請		
第1節	応援・派遣要請にかかる基本方針		158
第2節	応援要請の概要		158
第3節	広域応援要請、緊急消防援助隊の派遣要請		159
第4節	自衛隊の派遣要請		160
第5節	相互応援協定等に基づく応援要請の手続き、受入れ		162
第21章	災害警備対策		
第1節	災害警備にかかる基本方針		164
第2節	警察による警備活動		164
第3節	警察による警備活動との連携		164
第22章	災害ボランティアの活動支援		
第1節	災害ボランティア活動の支援にかかる基本方針		165
第2節	ボランティアの活動支援		165
第23章	被災建築物及び宅地の危険度判定		
第1節	被災建築物及び宅地の危険度判定にかかる基本方針		167
第2節	危険度判定の実施		167
第24章	被災者の生活支援		
第1節	被災者の生活支援にかかる基本方針		169
第2節	罹災状況の把握		169
第3節	罹災に関する証明書の交付		170
第4節	各種支援金の給付		172
第5節	住宅の確保		172
第25章	災害救助法の適用		
第1節	災害救助法の運用にかかる基本方針		175
第2節	災害救助法の適用		175
第3節	災害救助法の適用要請及び救助の実施		175
第26章	津波対策		
第1節	津波対策にかかる基本方針		179
第2節	津波警報等の収集・伝達		179
第3節	津波発生時の対策		181

【第4部 復旧・復興計画】

第1章 震災復旧・復興事業の推進

【地震災害】復旧・復興計画 頁番号

第1節 震災復旧・復興事業推進のための基本方針	183
第2節 激甚災害の指定	183
第3節 震災復旧の推進	185
第4節 震災復興の推進	186
第5節 復旧・復興推進のための調査	187

第2章 復興基本指針等の策定

第1節 復興基本指針の策定	189
第2節 復興基本計画の策定	189
第3節 分野別復興計画の策定	190

第3章 復旧・復興財源の確保

第1節 財政需要見込額の算定	191
第2節 財源確保対策	191

第4章 市街地復興対策計画

第1節 都市復興方針の策定	194
第2節 都市復興計画の策定	194
第3節 復興整備条例の検討・制定	194
第4節 建築制限の実施	196

第5章 生活再建支援対策計画

第1節 住宅対策	197
第2節 被災者の経済的再建支援	198
第3節 雇用対策	199
第4節 精神的対策	200
第5節 要配慮者対策	200
第6節 医療・社会福祉施設の復興	200
第7節 文化・社会教育施設等の復興	201
第8節 復興広報及び被災者支援窓口	201

第6章 地域経済復興支援対策計画

第1節 産業復興方針の策定等	202
第2節 金融・財政面での支援	202
第3節 事業再建の促進	202
第4節 農林水産業者に対する支援	203

【第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画】

第1章 総則

【地震災害】南海トラフ地震防災対策推進計画 頁番号

第1節 推進計画の目的	205
第2節 地域指定	205
第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	205

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材・人員等の配備手配	206
第2節 他機関に対する応援要請	206
第3節 帰宅困難者への対応	206
第4節 事業者等の防災対策	206

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護	207
第2節 津波に関する情報の伝達等	207
第3節 避難指示等の発令基準	207
第4節 避難対策等	207
第5節 消防機関等の活動	207
第6節 水道、電気、ガス、通信	207
第7節 交通	208
第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策	208
第9節 迅速な救助	208

第4章 南海トラフ地震に関連する情報

第1節 南海トラフ地震に関連する情報	209
--------------------	-----

第5章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等	211
--------------------------	-----

第6章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等	212
第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知	212
第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	212
第4節 災害応急対策をとるべき期間等	212
第5節 避難対策等	212
第6節 消防機関等の活動	213
第7節 警備対策	213

第8節	水道、電気、ガス、通信	213
第9節	交通	213
第10節	市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	213
第11節	滞留旅客等に対する措置	214
第7章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置		
第1節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置	215
第2節	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知	215
第3節	災害応急対策をとるべき期間等	215
第4節	市のとるべき措置	215
第8章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画		
第1節	建築物、構造物等の耐震化・不燃化	216
第2節	避難場所の整備	216
第3節	避難経路の整備	216
第4節	土砂災害防止施設	216
第5節	避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設	216
第6節	緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備	216
第7節	通信施設の整備	216
第9章 防災訓練計画		
第1節	防災訓練に関する事項	217
第10章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画		
第1節	地震防災上必要な教育及び広報	218

第1部 総則

第1章 計画の方針

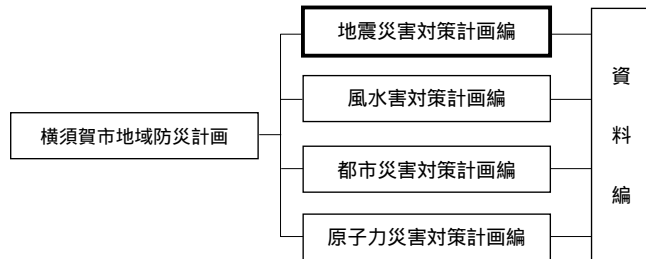
第1節 計画の構成

1 横須賀市地域防災計画の全体構成

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横須賀市防災会議が策定する計画であり、災害の種類に応じて「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「都市災害対策計画」、「原子力災害対策計画」に区分し、4編で構成している。

なお、災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、地区居住者等からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、別に定める手続きにより必要と認められたものを、横須賀市地域防災計画に定めることとする。

また、各編に必要な資料及び地区防災計画を「資料編」として編集している。



2 計画の修正

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横須賀市地域防災計画は、神奈川県地域防災計画、災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画との整合性、関連性を有する。

第2節 横須賀市地域防災計画「地震災害対策計画編」の方針

1 計画の目的

横須賀市地域防災計画「地震災害対策計画編」（以下、本計画）は、本市、指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「安全で安心して暮らせる社会の実現」を目的とする。

2 計画の構成・内容

本計画は、地震災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき各種対策を、「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、各部局の業務に応じた活動細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本体系となる構成になっている。

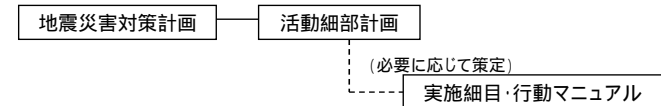
本計画の構成及び主な内容は次のとおり。

構成	主な内容
第1部 総則	本市に影響が懸念される地震及び被害想定、本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱等
第2部 災害予防計画	被害を未然に防止又は最小限に止めるために、本市、防災関係機関、市民、事業者等が行うべき措置など
第3部 災害応急対策計画	地震発生直後から応急対策の終了に至るまでの間における、災害応急対策にかかわる体制・措置など
第4部 災害復旧・復興計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業など
第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進における、本市、防災関係機関、市民、事業者等がとるべき措置など

3 活動細部計画

各部局は、本計画に基づく対策の実施に関し、活動細部計画を策定する。

なお、活動細部計画は随時検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。



4 計画の習熟

各部局及び防災関係機関等は、日頃から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画及びこれに関連する他の細部計画等の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第3節 業務継続計画の策定

大規模な地震発生時においては、本計画に基づく応急対策・復旧復興対策はもとより、市民生活等に重要な業務については、維持・継続して行う必要がある。

そのため、本計画に基づき定める細部活動計画に、市民生活に密接に関係する通常業務を継続・早期復旧させるための手順等も加えるなど、災害対応業務と必要通常業務との位置付けや関連性を明確にした業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、随時見直しを行っていく。

第2章 本市の概況

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

本市は神奈川県南東、三浦半島の中央部にあって、東周は東京湾、西周は相模湾にそれぞれ面している。

市の北端（北緯 35 度 20 分）は夏島町で横浜市金沢区との境の平潟湾に面し、南端（北緯 35 度 11 分）は長井で三浦市初声町に接し、南北はおよそ 15.8 km である。市の東端（東経 139 度 45 分）は鴨居の観音崎で東京湾口に面し、西端（東経 139 度 35 分）は秋谷の長者ヶ崎で三浦郡葉山町に接し、東西はおよそ 15.5 km である。

市域の面積は、100.82 km² であり、三浦半島の約 60% を占めている。

2 地形

本市は、地形的に、北帯山地、中帯山地および南帯山地に大別され、標高 100 ~ 200 m 程度の起伏の多い丘陵・山地からなり、この丘陵地の東側と南側に比較的上面が平坦な台地が分布し、宅地や農地に利用されている。

低地は、谷部と海岸部に分布し、比較的広い低地は小田和湾岸と平作川流域に広がるにすぎず、東京湾岸などの海岸部には狭い低地と埋立地が点在している。

一方、西側は相模湾に接しており、海蝕地帯が多く、その他は概ね砂浜と岬で構成されている。

3 地質

市域の基盤は、数 100 万年以前に堆積した葉山層群や三浦層群と、それよりやや新しい本市北部に分布する上総層群からなっている。これらの基盤は泥岩、砂岩等の軟らかい岩石から構成されている。

丘陵や台地の一部にはやや新しい時代の相模層群がこれらの基盤を覆っている地域もある。相模層群は砂礫や砂などからなり、本市東部の小原台地や南部の宮田台地に厚く分布している。また、台地の上部や丘陵の頂部には富士山や箱根火山の噴火による火山灰から成る関東ローム層がところにより覆っている。

山地や台地は浸食されて部分的に谷となり、新しい堆積物によって覆われ、さらに川を流下した土砂が海岸部に堆積している。特に、平作川流域は厚さ 50m 以上に達し、軟弱層の厚い地域となっている。

また、近年では海岸部や谷部を埋めた人工地盤から成る盛土地や埋立地が目立ち、盛土は泥岩やローム（粘性質の高い土壌）などを材料として盛られ、埋立地は砂などから形成されている。

4 活断層

本市には、三浦半島断層群において主部と呼ばれる 2 つの活断層がある。

三浦半島断層群主部は、過去の活動時期の違いから、北側の衣笠・北武断層帯と南側の武山断層帯の二つに分けられる。

衣笠・北武断層帯の最新活動時期は、6 - 7世紀であったと考えられ、信頼度は低いとその平均的な活動間隔は概ね1千9百年 - 4千9百年程度であった可能性がある。武山断層帯の最新活動時期は、概ね2千3百年前以後、1千9百年前以前であったと考えられ、その平均的な活動間隔は1千6百年 - 1千9百年程度であったと推定される。

なお、1923年大正関東地震の際に、武山断層帯の陸域部の東端付近で、地震断層が出現したことが知られているが、地震断層が現れた範囲は1km程度とごく短い区間であることから、これは関東地震に付随した活動であり、武山断層帯固有の活動ではないと推定される。

政府の地震調査委員会は、東日本大震災後に本州の東側の地盤がゆるやかに東へ動く地殻変動が続いているために、三浦半島断層群活断層での地震の危険性がこれまでより高くなっているおそれがあるとしている。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

本市の人口は396,424人、世帯数は167,430世帯（令和元年6月1日現在 出典：横須賀市推計人口）であり、平成5年頃をピークに徐々に減少傾向にある。

人口集中地区は、東京湾沿いの追浜から衣笠、浦賀、北下浦に至る地域と、武、林の県道横須賀三崎線の両側から長井、長坂、佐島の相模湾沿いの地域の2地域で、本市人口の約95%がこの地区に居住している。

また、高齢化と核家族化（単身世帯の増加）が進行しており、特に高齢化の進行を反映して、高齢者比率は29.6%に至っている。（出典：国勢調査）

2 土地利用

本市は軍港を中心に発展してきた歴史的経過から、人口集中地区や交通基盤が東京湾側に集中している。

また、近年のまちづくりの進展により、郊外の丘陵上部や海岸部に住宅団地や大規模な新市街地が開発整備され、工業団地や農地などの土地利用が減少した。

現在の土地利用状況は、山林や農地が約32%、住宅用地が約24%、商業・工業等用地が約8%、道路・鉄道用地が約10%となっている。（出典：都市計画基礎調査）

3 道路

市内の主要道路は、南北軸が国道16号、国道134号、横浜横須賀道路、三浦縦貫道路であり、東西軸が横須賀逗子線、横須賀三崎線、安浦下浦線、本町山中線などである。

一部の路線には、地形の制約から幅員が狭隘で拡幅が難しい区間もあり、道路混雑の一因ともなっていることから、市街地における通過交通のバイパス機能を果たす三浦半島中央道路や、災害時の多重安全性を確保するための国道357号の早期整備が望まれている。

また、本市の地形の特質から谷戸などが多く、トンネルや橋りょうが多数存在している。

4 公共交通機関

市内の鉄道路線は、JR東日本の横須賀線、京浜急行電鉄の本線と久里浜線が運行している。

バス路線は、横須賀駅、衣笠駅、浦賀駅、京急久里浜駅を中心に市域を網羅する形で運行している。

第3章 地震及び被害の想定

地震被害想定は、将来市域に発生することが予想される地震の特徴を過去の地震等から明らかにし、地震の発生時期、気象など一定条件下で、地勢、人口密度、土地利用の状況等を前提として被害の様相を想定するもので、震災の予防やその被害に応じた災害応急対策、復旧対策及び復興計画の検討をより効果的に進めることを目的とする。

本市では、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて神奈川県が実施した「神奈川県地震被害想定調査」の調査結果から、本市に直接の大きな影響を与える三浦半島断層群の地震、大正型関東地震、南海トラフ巨大地震を想定地震とする。

第1節 想定地震

1 三浦半島断層群の地震

同断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の地震である。

また、同断層群は、文部科学省地震調査研究推進本部の長期評価では、国内の主な活断層の中で、今後30年以内の地震発生の可能性が高いグループに属されているため、本計画において災害応急対策の対象地震としている。

2 大正型関東地震

相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震である。

1923年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としている。

3 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震である。

国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、本市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を強化すべき地域に指定されているため、本計画では、第5部で南海トラフ地震防災対策推進計画を定めている。

なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっている。

第2節 被害の想定

1 設定条件

本計画においては、概ね全項目で被害が最大となり、各関係機関が初動体制を取りにくく、市街に滞留している人が多い、季節は冬、発生日時は平日の18時、風速・風向は近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均を想定条件としている。

(「平成26年度神奈川県地震被害想定調査報告書」から抜粋)

2 想定地震別被害想定

上記設定条件における、本市に予想される被害概要は次のとおり。

(神奈川県地震被害想定 調査報告書(概要版))

種別	項目	三浦半島断層群の地震	大正型関東地震	南海トラフ巨大地震
	モーメントマグニチュード	7.0	8.2	9.0
	最大震度	6強	7	5強
	最小震度	5強	6弱	4
人的被害	死者数(津波含む)	370	2,910	210
	(人)津波	-	1,850	210
	負傷者数(津波含む)	4,960	10,640	70
	(人)津波	-	530	60
建物被害	全壊棟数(棟)	8,330	24,220	910
	半壊棟数(棟)	22,030	32,460	2,590
火災被害	出火件数(件)	30	70	0
	焼失棟数(棟)	3,100	5,030	0
	自力脱出困難者(人)	880	3,560	0
避難者数	1日目～3日目(人)	96,360	187,370	13,930
	1ヵ月後(人)	64,930	132,170	6,790
帰宅困難者数	直後(人)	14,510	14,510	14,510
	2日後(人)	14,510	14,510	0
	エレベータ停止台数(台)	380	390	*
ライフライン	電気(停電件数)(軒)	267,400	267,400	267,400
	都市ガス(供給停止)(件)	0	95,180	0
	LPガス(供給支障)(戸)	680	880	0
	上水道(断水人口)(人)	127,350	237,900	0
	下水道(機能支障人口)(人)	21,410	33,860	2,960
	通信(不通回線数)(回線)	150,990	147,360	147,050
	震災廃棄物(万トン)	237	547	23

(注) *わずか(計算上0.5以上10未満) 計算上0.5未満は0としている

第4章 市民、自主防災組織、事業者の役割

地震の被害を最小限に抑えるためには、市民、自主防災組織、事業者それぞれの防災力を高め、連携することが重要である。

市民、自主防災組織、事業者が地震に対して適切な行動をとるための、日頃からの心構えや役割等は次のとおりである。

第1節 市民の役割

市民一人ひとりが「自分の身は、自分で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止等に配慮するとともに、震災が発生した場合の救助・支援が実施されるまでの最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、その他生活用品などの備蓄に努めることが必要である。

そして、万が一の避難に備え、非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、携帯トイレ、医薬品などを持ち出す準備やペットとの同行避難に対する準備を整えることも必要である。

また、地域の自主防災組織や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、習得した知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう防災行動力を高めることが必要である。

第2節 自主防災組織の役割

地域の防災力を向上するには、地域住民同士の組織的な行動が何よりも効果的である。

そのため、災害時での助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成し、「自分たちのまちは、自分たちで守る。」との認識のもと地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図ることが必要である。

については、自主防災訓練を自主防災指導員が中心に行い、定期的に防災用資機材の点検を行うなど、自主防災組織の活動を充実させることが必要である。

さらに、災害による犠牲者をより少なくするためにも、高齢者や障害者等の要配慮者を地域ぐるみで守るように努めることも必要である。

第3節 事業者の役割

事業者の役割として、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を意識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。

併せて、震災時には帰宅困難が予想される従業員等を無理な帰宅をさせるのではなく、一定期間事業所内に留めておくなど、安全を確保するため非常食料等の備蓄その

他必要な措置を講ずるなど積極的に防災の推進を図ることが必要である。

また、より被害軽減を図るため、従業員一人ひとりも震災に関する知識や対応能力の習得に努めることが必要である。

第4節 地区防災計画の提案

平成25年の災害対策基本法改正により、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、一定の地区内の居住者及び事業者は地区防災計画を作成し、市防災会議へ提案することが出来るようになった。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に定めるものとする。

現在、定められている地区防災計画は次のとおりである。

(令和2年3月現在、1地区)

「よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシア地区防災計画」

第5章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

第1節 本市が行うべき業務の大綱

横 須 賀 市	<ol style="list-style-type: none"> 1 横須賀市防災会議の事務 2 防災組織体制の整備 3 防災に関する調査研究、教育及び訓練、啓発 4 災害教訓の伝承に関する啓発 5 防災に必要な物資及び資機材の備蓄並びに整備 6 消防活動、その他の応急措置 7 情報の収集・伝達及び広報 8 避難対策 9 被災者に対する救助及び救護の実施 10 保健衛生対策 11 文教対策 12 被害調査 13 復旧対策 14 その他の災害応急対策 15 その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置
---------	---

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

1 指定地方行政機関

関東財務局 横浜財務事務所 (横須賀出張所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請 2 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会 3 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付 4 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
神奈川労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 工場等事業場における労働災害の防止の指導・援助 2 建設現場の統括安全衛生管理の徹底 3 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助 4 被災者の雇用対策
関東農政局 神奈川支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急用食料の調達・供給に関する連絡調整
関東運輸局 神奈川運輸支局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

関東地方整備局 京浜港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備 2 港湾施設、海岸保全施設等に関する応急対策及び復旧対策の指導、協力 3 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東地方整備局 横浜国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練 2 水防に関する施設及び設備の整備 3 災害危険区域の選定 4 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達 5 災害に関する情報の収集及び広報 6 水防活動の助言 7 災害時における交通確保 8 災害時における応急工事及び緊急対応の実施 9 災害復旧工事の施工 10 再度災害防止工事の施工
第三管区 海上保安本部 横須賀海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模地震災害対策訓練等の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3 港湾の状況等の調査研究 4 船艇、航空機等による警報等の伝達 5 船艇、航空機等を活用した情報収集 6 活動体制の確立 7 船艇、航空機等による海難救助等 8 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救助物資等の緊急輸送 9 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 10 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11 排出油等の防除等 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 14 海上における治安の維持 15 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置 17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

東京管区気象台 横浜地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波警報・注意報、津波予報及び地震、津波に関する各種情報の関係機関への伝達 2 地震、津波等に依る防災情報伝達体制の整備 3 地震、潮位及び地殻歪に依る観測施設の整備及び運用 4 地震活動に関する調査及び資料の作成、提供 5 地震、津波等防災に依る広報活動、知識の普及及び関係機関の計画等への助言 6 地震、津波防災に依る防災訓練の実施及び関係機関との協力 7 2次災害の防止のための余震に関する情報、気象警報・注意報、気象等に関する情報等の提供及び専門職員の派遣 8 復旧・復興に向けた支援のための気象・地象等総合的な情報提供及び解説
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関する事 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関する事 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関する事 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関する事
国土地理院 関東地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

2 指定公共機関

東日本電信電話(株) 神奈川事業部 (株)NTTドコモ 神奈川支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
日本銀行横浜支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報

日本赤十字社 神奈川支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 ところのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 義援金の受け及び配分 6 その他応急対応に必要な業務
日本放送協会 横浜放送局	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安
東日本高速道路(株) 関東支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路の耐震整備 2 道路の保全 3 道路の災害復旧 4 災害時における緊急交通路の確保
KDDI(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通
東日本旅客鉄道(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道、軌道施設の整備、保全 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
東京ガス(株) 神奈川支社 横浜支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス供給施設の災害予防措置 2 災害発生時の応急対策
日本通運(株)横浜支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力パワー グリッド(株)藤沢支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧
日本郵便(株) (横須賀郵便局) (田浦郵便局) (久里浜郵便局) (株)ゆうちょ銀行 横須賀支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便物の送達の確保 2 救援物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞いの現金書留郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災者の救護を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 6 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資

3 指定地方公共機関

京浜急行電鉄㈱	1 鉄道、軌道施設の整備、保全 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
京浜急行バス㈱	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策
(一社)横須賀市 医師会 (一社)横須賀市 歯科医師会 (一社)横須賀市 薬剤師会	1 傷病者に対する診察、治療、調剤、応急処置、保健・ 服薬指導 2 病院又は診療所への転送の手配 3 死亡の確認及び死体の検案 4 医薬品等の優先供給 5 医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け及び管理 6 その他必要と判断した処置等
(株)アール・エフ・ ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安
(株)神奈川新聞社	1 災害状況及び災害対策に関する報道
神奈川県 住宅供給公社	1 災害時における住宅の緊急貸付
(一社)神奈川県 トラック協会	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
(公社)神奈川県 L Pガス協会 横須賀・三浦支部	1 応急燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策

4 神奈川県

神奈川県	1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施につ いての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 災害教訓の伝承に関する啓発 5 防災訓練の実施 6 防災施設の整備 7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 8 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 9 緊急輸送の確保 10 交通規制、その他の社会秩序の維持
------	--

神奈川県	11 保健衛生 12 文教対策 13 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 14 災害救助法に基づく被災者の救助及び資源配分の連絡調整 15 被災施設の復旧 16 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
------	---

5 神奈川県警察

神奈川県警察 (横須賀警察署) (田浦警察署) (浦賀警察署)	1 警戒体制の確立 2 災害に関する情報の収集及び伝達 3 避難誘導、被災者の救出、その他人命の保護活動 4 行方不明者の捜索、死体の検視・調査等 5 交通規制及び緊急交通路の確保 6 犯罪の予防・取り締まり、その他治安維持活動
--	---

6 自衛隊

自衛隊 (陸上自衛隊東部方面 混成団・通信学校) (海上自衛隊横須賀 地方総監部)	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救 護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及 び譲与
---	---

7 消防団

消防団	1 消火活動および救助活動の実施 2 地域住民の避難誘導の実施 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握
-----	---

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

病院等医療施設の 管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入院患者等の保護及び誘導 3 災害時における病人等の受入及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産
社会福祉施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護及び誘導
学校法人	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施

農業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあっ旋 4 被災農家に対する融資のあっ旋
漁業協同組合	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資又は融資のあっ旋 3 漁船及び協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
産業経済団体 (横須賀商工会議所)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力 2 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
金融機関	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災事業者等に対する資金融資
危険物施設及び高圧 ガス施設の管理者	<ol style="list-style-type: none"> 1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備

第2部 災害予防計画

第1章 地震に強いまちづくりの推進

第1節 まちづくりの計画的な推進

1 基本的な考え方

本市はその地勢上、少ない平地と谷戸地形、急傾斜地に近接した住家、幹線道路に数多いトンネル、長い海岸線などの特徴があり、大規模地震が発生した場合、さまざまな被害の発生が予想される。

本市は、地震に強いまちづくりを推進するため、本計画に基づき建築物・構造物の耐震化・不燃化、道路網の確保、建築物等への防災性能や省エネルギー性能の付加、防災空間の確保などに重点を置き、各種事業・施策を体系的にとらえつつ、横須賀市都市計画マスタープランと整合を図り総合的かつ計画的に推進する。

2 防火・準防火地域の指定

防火地域及び準防火地域の指定により建物の不燃化を図るとともに、幹線道路、公園緑地、不燃建築物等による延焼遮断帯を形成し、震災時の延焼火災の拡大を防止する。

これにより、市民の安全な避難に寄与するとともに、緊急物資の迅速な輸送体制を確保する。

第2節 都市施設等の防災化の推進

1 都市計画道路等の整備推進

震災時避難所、広域避難地、物資配送拠点、地域医療救護所などの主要な防災拠点を結ぶ道路や、消防活動等の緊急活動に必要な道路など、防災機能の強化も観点に含め整備推進を図る。

2 橋りょう及び横断歩道橋の安全性の確保

橋りょう及び横断歩道橋の安全性に関する総点検結果に基づき、危険箇所については、緊急輸送道路から優先的に補強、架け替えを実施する。

3 港湾施設の整備

本市の地勢から、陸上の輸送路が被害を受ける可能性が高く、緊急援助物資や応急復旧資機材などの陸揚げや、帰宅困難者の海上輸送などの応急対策に、港湾施設は重要な役割を果たすことが期待される。

このことから港湾施設の整備については、岸壁の耐震強化を進めるとともに、物資等の一時保管や応援部隊等の拠点などとしての防災機能が向上するよう、埠頭用地及び港湾緑地の空間を確保する。

4 海岸保全施設の整備

海岸背後の道路、住宅等が津波により浸水するおそれがあるため、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」及び「相模灘沿岸海岸保全基本計画」で定める防護すべき地域及び防護水準に基づき、海岸保全に努める。

5 河川護岸等の整備

地震による護岸の崩壊などによる河川のせき止めに起因する浸水や土石流などの二次災害を考慮し、河川護岸等の維持補修を行う。

6 都市公園等の整備

(1) 防災の観点を含めた整備推進

都市公園、緑地、広場等のオープンスペースは、広域避難地や各種応急対策用空地として、また、延焼火災の拡大阻止など、防災上重要な空間であるため、本計画に基づき、「横須賀市みどりの基本計画」と整合した都市公園、緑地の整備拡充に努める。

(2) 災害時に備えた配置

街区公園などの住区にある公園については、地域の一時避難地となる場合が多く、土地利用状況、都市形態及び既存の公園、公共空地の分布等を考慮して配置する。特に高密度な市街地では、規模の大きい街区公園を積極的に配置する。

7 谷戸地域対策の推進

本市特有の谷戸地域について、がけ崩れや火災による避難困難地域を解消するため、建築物の不燃化及び耐震化等を推進する。

8 市街地開発事業の推進

主要な鉄道駅周辺や老朽建築物の密集した市街地については、市街地再開発事業や土地区画整理事業等により市街地の防災性を向上し、利便性が高く安全なまちづくりを推進する。

第3節 ライフライン施設の強化

1 共同溝の整備促進

ガス、電気、上下水道などのライフライン事業者は、日常生活に欠かせないライフラインを道路地下に収納する共同溝の整備を、都市整備と協調しながら促進することにより、震災時におけるライフラインの安全性の確保を図る。

2 水道施設の対策

本市の水道普及率は100%であり、上水道施設の被災は市民生活に大きな影響を与えることが予想される。

上下水道局は、経年送配水管の耐震管路への取替えを推進するなど、地震発生時の被害軽減のため、次の対策を実施する。

(1) 水道施設の安全対策

本市の水道施設の安全対策の概要は、次のとおり。

項目	概要
施設の適切な維持管理	浄水場、ポンプ所、配水池等の基幹施設の適切な保全を行う。
送配水幹線の補強	素掘トンネルの鉄筋コンクリート巻立 導送水管継手の離脱防止対策 水管橋等の補強
配水管路の耐震化	埋設されている地盤に不適合な管種について、重要度に応じた耐震管への布設替えを実施する。
自家発電設備の整備	主要な水道施設への自家発電装置の設置 定期的な試運転の実施
情報システムによる管理	マッピングシステムの高度利用を図るため、災害シミュレーションなどの機能強化を推進する。
対応体制の強化	災害二輪調査隊の編成 緊急時における職員の出動体制の計画化

(2) 非常用飲料水の確保

非常用飲料水の確保は、次のとおり実施する。

項目	概要
非常用水源の確保	走水、林に非常用水源としての井戸を設置
災害用の水道水の確保	主要配水池に緊急遮断弁を設置 配水幹線の改良による、非常時における貯水機能 水道管直結式非常用貯水装置(100m ³ タンク)の設置

3 下水道施設の対策

上下水道局は、災害時における生活環境保全のための対策を実施する。

項目	概要
ポンプ場・処理場における対策	耐震性が低い施設は、必要な補強工事を実施する。 地盤の液状化が予想される地域の施設にあっては、必要に応じて液状化対策を実施する。 機械設備の各種配管には、新素材及び伸縮継手などを用い、地震による変位を吸収し、漏水防止対策を図る。 停電に備え、自家発電装置の設置を進める。
管路施設における対策	耐震性の低い管路施設は、布設替え、管更生等による耐震化工事を実施する。 下水管とマンホールの接続部に可撓性の継ぎ手を設置する。 マンホール蓋は、不用意に開くことがないようフック付のものに順次交換する。

項目	概要
資機材、人員の確保	災害時に備え、緊急用資機材を備蓄する。 資機材や人員が不足する場合を考慮して、平常時から業界団体等と協定を締結するなど、非常時の応援体制の整備を図る。

4 電力施設の対策

都市機能は、電気に大きく依存しており、災害時の停電が市民生活や災害対応に与える影響は極めて大きいため、次のような対策を実施する。

(1) 東京電力パワーグリッド網

項目	概要
施設の適切な維持管理	電力供給設備(送電・配電・変電設備)の耐震化等適切な保全を行うとともに、二次的被害防止のために有効な配電設備の地中化について道路管理者とともに計画的に進める。
送配電系統の多重化	送配電系統は複数の系統又は予備系統とネットワーク化されており、1系統に障害が発生した場合には、他系統に切り替えを行い、早期送電に努める。
被害状況の早期把握	配電設備は、地震による建物等の倒壊、火災等による二次的被害を受ける可能性が高いため、被災後の巡視により被害状況を早期に把握する。 切れた配電線による感電などの二次災害防止のため、安全処置を迅速に行う。
復旧時の配慮	阪神淡路大震災では、配電系統が復旧した建物から通電火災が発生したことを教訓に、復旧時の安全対策に配慮する。

(2) 本市

項目	概要
非常時の電源確保	防災拠点となる公共施設等に電気自動車(EV)とPCSを配備し、非常時の電源供給体制を整備する。 * PCS (Power Control System : 電力制御装置) EVのバッテリー充電とバッテリーからの給電を行う装置
再生可能エネルギーの活用	防災拠点となる公共施設等に太陽光発電など、災害に強い再生可能エネルギー等を導入し、災害時でも電力が利用できる体制を検討する。

5 都市ガス施設の対策

東京ガス株は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また、発生した被害を早期に回復するため、防災環境の設備等の防災対策の推進を図る。

項目	概要
施設の機能確保	供給施設の耐震化及び分散化、供給系統の多重化とともに、臨時供給のための移動式ガス設備等の整備に務める。
ガス漏えい防止策の推進	ガス遮断装置の設置、導管防護措置、感震遮断機能を有するガスメータ及び緊急遮断装置の設置を推進する。
非常用設備の整備	常用电力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため、必要に応じて自家発電設備などを整備する。

6 通信サービス施設の対策

通信サービス事業者は、音声通話、インターネット、コンピュータ間の情報伝達等の通信網の不通は、災害対応や経済活動に大きな影響を及ぼすことから、次のような対策を実施する。

項目	概要
設備の対災性向上	災害に有効な通信ケーブルの地中化の促進 電気通信設備に対する予備電源の確保 主要伝送路の多ルート化・ループ化の促進 主要中継交換機の分散配置
重要通信の確保	災害が発生し、通話が著しく輻輳した場合、重要通信を確保するため通話の利用制限措置を行う。
通信の疎通に対する 応急措置	災害救助法が適用される規模の災害時における公衆電話の無料化実施 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び災害用伝言板の運用を開始 罹災者の用に供するための臨時公衆電話を避難所に優先設置
災害対策機器の配備	電話設備等が被災した場合に備え、重要通信の確保、通信の途絶防止のための移動電源車、移動無線車等の災害対策機器を配備する。

7 鉄道施設の対策

鉄道事業者は、地震発生時の旅客の安全と円滑な輸送を図るため、次のような対策を実施する。

項目	概要
施設・設備の耐震化	盛土、法面、橋りょう、高架橋などの施設について、必要な耐震点検及び補強を行うとともに、予め地震時における要注意構造物を特定しておく。
地震列車防護装置の設置	地震計や緊急地震速報のデータにより、自動的に列車を停止するための装置の設置を進める。
運行停止時の対応の検討	運行停止時の旅客対応や駅周辺での混乱防止措置について事前に検討する。

第4節 建築物の防災化の推進

1 建築物の耐震化の基本方針

地震による死傷者数及び経済被害の軽減を図るためには、建築物の耐震化を推進することが不可欠である。

本市においては国が策定した「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」及び「神奈川県耐震改修促進計画」と連携した「横須賀市耐震改修促進計画」（以下、市促進計画）に基づき、各種耐震化策を推進する。

2 一般建築物の耐震化促進

(1) 住宅の耐震化促進

戸建住宅及び共同住宅の耐震化については、現状の耐震化率を踏まえ、市促進計画に基づき戸建住宅に重点をおき耐震化率向上のための支援を行う。

(2) 民間特定建築物の耐震化

耐震改修促進法第6条第1号で定める特定建築物については、市促進計画に基づき所有者等に指導・助言することにより耐震化を促進する。

また、耐震改修促進法第6条第2号及び第3号で定める特定建築物については、建築物の実態に即した耐震化促進について所有者等に指導・助言する。

(3) 公共建築物の耐震化

公共施設は、地震災害時には避難所や活動拠点としての役割を担うものであるため、積極的に耐震診断、耐震補強を実施し、災害時においてもその機能を維持できるよう努める。

3 耐震診断・耐震改修の支援

建築物の耐震化推進にあたっては、建築物の所有者等が自らの生命・財産を守るという意識と、地域の防災問題としての認識を持つことが重要である。

そのため、所有者等が耐震化を実施する際の支援策を整備する。

制度・事業名称	対象の概要	内 容
軸組木造住宅の耐震化支援	昭和56年5月末日以前に着工した在来工法による木造住宅を所有し居住する方	耐震診断・改修計画書の作成、耐震補強工事図面作成、耐震補強工事、工事監理の費用の一部補助
軸組木造住宅の耐震化支援	昭和56年5月末日以前に着工した在来工法による木造住宅を所有し居住する65歳以上の方又は震災時に自力避難が困難な方と同居する方	耐震シェルター及び防災ベッドの設置費用の一部補助
共同住宅の耐震化支援	昭和56年5月末日以前に着工した分譲マンションの管理組合	耐震診断に至る前段の予備診断費用、耐震診断費用の一部補助
町内会館の耐震化支援	町内会館及び自治会館	耐震診断費用の一部補助
耐震改修に対する税の特例措置	旧耐震基準により建築された住宅の耐震改修を行ったもの	固定資産税及び所得税の減税

4 居住空間等の安全対策

(1) 窓ガラス等の落下物防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、瓦、看板等の落下による危険を防止するため、繁華街の道路や通学路に面した建築物を中心に、落下物が発生するおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、窓ガラスへの飛散防止フィルム貼付や看板の落下防止など、落下物防止の重要性について啓発・指導を行う。

(2) ブロック塀の倒壊防止対策

ブロック塀を所有している市民等に対して、日頃から点検に努めつつ、危険なブロック塀に関しては、補強又は改築するよう指導する。

また、ブロック塀の安全点検法や、安全なブロック塀の構造、施工方法などについて市民等に啓発を行う。

(3) 高層建築物の安全対策

高層住宅は、一般的に耐火性、耐震性に優れ、地震においても比較的安全と考えられるが、エレベーターの停止やライフラインの寸断により思わぬ負担や被害を受けることになるので、住民等への意識啓発に取り組む。

5 その他建物等の安全対策の推進

地震に伴い、宅地・建物が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災した宅地・建物を調査し、余震等による二次災害の軽減防止を図るための応急危険度判定制度の整備について、県との連携を図り推進する。

6 文化財等の災害対策

(1) 防災訓練の実施

火災等の災害による文化財の被害を未然に防ぐため、文化財防火デー（毎年1月26日）を中心として、文化財の所有者・管理者、消防機関、地域住民等の協力の下で防災訓練を実施する。

(2) 文化財の火災予防

文化財指定の建物については、消防法に基づいた消防設備の設置等を指導する。

第5節 地盤災害の防止

1 がけ、擁壁の防災化の推進

本市は、崩落の危険性のあるがけが多く存在し、県の「かながわランドデザイン」において、急傾斜地崩壊防止施設の「重点整備地域」に位置づけられている。

そのため、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業と連携し、がけ崩れ災害を防止するための対策を推進する。

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害を防止するため、指定基準に該当する場合は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、県知事が市長の意見を聞いて急傾斜地崩壊危険区域を指定のうえ、崩壊防止工事を行う。

項 目	概 要
指定基準	傾斜角が30度以上、かつ高さが5m以上のがけ崩壊により危害が生じるおそれがある住家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれがある区域
本市の対策	県と連携し、急傾斜地崩壊危険区域の周知、当該区域内での行為(工作物の設置、立木竹の伐採、土石の採取等)の規制が効果的に実施されるよう努める。

(2) 宅地造成等規制法に基づく防災の指導

宅地造成に伴うがけ崩れ災害を防止するため、宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域として市域の約80%を指定し、計画、構造、施工等について指導する。

(3) がけの改善事業

制度の名称		対象の概要	内 容
県の制度	急傾斜地崩壊対策事業	高さ5mを超える自然がけ崩壊により被害を受ける住家が5戸以上密集している区域	神奈川県が防災工事を実施
市の制度	既成宅地防災工事等助成事業	高さ2m以上のがけ角度30度以上の自然がけ又は防災工事済みであるが変状が著しいがけの上又は下に住居がある	個人が行う既成宅地のがけ崩れ防止のための防災工事の助成を行うとともに、工事費の市内の銀行、信用金庫等からの融資を紹介
その他	宅地防災工事に係る融資制度	宅地造成等規制法、急傾斜地	防災措置命令等を受け、市民が自ら宅地防災工事を行う場合、(独)住宅金融支援機構が工事費を貸付け

(4) がけに対する安全対策の推進

県と連携し、がけ崩れ災害のおそれがある箇所の把握に努めるとともに、がけ崩れによる被害防止のため、パンフレット等によりがけに対する注意事項について周知する。

2 液状化対策

液状化とは、地震動により地下水を含んだ砂層が液体状になることにより地盤面が軟弱化する現象で、県の地震被害想定調査結果によると、市内における液状化発生のおそれのある地域は、海岸沿いや河川流域に分布している。

これらの地区を中心とした液状化による被害を防止するため、次のような対策に配慮する。

(1) 事業者への助言等

建築物の基礎、杭等については、建築基準法等に定められた構造基準への適合を図るとともに、建築確認申請時には地盤・土質条件に適合した適正な液状化対策工法について助言・指導する。

(2) 液状化に関する情報提供

県の地震被害想定調査結果や「建築物の液状化対策マニュアル」を活用し、液状化による住宅、ライフライン等の被害軽減のため情報提供に努める。

第6節 公共の空地、施設の事前把握

大規模な震災が発生した場合、防災関係機関による救援活動や応急仮設住宅の建設、災害廃棄物の処理など様々な応急対策活動や復旧復興活動が並行して行われ、これらの活動のために多くの公共空地や施設(以下、空地等)が必要となり、更にはそのニーズは時系列で変化していく。

そのため、空地等の被災状況により、その使用の可否を判断し柔軟に対応する必要もあるが、速やかな応急活動を実施するため、平時から本市及び関係機関等が所有する市内の空地等の把握に努めるとともに、災害発生時には空地等を次のとおり主要対策のために利用する。

区 分	主な利用目的(時系列順)
市、県、国等が管理する空地(市管理地以外の空地については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる土地)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難場所(広域避難地) 2 救援拠点(ヘリポート、応援部隊活動拠点) 3 普通ごみ仮置場 4 応急対応・復旧資材置場 5 仮設住宅建設地 6 災害廃棄物集積場 7 災害廃棄物仮置場
市、県、国等が管理する施設(市以外が管理する施設については、事前承諾や協定締結等により、震災時に利用が可能となる施設)	<ol style="list-style-type: none"> 1 震災時避難所及び福祉避難所、帰宅困難者一時滞在施設 2 医療活動場所(応急救護所、地域医療救護所) 3 物資配送拠点 4 遺体安置所 5 災害時ボランティアセンター 6 災害応急施設

第7節 円滑な復旧・復興のための事前対策

関係部局は、円滑な災害復旧・復興に資するため、あらかじめ地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報や測量図面、情報図面等の各種データの整備及び保存に努める。

第2章 防災力強化の取り組み

第1節 消防力の整備・強化

1 公設消防力の強化

地震時に同時多発火災への対応力の強化のため、消防車両・資機材の整備強化を図るとともに、地域特性等を考慮して非常用消防車両の配置を行う。

また、救命効果の向上を図るため、専門的知識の習得など救急高度化を推進する。

2 消防団の強化

(1) 組織の強化

消防団員の地域に根ざした活動は、災害時においては非常に有用なものであることから、消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力体制の環境づくりに努める。

(2) 資機材の強化

同時多発する火災に対応するためには、消防局の消防力のみならず、地域の消防力である消防団の消火活動が重要となるため、地域特性を考慮し、消防ポンプ自動車又は可搬式小型動力ポンプを配置する。

また、地域の防災拠点となる消防団詰所に、消防車両や救出救助活動装備などの資機材の整備強化を図る。

3 消防水利の確保

地震時には、水道管路の破損などにより消火栓の使用が不能になる場合も考えられるため、耐震性貯水槽の整備、海水等による大量送水システムの整備やプールなどの貯水施設の常時使用が可能になる措置など、消火栓に依存しない消防水利の確保を進める。

4 震災消防計画等の策定

地震時における広域的な火災防御活動及び住民救出活動の効果的な実施を図るため、あらかじめ次の事項を内容とする震災時災害活動計画等の事前計画を策定する。

項目	概要
緊急参集体制の整備	消防職員・消防団員の緊急参集体制を整備する。
水利の確保	地震時においても使用可能な水利を確保する。
救助体制の確立	倒壊家屋からの救出及び要配慮者の救助体制を確立する。
通報体制の確立	火災の早期覚知、通報体制を確立する。
監視システム等の検討	地震時に特に大きな被害が予想される地区の被害状況等の把握ができるシステムの検討を行う。
後方支援体制の強化	元消防職員・消防団員による防災支援隊の協力を得て、災害活動の後方支援体制を強化する。

5 横須賀市防災支援隊や事業所消防隊との連携

地域における防災力を一層高めるために、消防活動の経験を有している消防職団員の退職者で結成する「横須賀市防災支援隊」や事業所消防隊との協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実・強化を図る。

第2節 情報通信網の整備

地震発生時に、市民に対し迅速・適切に情報提供を行うと同時に、救援・救助活動に携わる関係機関が被害状況を的確に把握し、相互連絡を緊密にとり効果的な活動を行うことができるように、災害情報通信網の整備を図る。

なお、整備にあたっては情報通信技術の進歩に注視し、途切れない通信手段の確保を念頭におくこととする。

1 庁内及び防災関係機関等との情報通信

(1) 災害情報通信ネットワークシステムの運用

的確かつ迅速な意思決定を可能とするため、災害情報を一元管理し、全庁で共有するシステムを運用する。

大規模災害時においても利用できるように、各部局は平常時から、このシステムの活用にも努める。

(2) 衛星電話

通信の輻輳の影響がないため、災害対応の拠点となる災害対策本部、市役所関係各課、行政センター、消防局、市立病院、地域医療救護所に設置する。

なお、衛星電話については、平時からの適切な管理を行うとともに、電源管理、アンテナの方向・設置場所の検討など緊急時の連絡が円滑に行えるよう努める。

(3) 災害時優先電話

市各課の加入電話及び携帯電話の一部は、災害時優先電話に登録されており、災害発生後に音声通話が輻輳している場合でも音声通話を確保できる。

これら回線については、設置場所の周知など緊急時の連絡が円滑に行えるよう努める。

(4) その他の庁内通信網及び補助手段

通信手段	活用方針の概要
内線電話	各部局(対策部)間の情報受伝達は、原則として内線電話(PHSを含む。)により行う。 内線電話網が被害を受けている場合は、衛星電話又は災害時優先電話(加入電話)を活用する。
庁内放送	庁内全体に緊急で情報共有を図る場合は、庁内放送を活用する。

通信手段	活用方針の概要
その他の通信網整備	<p>通信手段が十分に確保できない場合には、以下の手段を活用するものとする。</p> <p>本市が保有する消防無線、水道無線 関東地方非常通信協議会構成員の無線設備 横須賀市アマチュア無線局非常通信連絡実行協議会の無線通信 タクシー無線 災害対策基本法第 57 条に基づく通信設備の利用 (通信の機能が全てマヒした場合)</p> <p>なお、タクシー無線やアマチュア無線については、補助手段として活用できるよう適宜訓練を行う。</p>

(5) 県・防災関係機関との情報収集・伝達体制の整備

防災関係機関や県出先機関、県内各市町村などとの間での災害時の通信の確保や、一斉指令など迅速で確実な情報受伝達を行うために整備された神奈川県防災行政通信網や県災害情報管理システムについて、災害時に円滑に使用できるよう平時からの活用に努める。

通信手段	活用方針の概要
県防災行政通信網	県、各市町村及び防災関係機関間の通信に用いる。
県災害情報管理システム	県及び各市町村間の被害状況の報告等に用いる。

2 防災行政無線

項目	概要
固定系無線設備	子局(放送塔)から地震等の災害情報などを市民へ伝達する。放送は、市民の生命財産の確保に資する情報を優先とする。
防災行政無線放送の補完措置	<p>防災行政無線の放送は屋外での放送のため、屋内にいる場合や、気象条件によっては聞き取りづらい場合がある。そのため、防災行政無線の放送内容を提供するサービスを多様に実施する。</p> <p>【サービス例】 メール配信 地上デジタル波データ放送 テレフォンガイド ファクス通信</p>

3 通信システムの安全対策

地震災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

項目	概要
非常電源の確保	外部からの電力供給停止に備え、防災拠点の自家発電装置や発動発電機の整備を図る。

項目	概要
通信システムのバックアップ	システムの多ルート化などバックアップ体制を整備する。
通信機器の維持	通信システム、機器については、適切に維持管理を行い、通信に支障のないよう努める。

第3節 市民への情報伝達手段の多様化

防災行政無線は、緊急災害時に屋外にいる市民や広範囲の地区に対して一斉広報が可能であるが、より多くの市民に確実に伝達するため、様々な情報媒体の活用も検討する。

1 ファクスの整備

電話や無線と比較して、情報の伝達精度の高いファクスについても、住民への情報伝達手段として活用していく。

2 報道機関・地域密着型メディア(コミュニティFM、ケーブルテレビ)等の活用

震災時においては、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況など市民が必要とする情報を的確に伝え、地域の混乱を最小限にとどめる必要がある。

このことから、情報伝達に大きな影響のあるテレビ・ラジオによる情報伝達について、各報道機関等との連携に努める。

3 災害状況に応じた広報体制の整備

市民に対して迅速かつ正確な情報提供を行うため、防災行政無線やインターネットでの情報提供ほか、地域への貼り紙による掲出等を含め災害状況に応じた適切な広報が行える体制を整備する。

項目	検討する方法
緊急に伝達するもの(「避難指示(緊急)」等)	防災行政無線、広報車、インターネット、テレビ、ラジオ等
一斉に伝達するもの(地震情報、救護所開設情報等)	防災行政無線、広報車等
地域や時期を限って伝達するもの	防災行政無線、広報車、貼り紙、自主防災組織による伝達等
被災地域外に伝達するもの	テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等

第4節 行政情報管理システムの保護

行政情報システムは、広範囲の庁内業務を支えるものであるとともに、災害対応業務や災害復旧等においても必要となるため、関係部局は、情報管理システムに不具合が生じた場合に備え、対応方法やバックアップ体制について保守管理者等と調整する。

第5節 防災備蓄の推進

1 防災備蓄の基本的方針

住宅を失った被災者等が避難所で一時的に生活するための食料、生活関連物資や応急活動のための資機材の備蓄を計画的に進める。

また、災害時は市場流通の混乱などから物資の入手困難が予想されるため、市民に対し支援物資が到着するまでの当面の間（最低3日分、推奨1週間分）の家庭内備蓄を呼び掛ける（「第10章第2節 自助のための防災力の向上」による）。

2 食料及び生活関連物資等の備蓄

災害時においては、道路損壊等により物資の輸送が困難になることも考えられるため、防災資機材倉庫や防災倉庫、市立小中学校、防災活動拠点に、食料や生活関連物資等を分散備蓄する。

(1) 食料及び生活関連物資の備蓄

市長室は、20万食以上の食料、応急給水体制が整うまでの間の緊急用飲料水として、ペットボトル保存水、毛布等の生活関連物資を備蓄する。

(2) 避難所運営資機材、防災資機材の備蓄

関係部局は、避難所運営や救出救助活動等を円滑に行うための発電機、投光器、運搬用機材、炊き出し用機材等の資機材について整備・備蓄する。

3 防災倉庫等の整備

食料、生活関連物資及び防災資機材を備蓄するため、倉庫・収納庫を整備する。

種別	場所	備蓄物資の種類
防災資機材倉庫	日の出町防災資機材倉庫 北防災資機材倉庫 衣笠防災資機材倉庫 佐原防災資機材倉庫 西防災資機材倉庫	応急対策用資機材 備蓄食料(被災者用) 生活関連物資
防災倉庫	各行政センター 消防局庁舎地下	避難誘導資機材 職員用備蓄食料(職員用) 緊急用飲料水(職員用)
防災備蓄倉庫	震災時避難所 (校舎内余裕教室や体育館の一部を使用)	備蓄食料(被災者用) 緊急用飲料水 生活関連物資
防災収納庫	震災時避難所ほか (家庭や広域避難地等に設置)	応急対策用資機材 避難所運営用資機材

4 備蓄物資の充実等

関係部局は、備蓄している物資・機材の定期的な確認を行うとともに、訓練において使用するなど、適切な取り扱いが可能となるよう努めるとともに、更新時等の物資選定にあたっては、常に最新の情報を収集し、保存期間や性能、品質、利用対象者への適合等を考慮して選定する。

5 応急対策従事職員用食料等の備蓄

災害応急対策に従事する職員は、市庁舎、災害現場、震災時避難所などにおける業務を継続的に実施することから、関係部局は、職員の体力の消耗を補うための食料及び飲料水などの備蓄を進める。

第6節 飲料水等の給水体制の整備

災害時には、広範囲にわたって配水管の破損や停電による断水が避けられないものと予想されるため、上下水道局は、災害時の応急給水体制について整備する。

1 飲料水の確保量

飲料水については、上下水道局の計画に基づき、震災直後から1人1日3リットルを目標とし、以後、炊事や衛生など生活維持の面も含め1人1日100リットルまで給水量の確保に努める。

2 飲料水等の供給体制の整備

(1) 飲料水の供給

市内には、非常用貯水装置が震災時避難所及び公園等に46基設置されているほか、配水池や貯水機能を有した配水幹線等が整備されており、災害時にはこれらの設備からの給水を中心とした応急給水体制を整備する。

(2) 医療機関への供給

災害医療拠点病院及び応急二次病院と連携し、災害時の医療活動に必要な水の応急給水体制について整備する。

第7節 学校等の防災力の強化

1 防災計画等の策定

(1) 防災計画等の策定

教育委員会は、児童・生徒・教職員の安全確保のため、所管する学校及び幼稚園（以下、学校(園)）における防災体制を構築するとともに、災害対応が適切かつ迅速に行えるよう県が策定した「学校防災活動マニュアルの作成指針」に基づき、学校(園)別の防災計画（以下、個別計画）の策定を推進する。

なお、個別計画の策定にあたっては、本計画及び活動細部計画との整合を図るとともに、震災時避難所に指定されている学校においては、避難所の開設及び運営の円滑

化を図るため、避難所運営委員会が策定した「震災時避難所運営マニュアル」との整合性に配慮する。

(2) 個別計画の改善等に関する指導・助言

教育委員会は、各学校(園)が策定した個別計画が各学校(園)や地域の実態に即したものであるよう見直しや改善の指導・助言を適宜行う。

2 教職員及び児童生徒の安全対策の推進

(1) 教職員等の災害対応能力の向上

学校(園)は、教職員の任務や防災教育等に関する研修等を実施し、災害時に教職員のとるべき行動とその意義について周知を図り、災害時に迅速かつ適切な行動が行われるよう努める。

(2) 児童・生徒等への防災教育の推進

学校(園)は、児童生徒の発育段階や施設の立地状況等を踏まえながら、教育活動全体を通じて、計画的・継続的に防災教育及び防災訓練を実施する。

また、平時から地域内の安全点検や危険箇所の確認周知を通じて地域住民の一員として貢献できる人材育成など、家庭や地域と連携した防災教育についても推進する。

(3) 児童・生徒等のための防災備蓄品の整備

市立学校においては、震災時に児童生徒等を学校(園)等で保護する際に必要な物資を備蓄する。

3 私立学校や社会福祉施設、児童福祉施設等の安全対策の推進

市内の私立学校は、県からの指導により安全対策を推進する。また、市内公立学校と同様の対応をとることも重要であるので、関係部局は、本市の防災対策に関する情報を提供する等の支援を行う。

また、高齢者や障害者等が利用する社会福祉施設や「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」で対象とする認可保育所、幼稚園、認可外保育施設、学童クラブ等児童が通所して利用する施設や入所する児童養護施設等(以下、児童福祉施設等)における安全対策については、「第11章第3節 要配慮者対策の推進」及び「第4節 児童福祉施設等における防災対策の推進」に基づき実施する。

第3章 避難所・避難地の整備

第1節 震災時の避難

1 震災時の避難の考え方

地震発生直後から、むやみに避難行動をとることはかえって危険な場合もあり、避難方法や考え方は、地震発生からの時間経過や周囲の状況によって変化するため、市民に対して次のとおり周知を行う。

(1) 地震発生直後 『状況に応じて身の安全を確保しましょう』

自分がいる場所や状況に応じて、安全を確保できる場所を選択する。

併せて、テレビ・ラジオなどで正確な情報を入手し、周囲の状況などを確認するなど落ち着いて行動する。

項目	概要
海岸や河口付近にいる場合	津波のおそれがある場合は、海岸や河口から離れた高い場所へ避難する。
自宅やその周辺にいる場合	近隣の空地(町内会などで定めた一時避難地や公園など)へ避難する。
周辺で大規模な延焼火災が発生した場合	火災による熱や煙から逃れるために、自分がいる場所に近い、又は避難しやすい広域避難地に避難する。

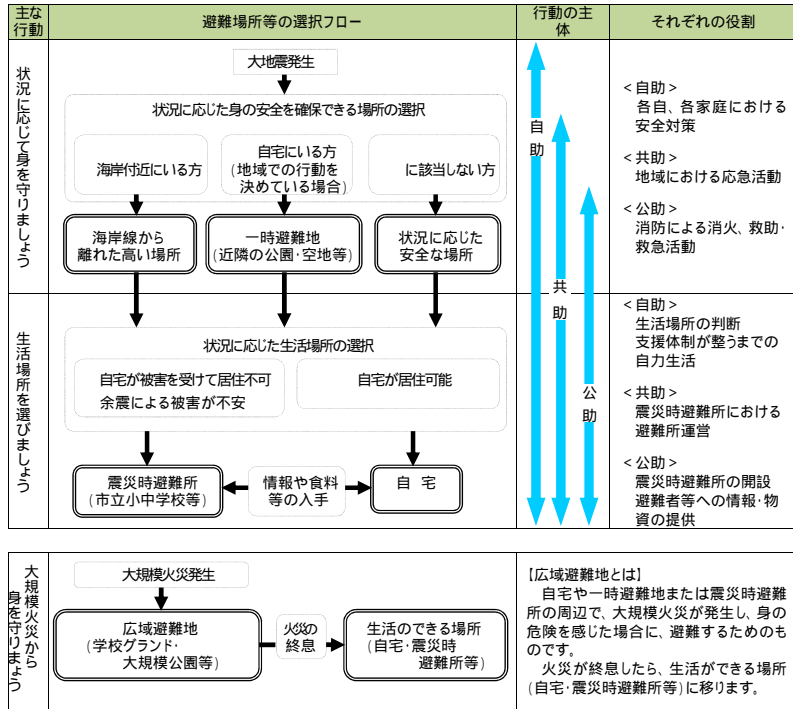
(2) 身の安全を確保したら 『生活場所を選びましょう』

項目	概要
自宅の倒壊や火災による危険がない場合	震災時避難所は、自宅が被災して生活が出来ない方の生活支援を行う場となるので、避難所の混乱を防止するため、自宅で避難生活(在宅避難)を送る。
自宅の倒壊やそのおそれがある場合	近隣の震災時避難所に避難する。

(3) 生活場所を選んだら 『正しい情報を入手し、支援を受けるとともに自立を図りましょう』

項目	概要
自宅で生活を送る場合	食料や飲料水等の生活に必要な物資は、近隣の震災時避難所等で配給するので、支援情報や生活情報を入手する。
震災時避難所で生活を送る場合	周囲の避難者等と協力して避難所での生活環境を整備するとともに、公的支援等による避難所生活からの自立を図る。

震災時における避難体系



2 避難に関する普及啓発方法

震災時に安全に避難を行うためには、震災時避難所や広域避難地のそれぞれの意味合いを理解し、その場所を日頃から把握することが大切である。

そのため、市長室は、震災時避難所、広域避難地や避難体系図などを掲載した防災マップを作成し、配布又はホームページ等で公開することにより、普及啓発を実施する。

第2節 震災時避難所 (指定避難所)

震災時に、自宅が倒壊するなど、住居を失った被災者の一時的な避難生活の場であるとともに、地域住民の生活の支援拠点となる施設である。

1 震災時避難所 (指定避難所) の指定及び指定解除

市長室は、「震災時避難所の選定及び指定等に関する要領」に定める選定基準により、震災時避難所を指定する。

また、指定した震災時避難所は、その選定基準が災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所の指定要件を満たしていることから、併せて指定避難所として指定することとする。

ただし、地域においては震災時避難所として浸透・定着していることから、国が示した見解により、本市では今後においても震災時避難所として運用することとする。

項目	概要
震災時避難所の選定基準 (概要)	<p>震災時避難所の選定にあたっては、原則、避難者を収容する建物が次の各号に掲げる要素を満たしていることを要する。</p> <p>避難者1人あたりの占有面積を2㎡ (要配慮者にあつては4㎡) として、500人以上収容できること。</p> <p>木造建物でないこと。なお、昭和56年5月31日以前に着工した建物にあつては、耐震診断の結果により耐震補強が必要な場合 (学校施設にあつては、1s値が0.7未満の場合。それ以外の施設については、1s値が0.6未満の場合。) は、耐震補強工事を完了していること。</p> <p>避難対象地域外であること。ただし、当該地域内にある場合は、浸水が想定される階より上階に、に示す収容能力を有していること。</p> <p>地域の支援拠点として機能するために、敷地内に避難者収容面積の2倍以上の空地を有すること。</p>

2 避難所の周知

市長室は、避難が円滑に行われるようにホームページや防災マップ等を活用し、市民にあらかじめ避難所を周知する。

また、避難の際には自動車の使用を避けるなど、避難時の諸注意についても合わせて周知を図る。

3 避難所運営体制の整備

(1) 避難所運営体制の整備

すべての震災時避難所に予め、避難所運営委員会を設置するよう、地域住民、行政、施設管理者は努める。

(2) 避難所運営委員会の役割

避難所運営委員会は、各避難所に避難することとなる町内会・自治会の自主防災組織等で構成し、平時から災害時に組織される、震災時避難所運営委員会における役割分担、施設の使用範囲・使用方法、避難所生活のルール等を定めた震災時避難所運営マニュアルの整備を行う。

また、そのマニュアルに基づき、災害時に震災時避難所が円滑に運営できるよう、避難所開設・運営訓練を定期的に実施し、常に避難所の運営体制の見直しを図る。

(3) 避難所運営委員会活動費補助金の交付

避難所運営委員会の活動が円滑に行われるよう、会議に係る経費や避難所運営訓練における経費などに対し、補助金を交付する。

4 震災時避難所運営連絡会の設置

市長室は、避難所へ近隣の複数地区の住民等が避難することから、安全かつ秩序ある避難所運営を実施するため「震災時避難所運営連絡会」を設置し、震災時における避難所間や地域内の連携等について事前に協議する。

項目	概要
設置単位	近接する市立小中学校概ね3校程度を単位として設置 (地区分けの詳細は資料編に示す。)
役割	避難所同士の連携・協力の事前協議 地域外の避難所との協力体制の確立 避難所運営訓練等の企画と実施

5 震災時避難所の機能強化

(1) 物資・資機材の整備

市長室は、避難生活の場であるとともに周辺住民への支援拠点である震災時避難所の運営に必要な物資・資機材の整備に努める。

(2) バリアフリー化の推進

教育委員会事務局は、避難所環境の向上を図るため、避難所となる体育館のトイレの洋式化や防災備蓄倉庫の整備を進める。

(3) 通信手段の確保

市長室は、災害対策本部と各震災時避難所間の通信手段について、防災行政無線の双方向通信機能、タクシー無線、災害時優先電話を基本に整備する。

また、災害時における通信が円滑に行われるよう適宜通信訓練の実施に努める。

第3節 福祉避難所

福祉部は、特別な配慮を必要とする高齢者や障害者、妊産婦等、小学校等の通常の震災時避難所での生活が困難な人たちのための避難所・施設(以下、福祉避難所)を関係部局と連携し整備する。

1 福祉避難所の設置方針

震災後、できるだけ速やかに要配慮者の障害特性等を踏まえた福祉避難所が開設できるよう、段階別、障害別等に避難所を定める。

2 公共施設を利用した福祉避難所の指定

公共施設を利用した福祉避難所については、市長室が関係部局と事前調整の上指定し、福祉避難所として必要となる物資等について関係部局と連携し整備する。

3 社会福祉施設等との協力体制の構築

専門的なケアを要する障害者、高齢者等については、専門施設への緊急一時入所等の対応を行う必要がある。

福祉部は、市長室と事前調整の上、施設機能を低下させない範囲内でこれらの要配慮者等の受入れのための協力体制を整備する。

第4節 大規模火災からの指定緊急避難場所(広域避難地)

1 大規模火災からの指定緊急避難場所(広域避難地)

(1) 大規模火災からの指定緊急避難場所(広域避難地)の指定

市長室は、災害対策基本法第49条の4に基づき、大規模火災からの指定緊急避難場所を、地域人口や当該空地面積、神奈川県大震災避難対策計画を参照にしながら指定する。

ただし、本市では従前から地震の発生に伴う大規模な延焼火災が発生した場合の熱や煙から身を守るための空地を広域避難地として整備し、地域住民に浸透・定着していることから、国が示した見解により、本市では今後においても広域避難地として運用することとする。

(2) 広域避難地標識の整備

市長室は、広域避難地が地震による大規模な延焼火災から身を守るための空地であることを踏まえ、緊急時に円滑な避難が行われるよう、地域の実情を考慮しつつ、広域避難地に関する標識等を整備する。

第5節 一時避難地

1 一時避難地の指定

一時避難地は、地震発生後に、地域住民が安全を確認しあう場所であり、地域における応急活動の拠点となる場所である。

そのため行政が指定するものではなく、地域の実情を把握している自主防災組織(町内会・自治会)が次の事項を目安として事前に指定する。

項目	概要
一時避難地選定の目安	地域単位で避難行動が行えるよう、地域生活圏と関連した場所であること 地域単位で集合した場合において、安全がある程度確保できるスペースを有すること

第4章 帰宅困難者対策の推進

第1節 帰宅困難者対策の考え方

1 帰宅困難者対策の考え方

帰宅困難者対策は、行政の枠組みを超えた広域的な問題であるとともに、事業者等による対策・支援が大きな役割を果たすものである。

計画及び対策を講じる上では、主体と役割を明確にする一方、連携・協力体制を構築し、具体的な対策を推進していく必要がある。

2 帰宅困難者の発生の抑制

発災直後に状況を確認せず帰宅を開始すると、徒歩で帰宅する者の混乱だけでなく、救命救助や消火活動等の応急活動に支障を及ぼすことになる。

このことから、「むやみに移動を開始しない」、「その場(職場等)にとどまる」という基本原則を事業者周知する。

3 関係機関の連携強化

帰宅困難者対策は、交通事業者、集客施設、多くの従業員を有する企業、警察、県、市が連携して取り組むべきものであり、平常時から情報交換を行い、災害時に迅速な対応が可能となるよう連携を強化する。

4 災害時帰宅支援ステーションの啓発

市長室は、徒歩で帰宅する方に対しトイレや休憩の場の提供がなされるように県と連携し、コンビニエンスストアやガソリンスタンドなど「九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション」となる事業者に啓発する。

第2節 帰宅困難者一時滞在施設の整備

市長室は、鉄道駅周辺において帰宅困難者が発生した場合に備え、次の施設を一時滞在施設として施設管理者や事業者と調整を図り、備蓄物資を整備する。

また、一時滞在施設の整備について、公共施設や整備予定のある集客施設や市街地再開発事業による民間施設などの利用を検討する。

一時滞在施設名		想定する主な対象駅
北体育会館	夏島町2	追浜駅、京急田浦駅
総合体育会館	不入斗町1-2	横須賀中央駅、衣笠駅
神奈川歯科大学体育館	稲岡町82	横須賀中央駅、横須賀駅

一時滞在施設名		想定する主な対象駅
県立保健福祉大学体育館	平成町 1-10-1	横須賀中央駅、県立大学駅
南体育会館	久里浜 6-14-1	京急久里浜駅、久里浜駅
(株)横須賀テレコムリサーチ パーク・Y R Pホール	光の丘 3-4	Y R P野比駅
ザ・タワー横須賀中央	大滝町 2-6	横須賀中央駅、汐入駅、 横須賀駅
メルキュールホテル 横須賀	本町 3-27	汐入駅、横須賀駅
関東財務局横須賀出張所 横須賀地方合同庁舎	新港町 1-8	横須賀中央駅、汐入駅、 横須賀駅

第5章 応援・協力体制の整備

第1節 応援の要請・受入れ体制の整備

1 応援の要請及び受入れ体制の整備

大規模災害時には、被害の大きさによっては一自治体の防災体制のみでは、対応が困難となるため、他自治体や自衛隊をはじめとした防災関係機関に対し、応援要請を行うことが必要となる。

このため、関係部局は地震災害時の応援要請・受入れが円滑に行えるよう県地域防災計画及び国の首都直下地震応急対策活動要領等に基づき体制の確立を図る。

また、国の被災市区町村応援職員確保システムについても、活用を検討する。

2 災害時応援協定の締結の推進

関係部局は、他自治体や関係機関に応援を要請した際に、要請に基づく協力が的確に得られるよう、各機関や事業者との災害時応援協定の締結を推進する。

(1) 他自治体との相互応援協力体制の確立

関係部局では、県内市町村、中核市、その他地方公共団体と締結した災害応急対策の相互応援に関する協定等に記載された対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図る。

また、今後とも各協定内容の充実を図るとともに、広域的な相互応援体制を整備する。

(2) 民間事業者や団体との協力

関係部局は、専門的な技術や資機材、物資などを保有し、幅広く的確な応急復旧活動が期待できる民間事業者や団体から積極的な協力が得られるように、あらかじめ協定を結ぶなど協力体制を整える。

民間事業者等に期待できる主な分野	内 容
物資の供給等	食料品や飲料水の供給、炊き出しの実施 生活必需品、日用品の供給 救援物資の管理 建設材、燃料の供給 葬祭用品の供給
住家、宿泊施設の提供等	賃貸住宅の提供、媒介、情報提供 宿泊場所の提供
輸送の実施等	物資の輸送 遺体の搬送 輸送車両の提供 障害物の除去
廃棄物の処理・衛生等	廃棄物の運搬・処理 被災動物の救護活動

民間事業者等に期待できる主な分野	内 容
そ の 他	被災住宅の修理、解体撤去 帰宅困難者の支援

第2節 応援部隊の活動拠点等の整備

1 広域応援活動拠点等の確保

県地域防災計画に規定する広域応援活動拠点等について、本市においては次のとおり活用する。

施設名	所在地	活用機関
うみかぜ公園	平成町 3 - 23	消防・警察活動拠点
佐原 2 丁目公園	佐原 2 - 2 - 10	
海上自衛隊横須賀地方総監部	西逸見町 1 丁目	自衛隊活動拠点 (には、ヘリポート併設)
陸上自衛隊武山駐屯地	御幸浜 1 - 1	
陸上自衛隊久里浜駐屯地	久比里 2 - 1	
防衛大学校	走水 1 - 10 - 20	

2 広域防災活動拠点

神奈川県が定める広域防災活動拠点は、次のとおりである。

拠点名称	施設名	所在地	使用目的
広域防災活動拠点	県立横須賀工業高校	公郷町 4 - 10	救援物資集積分配場所 広域応援部隊等の受入れ 及び防災資機材の貸出
広域防災活動拠点 臨時ヘリポート	不入斗公園 (陸上競技場)	不入斗町 1 - 2	救援物資・防災資機材等の 輸送 被災者・防災活動要員の 搬送
広域防災活動 備蓄拠点	鎌倉三浦地域 児童相談所	日の出町 1 - 4 - 7	広域防災活動等への 防災資機材等の貸出

第3節 応援部隊の活動支援準備

1 ランドマーク表示の整備

市長室は関係部局と調整の上、上空から主要施設を認識し、被災状況を容易に把握できるようにするため、地区ごとに市庁舎や学校などの屋上に施設名を表示する。

2 応援・協力機関との連携強化

各部局は防災訓練や図上訓練を実施する際には、訓練の規模や目的などに応じて、自衛隊、警察、県、他都市などの応援機関の参加を求め、災害時における連携の強化を図るものとする。

3 応援の受入れが確実視される業務マニュアルの整備

これまでの他都市で発生した災害対応の事例から、保健師や危険度判定士については、必ず応援を求める必要があると考えられるため、関係部局はこれら応援の受入れ方法等についてのマニュアルを整備する。

第6章 災害医療・防疫体制等の強化

第1節 災害医療体制の整備

大地震が発生した場合には、家屋の倒壊、家具類の転倒やガラスの飛散などによって、多数の負傷者が発生することが予想される。

震災時に、限られた医療要員による最大限の医療効果を上げ、市民の生命・身体の安全を確保することを目的に、健康部は市医師会との協力の下、災害時の医療体制を整備する。

1 災害時における医療活動場所の確保

震災時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、次のとおり医療活動拠点等を定める。

種別	機能概要	設置場所
応急救護所 ()	止血や患部被覆等の応急手当 周辺の医療機関に関する情報提供	救急隊が配置されている 消防署及び出張所
地域医療 救護所	震度6弱以上の震災時又は設置が必要と判断した場合に開設 トリアージ 熱傷、骨折、創傷、打撲等の外科的負傷者のうち、軽・中等傷者に対する応急手当	救急医療センター ウェルシティ市民プラザ 武山市民プラザ 横須賀総合高校 北図書館 文化会館 はまゆう会館 浦賀コミュニティセンター(分館) 長井コミュニティセンター 北下浦市民プラザ 大楠中学校
応急 二次病院	被災者のうち、重傷者(妊婦を含む)を収容して、応急二次医療救護を実施する(災害拠点病院を除く)	湘南病院 自衛隊横須賀病院 聖ヨゼフ病院 うわまち病院 衣笠病院 よこすか浦賀病院 久里浜医療センター
災害拠点 病院 (県指定)	救命医療を行うための高度診療 被災地からの重症傷病者の受入れ 傷病者の広域後方搬送への対応 医療救護班の派遣 地域医療機関への応急用医療資機材の貸出し	横須賀共済病院 横須賀市立市民病院

応急救護所については、消防局で体制を整備

2 医療活動体制の整備

(1) 初動医療体制の整備

災害発生時における初動医療活動を迅速かつ確に実施するため、平時からの保健医療活動を基礎に医師会等との連携を強化し、地域医療救護所への医師等医療従事者の派遣体制の充実や医療資機材等の確保を推進する。

(2) 地域医療救護施設の機能整備

災害時における医療活動場所の機能を果たすため、必要な水、電気、通信などの確保に努めるものとする。

(3) 医薬品・医療資機材の確保

災害時における救急医療活動、衛生活動を行うために必要な医薬品・医療資機材を整備し、震災直後の物資確保の困難性及び道路障害による輸送の困難性を考慮して市医師会と協議の上、一定数量を市内各所に分散備蓄する。

また、これらが不足する事態に備え、市薬剤師会や神奈川県との供給体制整備に努めるものとする。

(4) 応急救護所及び地域医療救護所等における基本的な備蓄資機材等

備蓄場所	備蓄資機材
応急救護所	止血用品、副木などの衛生材料
地域医療救護所	内服薬、注射薬、外用薬、消毒薬 衛生材料、縫合キット 毛布、簡易ベッド 非常用ガス発電機、投光器 飲料水、非常食 携帯トイレ
保健所	内服薬(保健所のみ)、注射薬、外用薬、消毒薬 衛生材料、縫合キット
健康福祉センター	
薬事センター	
市立看護専門学校	

(5) 医療活動の継続

災害時は発生した災害を起因とする負傷者への対応が中心となるが、普段から医療を必要とする方や妊産婦等に対しても適切な情報提供が行えるよう、県と共に体制を整備する。

第2節 医療搬送体制の整備

1 医療搬送の概要

大規模震災時には、多数の負傷者の発生とともに、医療機関の機能低下などにより、被災地域では十分な医療を確保できないことが予想される。

そのため、必要に応じてドクターヘリによる地域医療搬送が行われるとともに、重傷者の救命と被災地域内の医療の負担軽減を図るために、災害派遣医療チーム(DMAT)が被災地域外から派遣され、重傷者の被災地域外への搬送による救命が行われる。

2 医療搬送体制の整備

健康部は、医療搬送が円滑に行われるよう、医療機関の情報収集方法や災害拠点病院からヘリポート等への搬送計画などについて、神奈川県が定める「神奈川県医療救護計画」等に基づき関係部局及び関係機関と調整を図る。

第3節 防疫体制の整備

災害発生に伴い、環境衛生の悪化から感染症の発生の可能性も高くなることから、健康部は、防疫活動を円滑に実施する体制の整備に努める。

1 基本的な考え方

災害時における感染症のまん延を防止するため、殺菌、消毒、ねずみなどの駆除、飲料水検査などの体制強化を進める。

2 薬剤・医療資機材の備蓄

感染症の発生防止、被災家屋等の消毒など、防疫業務に必要な薬剤・医療資機材の備蓄を行う。

また、防疫活動の際の医療資機材不足等に備え、関係機関との協力体制を整備する。

第4節 遺体処理体制の整備

大規模災害発生時において、多くの人命が失われる事態に備えて、遺体の身元確認や検視などの遺体の処理体制について、福祉部及び健康部は次のとおり準備を実施する。

1 遺体安置所の指定

大規模な震災時には多数の死亡者が発生することが予想されるため、次のとおり遺体安置所を定める。

施設		概要
総合体育会館(メインアリーナ)	不入斗町1-2	基本的な開設順は、総合体育会館と西体育会館を優先とする。
北体育会館	夏島町2	
南体育会館	久里浜6-14-1	
西体育会館	長坂1-2-3	

2 運営体制の整備

遺体の収容・処理が滞りなく進められるように県の「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に基づき多数遺体の取扱いに関する手順を定めるとともに、遺体の身元確認、火葬許可、遺族への引き渡し等に関する書類の準備、遺体の見分、検視・検案、保存に必要な資機材の確保に努める。

3 遺体処理応援体制の確立

災害が大規模で、遺体が多数にのぼり、市内の関係機関だけでは遺体の保存(柩、ドライアイス等の資材等の確保)、搬送、埋火葬などの対応が困難な場合に備えて、民間葬祭業者やその他関係機関等との応援協定などにより、体制の確立に努める。

4 仮埋葬に備えた事前準備

遺体が多数で火葬を待ついとまがない場合に備え、応急に仮埋葬を行う場所を関係部局と調整する。

5 広域火葬体制の強化

多数の死者の発生又は火葬施設の破損等により、市内火葬場の使用が困難な場合又は火葬能力を超える場合について、神奈川県広域火葬計画に基づき県及び周辺市町等の協力を得て、広域的な火葬の実施体制の確立を図る。

第7章 災害廃棄物処理対策の整備

第1節 災害廃棄物処理体制の強化

災害時に発生する廃棄物は、平時に発生する一般廃棄物と比較して、質及び量の面で大きく異なるものと予想される上、処理施設の被災や道路の寸断などにより収集や運搬、処理を行うことが困難になることも想定される。

そのため、資源循環部は災害時におけるごみ、し尿等の廃棄物の処理を迅速に行うため、処理体制を整備する。

1 災害廃棄物等

本計画で定める災害廃棄物等は、次のとおりとする。

区 分		廃 棄 物 等
災害廃棄物等	災害廃棄物	地震により倒壊、焼失等した家屋の解体撤去に伴って発生する「木くず」、「コンクリート塊」、「金属くず」等及び「これらの混合物」
	一般廃棄物	普通ごみ(汚物処理袋を含む)、粗大ごみ、資源物及び事業系一般廃棄物、し尿

2 処分・処理計画等の策定

(1) 災害廃棄物等処理計画の策定

災害廃棄物等の収集運搬及び一時保管場所（以下、仮置場）、仮設トイレ配置などに関する処理計画を策定し、災害時における廃棄物等処理を円滑に進めるための体制を整備する。

なお、災害廃棄物の適正処理推進は分別によるところが大きいため、分別及びリサイクルについても、予め処理計画で定める。

(2) 仮置場の選定

仮置場選定の際には、交通の利便性や周辺の生活環境に十分考慮する。

3 相互応援体制の整備

処理施設の処理能力を超える量の災害廃棄物が排出された場合に備えて、県内自治体及び関係団体と災害廃棄物の処理等に関する相互協力体制の充実・強化を図る。

第8章 緊急輸送体制の整備

第1節 緊急輸送体制の整備

震災時における、物資、資機材、要員の輸送等の対策を円滑に行うため、各拠点との連携を考慮し、緊急輸送体制等をあらかじめ整備する。

1 緊急交通路・緊急輸送道路

(1) 緊急交通路

緊急交通路とは、災害対策基本法第76条第1項に基づき県公安委員会が指定する路線であり、被災者の避難及び救出・救助、消火活動等に使用される緊急車両（自衛隊、消防、警察等）及びこの活動を支援する車両（啓開活動作業車等）のみ通行可能となる。

(2) 緊急輸送道路

緊急輸送道路とは、災害時における緊急輸送（被災者の避難、物資輸送等）を円滑に行うための道路である。

第1次及び第2次緊急輸送道路は、主要道路、港湾など拠点を結ぶ道路を道路管理者や自衛隊、県警察などで構成する神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会を通じて指定される。

種 別	定 義 等
第1次緊急輸送道路(県指定)	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送道路の骨格をなす路線
第2次緊急輸送道路(県指定)	第1次緊急輸送道路を補完し、地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等を連絡する路線
緊急輸送道路補完道路(市指定)	県指定の緊急輸送道路から、震災時避難所や災害医療活動拠点等、応急対策上重要な拠点を連結する路線で、指定については、土木部が関係部局と調整の上指定する。

2 海上輸送体制の整備

県内全域の大規模被災や、陸上の輸送路が被害を受けた場合に備え、海上からの緊急輸送や物資受入れに備えた体制を整備する。

(1) 受入れ港の指定

種 別	受入港名(施設名)	所在地	指定機関等
緊急物資受入れ港	横須賀港(平成2号岸壁)	平成町3丁目	神奈川県
	横須賀港(久里浜1号岸壁)	久里浜8丁目	
物資受入れ港	横須賀港(新港1,2号岸壁)	新港町	埠頭施設の被災状況や物資運搬状況等により活用する
	横須賀港(新港3号岸壁)	新港町	
	横須賀港(新港4号岸壁)	新港町	

(2) 物資荷揚げへの対応

海上輸送については、岸壁の被害状況によってはフェリータイプの船で、トレーラーなどの車両が自走して出入庫できる貨物船（以下、RORO船(Roll-On/Roll-Off ship)）による搬送が困難な場合もあるため、RORO船による物資受入れと併せ、震災直後においては漁業訓練船等の船舶での受入れ準備も進める。

3 臨時ヘリポートの整備

市内には、広域応援活動拠点等に常設ヘリポートが3箇所あるほか、神奈川県が広域防災活動拠点として、臨時ヘリポートを1箇所指定している。

しかし、被災によるこれらの施設の使用不能や、市内道路網寸断による陸路での物資配送困難に備え、市長室はヘリコプターが離着陸可能な広さの空地を把握しておく。

4 関係機関との連携強化

災害時には応急対策を実施する人員や資機材運搬等多くの輸送需要が発生し、輸送能力の不足が予想されるため、関係部局は、物資等の輸送に関し関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、災害時の輸送力向上に努める。

第2節 緊急通行車両の確保

大規模な震災が発生した場合には、災害応急対策に係る円滑な緊急輸送を確保するため、緊急交通路等において、緊急通行車両以外の一般車両の通行が禁止・制限される。

しかし、災害時においては、救援救護や捜索、物資搬送など迅速な応急活動を実施するため緊急輸送手段の確保と運用が必要である。

1 緊急通行の対象車両

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事するものである。

ただし、道路交通法に規定する「緊急自動車」については、緊急通行車両の登録手続を省略することができる。

項目	概要
緊急通行車両の業務要件	警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示 消防、水防その他の応急措置 応急の救護を要すると認められる者の救護その他の保護 施設及び設備の応急復旧 清掃・防疫その他保健衛生 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持 緊急輸送の確保 その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置

2 緊急通行車両の事前届出

緊急通行車両は災害発生時において、前項に規定するものが神奈川県公安委員会に申請し確認を受けることになるが、本市においては、地震災害時の応急対策を円滑に実施するため原則、緊急通行車両の事前届出制度を活用することとする。

関係部局は、災害応急対策活動に使用する予定の車両を事前に市長室に報告し、市長室はこれを取りまとめ、県公安委員会の定める手続きに従って緊急通行車両の確認申請を行い、事前届出済証及び確認証明書の交付を受ける。

3 民間事業者の緊急通行車両

民間事業者が所有する車両で、災害発生に伴い本市からの応援要請に基づき出動する車両については、緊急通行車両として使用する計画があることを検問所等で証明する必要がある。

そのため、関係部局は応援要請を予定する事業者等に対し、緊急対策に従事する旨の本市との防災協定書又は委託契約書等の写しについて、車両携帯を促す。

第3節 物資供給体制の整備

1 物資受入れ・供給体制の整備

市長室は関係部局と調整の上、救援物資を円滑に受入れ、これらを円滑・効率的に避難所に搬送するため、物資搬送拠点を確保するなど供給体制の整備に努める。

2 民間事業者の協力

救援物資及び義援物資の集積・仕分けについては、市職員が行うよりも物流を専門にする事業者が行うほうが効率的と考えられる。

このことから、平時から倉庫業者や搬送業者と連携を強化しておく。

第9章 災害対応組織の整備

第1節 初動体制の強化

震災時には、初動段階での的確な情報収集や応急対応が、その後の災害対策に重大な影響を及ぼすため、本市における発災後の初動体制の強化を推進する。

1 初動期の連絡体制の確立

各部局が、震災発生時には、情報通信網の被害や混乱により、通常の連絡体制が機能しない恐れがある。

そのため、災害発生時にも職員が参集できるよう、震災時における参集及び連絡体制を強化する。

連絡手段	概要
緊急情報メール	市長室は、音声通話の規制や通信の輻輳がある状態でも比較的通信が確保される電子メールにより、職員に配備体制を一斉同報する体制を整備する。
各部局における緊急連絡	災害発生時には、通話が集中することによる通信の輻輳や、通信事業者による通話規制が予想される。そのため、各部局は緊急情報メールの活用を図るとともに、勤務時間外においても可能な限り職員間の連絡が行われるよう連絡体制の整備を図る。

2 初期活動体制の確立

災害発生時には、通話が集中することによる通信の輻輳や、通信事業者による通話規制が予想されるため、各職員は勤務時間外において「第2節 2 配備指令の発令基準等」の配備指令発令基準に掲げる各事象が発生した場合は、上司等の指示を待つ事なく事前に定められた配備場所に参集する。

ただし、津波警報又は大津波警報（特別警報）が発表された場合は、必要に応じて別途指示等があるまで、配備の一時見合わせ等の安全確保措置を取る。

3 職務代行者の事前指定

初動時において、幹部職員が参集するまでの間又は幹部職員の判断を仰ぐことができない場合の意思決定を遅滞なく行うため、次のとおり市長及び各部局長の職務代理者を第3順位まで事前に定める。

被代理者	職務代理者とその順位
市長 (災害対策本部長)	第1順位 副市長 第2順位 副市長 第3順位 市長室長

被代理者	職務代理者とその順位
副市長 (災害警戒本部長)	第1順位 副市長 第2順位 市長室長 第3順位 危機管理課長
各部局長	各部局活動細部計画で指定する。

第2節 災害に対する組織体制

本市では、次の組織体制により震災時の災害応急対策を行うものとする。

1 震災対応に関する設置組織の区分

(1) 災害警戒本部

災害対策本部の設置に至らない状況においては、横須賀市災害警戒本部設置要綱に基づき「横須賀市災害警戒本部」（以下、災害警戒本部）を設置し、災害種別に応じた関係部局が情報共有を行うことにより、本市域における災害対策等を推進する。

(2) 災害対策本部

大規模な地震が発生した場合や発生のおそれがある場合は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「横須賀市災害対策本部」（以下、災害対策本部）を設置し、本市域における総合的な災害応急対策等を推進する。

2 配備指令の発令基準等

災害警戒本部及び災害対策本部は、次の配備指令発令基準に該当する事象が発生した場合は自動設置とし全部局配備とする。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	気象庁が本市で震度4の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)(1)を発表した場合(2)	全部局 (1)

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害対策本部	1号配備	気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局
	2号配備	気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合	
	3号配備	気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合	

- 津波注意報及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容によっては、市長室のみ又は市長室と関係部局による情報収集体制とする場合がある。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の統報として、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）を発表した場合は、災害対策本部体制を維持する。

3 配備職員の事前指定等

(1) 配備職員の指定

各部長は、「第2節 災害に対する組織体制」により各配備指令が発令された場合において、円滑に職員が参集し応急対策等を行うため、配備職員数の基準に基づき配備する職員及びその配備場所を事前に指定するものとする。

設置組織及び配備内容	配備職員数の基準	
災害警戒本部	警戒配備	連絡・調整又は軽微な災害応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。
災害対策本部	1号配備	応急対策活動に必要な人員数とし、各部局の活動細部計画により定める。
	2号配備	
	3号配備	全職員（ ）

災害時においても優先的に継続すべき業務は、業務継続計画（BCP）に基づき、実施する。

(2) 実践的な応急体制の構築

各部長は、配備職員の指定にあたっては、災害が発生した場合の災害応急対策が迅速かつ確に実施されるよう職員の居住地、災害規模、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等による参集困難等を勘案した実践的な配備体制となるよう考慮する。
また、災害時の参集及び配備、自己の任務について認識させるとともに、参集途上や初動時から適切な行動がとれるよう努める。

4 訓練等の実施

地震の発生を想定した参集訓練、災害対策本部の運営訓練など、実災害時に災害対応組織が円滑に機能することを目的として、各種訓練を実施する。

5 指定管理者への監督等

本市は、一部の公共施設の管理について、住民サービスの向上等を図るため、指定管理者制度により民間事業者等に施設運営を委ねているが、公共施設は、災害時においては応急活動拠点等の重要施設としての役割を果たすことになる。

このことから、関係部局は指定管理者制度により施設を運営する場合は、災害発生時に適切な安全管理及び施設の機能維持が行われるよう、指定管理者と調整を図る。

第10章 災害に強い人づくりの推進

第1節 防災意識の普及啓発

震災時に、被害を最小限にとどめるためには、行政機関と住民が連携して活動することが重要である。

そのため、行政機関の関係者及び自主防災組織、地域住民がともに正しい知識と経験を持つことを目的として防災知識の普及啓発に努める。

1 本市職員への防災教育

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという、本市の最も重要な責務を遂行するため、本市職員に対して計画的に防災教育を行うことで、職員の防災に関する知識を高め、災害時における適切な判断力や行動力を身につける。

教育方法	教育事項
講習会、研修会の実施	地震及び津波に関する知識
危機管理カードや啓発資料の作成・配布	地域防災計画等の内容 震災時避難所の運営支援
各種防災訓練への参加促進	職員のとるべき行動 応急救護の方法
新規採用時の研修会実施	その他必要な事項

2 市民への防災知識の普及

本市及び防災関係機関は、市民等を対象として、下記のとおり防災知識の普及・啓発や防災意識の高揚を図る。

なお、普及・啓発に際しては、要配慮者（外国人を含む。）への防災知識の普及について十分に配慮する。

普及方法（例）	普及事項
自主防災組織等に対する防災講話	地震及び津波に関する知識
防災マップ、防災パンフレット等の作成・配布	横須賀市をはじめとした防災機関の災害対策 地震に対する日頃の備え（住居の耐震化など） 地震発生時の身の守り方、避難の判断方法
広報紙、テレビ、ラジオ、新聞等の活用	自主防災活動の重要性 震災時避難所及び広域避難地の役割 応急救護、救出救助の方法
防災講演会の開催	災害教訓の伝承 その他必要な事項

3 応急手当の普及啓発

(1) 応急手当の普及啓発

消防局は、救急隊が到着するまでの間、その場に居合わせた人が心肺蘇生法や除細動などの応急手当を素早く的確に行い、救命率を向上させるとともに、大規模災害時における市民の救護能力の向上のため、応急手当の方法を普及啓発する。

(2) 応急手当普及の方針

普通救命講習、上級救命講習等を計画的に実施する他、地域における防災訓練や市が実施する防災イベント等において、応急手当の方法の普及を図るとともに、事業所、自主防災組織、学校教員等に対して応急手当普及員講習を実施することで、災害時における応急救護能力の向上を図る。

4 起震車の活用

防災対策・減災対策を推進させるためには、防災関係機関の対応能力の向上はもとより、日頃から市民の防災知識や自助精神も養う必要がある。

そのため、起震車で地震体験を通して、地震発生時の身の守り方など、防災知識等の普及に努める。

第2節 自助のための防災力の向上

1 市民がとるべき措置

地震による被害を最小限にとどめるため、市民一人ひとりが日頃から努めるべき事項を次に示す。

項目	概要
市民が取るべき措置	防災知識の向上 地域で行う防災訓練への積極的な参加 出火防止措置の推進、消火器などの消火用具の備え付け 建物の耐震化、家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置 ガラス等の飛散防止措置 危険なブロック塀などの改善 自宅等で避難生活をおくるための最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備 防災時に持ち出す非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品などの非常用持ち出し品の準備 震災時における家族の役割分担、連絡方法、避難ルールの取り決め、避難場所の確認などの話し合い

2 市民が行う備蓄

大地震に備えて、市民各世帯や個人が食料や生活用品等を備えることが重要である。備えるべき食料や生活用品等としては、個人や家庭の事情に応じて準備することが重要であり、地震後の生活を支える「非常用備蓄品」、避難時に持ち出す「非常用持ち出し品」の2つがある。

市は、防災訓練や防災講話などの機会に市民に普及啓発を行い、非常用持ち出し品や非常用備蓄品の備えを促進する。

(1) 非常用備蓄品

自宅等で避難生活を送る上で必要な物品であり、最低3日間、推奨1週間を自足するための分量を備える。持ち出すには重いものや、すぐに必要とならないものは、自宅や物置などに保管する。

項目	概要
非常用備蓄品の例	非常食品(レトルト食品、ドライフーズ、栄養補助食品、菓子類など) 飲料水・生活用水(1日1人3リットルを目安) 携帯トイレ(1人7日分を目安) 給水用品(ポリ容器、バケツなど) 卓上コンロ又は固形燃料 生活用品(食品ラップ、ビニールシート、トイレトーパーなど) 家族状況によって準備するもの…ほ乳瓶、おむつ、生理用品、予備メガネ、持病薬、看護用品、ペット用品など

(2) 非常用持ち出し品

被災時や非常時に、避難所等での当面の生活をしのぐための物品である。

両手が使えるリュックサックなどに避難の時に必要なものをまとめて、目につきやすい場所に置いておく。

項目	概要
非常用持ち出し品の例	飲料水(携帯用飲料水) 非常食(乾パン、アルファ化米、缶詰など) 応急医薬品(絆創膏、傷薬、鎮痛薬、解熱剤、目薬など) 衣類(上着、下着、履物、タオルなど) 携帯トイレ 懐中電灯 ラジオ 生活用品(ライター、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、軍手、予備電池など) 貴重品(現金・通帳など) 家族状況によって準備するもの…ほ乳瓶、おむつ、生理用品、予備メガネ、持病薬、看護用品など

第3節 防災訓練等の実施

地震時の非常事態において、とっさ的に確かな行動をとるためには、日頃から災害を想定した訓練を積み重ねておくことが重要である。

本市における防災訓練は、次のとおり実施するものとする。

1 防災訓練の種類

(1) 本市職員及び防災関係機関の訓練

市民の生命、身体及び財産を災害から守るという、本市の責務を遂行するため、計画的に防災訓練を行うことで、職員及び組織の災害対応能力を高め、災害時における混乱の中で、適切に判断し行動できる力を身につける。

なお、訓練の実施にあたっては、防災関係機関や応援職員との連携を考慮することで、より実災害に即した訓練とする。

また、各部局においても活動細部計画に基づき実施項目や評価項目を定めて訓練等を実施し、部局職員が災害時に適切に対応できるよう努める。

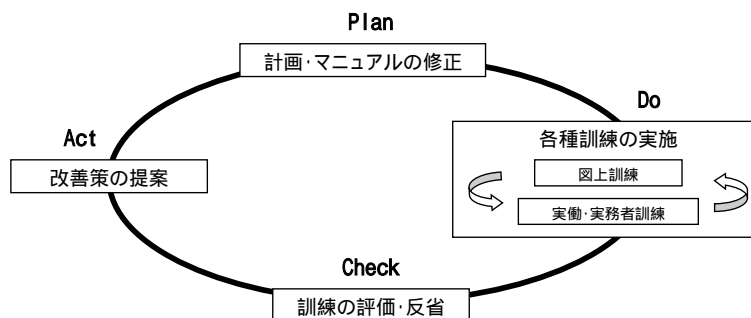
(2) 市民が行う防災訓練

実災害を強くイメージし、自助による適切に身を守る行動、初期消火、救出救助、安否確認、避難場所の判断など、共助により住民自らがまちを被害から守ることを中心とした防災訓練を実施する。

なお、訓練は実際の場面で役立つものとなるよう企画する。

2 災害対応能力向上のPDCAサイクル

本市では、各種防災訓練を活用し、下図のサイクルにより災害対策の向上を図る。



第4節 災害ボランティア活動の環境整備

災害時に、被災者の多様なニーズにきめ細かく対応し、生活の安定と再建を進めるには、ボランティアの協力が不可欠である。

そのため、災害発生時に被災者を支援するボランティアの活動が円滑に行えるよう、関係団体と連携した環境整備やボランティアの受入体制の整備を実施する。

1 災害ボランティアの定義等

(1) 災害ボランティアの定義

被災者の生活の復旧や被災地への復興を支援するため、災害発生時に能力や時間などを自主的に無報酬で提供し、応急・復旧等の防災活動を行う個人又は団体。

(2) 災害ボランティアの区分

災害時におけるボランティア活動は、単純な労働力の提供から専門技術の提供まで多様性があるため、本市においては次のとおり区分する。

区 分	概 要
一般ボランティア	特別な資格や技術がなくても、本人の意思と行動力により幅広い活動を行うボランティア
専門ボランティア	医師、応急危険度判定士など、専門的な資格や技術を活かした活動を行うボランティア

(3) 災害ボランティアに対する基本的な考え方

災害ボランティア活動は、個人の自主的、自発的な活動であり、公的な施策が行き届かない部分を埋める被災者支援が期待される。

このことから、行政による災害ボランティア活動への過度な関与は行わず、その特性を理解し尊重した上で、協働関係を維持する。

2 災害時ボランティアセンターの整備

災害時ボランティアセンターとは、災害時における一般ボランティアの活動が最大限に活かされるよう、ボランティアの募集・登録及び活動支援を行う機関であり、「災害時における災害時ボランティアセンターの設置等に関する協定」に基づき、横須賀市社会福祉協議会が設置する。

3 ボランティア受入れ体制の整備

本市及び関係機関は、災害ボランティアの活動が円滑になるよう、県、社会福祉協議会、日本赤十字社等の協力を得てボランティア活動に対する環境整備に努める。

区 分	概 要
一般ボランティア	福祉部は、横須賀市社会福祉協議会を中心に、横須賀災害ボランティアネットワークの協力を得て、災害時ボランティアセンター設置のための環境整備や設置・運営に係る訓練実施、災害時ボランティアセンターコーディネーターの養成など、一般ボランティアが円滑に活動できる体制を整備する。
専門ボランティア	各担当部局において、受入れ体制等について関係団体と連携し整備する。

第11章 災害に強い地域づくりの推進

第1節 自主防災活動の促進

地震災害発生直後の初期消火や人命救助等に大きな役割を果たすのが、地域の力である。

市長室は、地域住民の「自分たちのまちは自分たちで守る」という精神を養い、地域における自主的な防災活動を活性化することを目的として、地域の自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める。

1 自主防災組織の育成

災害に対する地域連帯及び地域防災活動の推進を図るため、町内会・自治会の住民組織を中心とした自主防災組織の結成・育成を推進する。

(1) 自主防災組織の活動内容

項 目	概 要
地域の防災計画の作成	「自分たちのまちは自分たちで守る」を原則として、自主防災組織が中心となって市民の手による地域の防災計画づくりを行う。
防災知識の普及	正しい防災知識を身につけるため、日頃から集会などの機会を利用して防災知識の普及に努める。
防災訓練の実施	自主防災組織が中心となり、実際の対応を体験する機会を持った訓練を実施する。
防災点検の実施	地域内で、災害の要因となりうる設備等について、自主防災組織が組織的に点検を行う。
防災用資器材の整備、保守	自主防災組織の活動に必要な資器材を整備するとともに、災害時において適切に使用できるよう必要な保守を行う。

(2) 自主防災組織の活動支援

結成された自主防災組織に対しては、訓練を通じた防災活動に関する技術的指導や助言、消防団との連携等、組織の活動を充実させるための環境整備を行う。

2 自主防災組織相互の連携強化

広域的な災害への対応力の強化を目的に設置された自主防災組織連絡協議会の活動を支援し、自主防災組織相互間等の協力体制の強化を図る。

3 自主防災指導員の育成

自主防災組織の中核となる指導員を育成するため、自主防災指導員育成講習会を開催し、指導員の育成を図る。

4 自主防災組織に対する助成制度の充実

自主防災組織の防災資器材整備を推進し、組織の円滑な活動を図るため、組織が購入する資器材に対し、補助金を交付する。

第2節 事業者の防災活動の促進

災害時において、市内事業者が、管理する施設や設備の安全性を確保するとともに、災害時における地域の防災活動に貢献するなど、社会的責任を果たすことができるよう、事業者の防災活動の促進に努める。

1 事業者の取るべき措置

事業者は、地域社会の構成員としてその社会的責任を果せるよう防災体制の充実強化を図るとともに、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備するよう次のとおり努める。

項目	概要
事業所の安全化	事業所施設や設備の安全性を確保し、二次災害を防止する。
防災計画等の整備	防災計画や業務継続計画(BCP)、非常時マニュアルなどを整備し、事業活動や地域経済への影響を最小限度にとどめる。
帰宅困難者の発生抑止	交通機関の復旧見通しが立たない場合には、帰宅困難者等の発生による混乱防止のため、事業所の安全を確認の上、従業員等を一定期間事業所内に留めておく。
非常用品等の備蓄	食料、水、資機材等の備蓄や原材料のストック確保など、事業所内での一時避難や事業継続のための備蓄充実に努める。
従業員・顧客の安全対策	事業所内での人的被害を未然に防ぐ措置を講じるとともに、応急手当技術の習得や従業員の安否確認手法の整備に努める。
地域社会への貢献	平常時における地域活動への参加や自主防災組織等との協力体制の確立などに努める。

2 事業者に対する指導

(1) 自衛消防組織などの育成指導

消防局は、市内企業の自衛消防隊により創設された「消防協力隊」及び企業の持つ組織力を活用して消防防災活動を行う「消防防災協力隊」の育成指導を実施する。

(2) 地域内の自主防災組織との連携の促進

市長室は、自主防災組織を通じて事業者に対し、地域防災訓練等への参加を求めるとともに、平常時から地域の一員として積極的に地域防災活動へ貢献するよう促進する。

(3) 企業防災計画や業務継続計画(BCP)の策定支援

市長室及び関係部局は、事業者が地震に備えての事前計画、地震時の活動計画、災害時における業務継続計画などを作成する場合には、アドバイスを必要に応じて行うなど計画の策定を支援する。

第3節 要配慮者対策の推進

関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう要配慮者対策を推進する。

1 要配慮者の範囲

震災時における要配慮者の範囲は、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」()を基本として、次のとおりとする。

分類	対象者
高齢者	本市にひとり暮らし高齢者登録をしている人 要介護3以上の人 その他上記に準ずる人
障害者(児)	身体障害者(児) 知的障害者(児) 精神障害者(児) その他上記に準ずる人
児童	乳幼児 小学校低学年
負傷者・病弱者	傷病を負っている人
その他	妊婦、外国人など

()本市では、平成20年度に「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を策定し、現在も運用しているため、「災害時要援護者支援プラン」と「災害時要援護者名簿」の用語は、そのまま用いる。

2 本市及び市民の役割

震災時において、本市及び市民が要配慮者への支援活動を行うにあたっての基本方針を、次のとおり定める。

区分	基本方針
本市の役割	震災時避難所に、避難生活に特別な配慮を要する要配慮者が生活支援を受けるスペース等を設け、一次福祉避難所とする。一次福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者のために、公共の施設等を二次福祉避難所として指定する。

区 分	基 本 方 針
本市の役割	<p>二次福祉避難所でも対応が難しい要配慮者を受け入れるため、主に民間社会福祉施設と災害時の受入れ協定を締結し、三次福祉避難所とする。</p> <p>各福祉避難所で要配慮者が必要な支援を受けられるよう、施設・資機材の整備を推進するとともに、避難所生活の長期化等に備えたホテル等の宿泊施設の活用について検討を進める。</p> <p>防災情報メールや緊急通報システムなど、情報の受伝達が困難な者への受伝達手段の整備を推進する。</p> <p>「災害時要援護者名簿」の更新及び提供を適切に行う。</p> <p>要配慮者の支援活動が円滑に実施されるよう、関係機関、団体等との連携を強化する。</p> <p>要配慮者の障害特性等に対する理解を広め、災害時に要配慮者を地域で支える体制づくりを支援する。</p> <p>要配慮者利用施設の管理者に対して、防災に関する説明会の開催に努め、災害時に迅速な対応がとられるようにする。</p>
市民の役割	<p>「災害時要援護者名簿」を適切に管理するとともに、災害時には、これを活用した要配慮者の安否確認などを行う。</p> <p>地域における要配慮者への支援活動を行政との相互協力のもと、主体的に取り組む。</p>

3 「災害時要援護者名簿」の作成及び利用

要配慮者に対する避難支援や安否確認など、必要な措置等を実施するための基礎となる名簿を「横須賀市災害時要援護者支援プラン」に基づき、次により作成・利用する。

(1) 名簿に記載する要配慮者の範囲

分 類	対 象 者
高齢者	本市にひとり暮らし高齢者登録をしている人
重度障害者	身体障害等級が1・2級の人 知的障害の人 精神障害等級が1級の人
要介護認定者	要介護3・4・5の人
その他	その他市長が必要と認める人

(2) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、支援が必要な理由、緊急時の連絡先、その他支援等の実施に必要な事項を記載する。

なお、「災害時要援護者名簿」は、災害時に支援を希望する人から登録カードの提出を受け福祉部が作成する。

(3) 名簿の更新等

要配慮者の支援対策に支障をきたさないよう、「災害時要援護者名簿」への登録を促すとともに、定期的な名簿の更新作業を実施する。

(4) 平時における利用

災害発生時に地域において要配慮者への安全確保のための必要な措置が行えるよう、要配慮者本人の同意により、支援体制の整った町内会・自治会、民生委員・児童委員、横須賀市社会福祉協議会及び各地区社会福祉協議会に名簿を提供し、要配慮者の支援体制の連携強化を推進する。

(5) 災害時における利用

災害が発生又は発生するおそれがある場合においては、必要に応じて防災関係機関等に「災害時要援護者名簿」を提供し、避難支援等の実施について協力を求める。

4 施設等における安全対策

自主的に避難することが難しい高齢者、身体障害者、知的障害者や精神障害者が入所あるいは通所している社会福祉施設の施設管理者は、次のとおり防災対策を実施する。

項 目	基 本 方 針
建物の安全化	建物倒壊や火災被害等を受けないよう、耐震化、不燃化を図る。
設備等の安全化	照明器具や備品などの転倒や落下などの危険がないよう設備の総合的な安全性を高める。
備蓄等の推進	ライフライン等の停止の際にも、施設入所者の生活維持ができるよう、非常発電設備や非常用給水設備の整備、非常用食料や医薬品の備蓄に努める。
防災計画の策定	職員の任務分担、動員計画、避難方法等を定めた実効性のある防災計画を作成する。
緊急連絡体制の整備	保護者や家族等と確実に連絡が取れるよう、緊急連絡網や安否確認の方法を整備する。 災害時における輻輳・通話規制時においても関係機関へ連絡が行えるよう、携帯電話メール等による通信運用の整備に努める。
防災教育や防災訓練の充実	職員の地震防災に関する知識や対応能力の向上を図るとともに、入所者の状況に応じた防災訓練を行う。
地域社会との連携	災害時における避難行動を円滑に行うため、日頃から地域にとけ込んだ施設となるように努め、地域住民との連携を強め、災害時には協力が得られるような体制づくりに努める。
施設入居者への防災知識の普及	施設の入居者に対して、管理者から災害時における対応を平素から周知徹底する。

5 外国人への支援

渉外部は、日本語を理解できず、また、日本の生活習慣に不慣れな外国人の災害時における安全を確保するため、NPO 法人横須賀国際交流協会等関係団体及び関係部局の協力のもと次のとおり実施する。

項目	基本方針
外国人向けの防災・災害情報の提供	在住外国人向けの多言語パンフレットの配布のほか、ひらがな・英文による防災情報メールサービスを提供する。外国人及び災害時外国人サポーター向けの講座を開催するなど様々な機会を通じて、防災・災害情報の提供を行う。
情報提供時の配慮	多言語による情報提供を行うとともに、生活習慣等に違いがあることから、日本では常識である情報についても積極的に提供する。 避難に関する案内や情報提供の際に、やさしい日本語やピクトグラム(絵文字)を使用する等の工夫を図る。
国際交流ボランティアの活用	平時から国際交流ボランティア団体の活動を支援し、在住外国人への防災・災害知識の普及啓発に努める。
外国人向け防災放送	気象警報など緊急性の高い情報については防災行政無線で日本語と英語の放送を行う。
外国人を交えた防災訓練	地域に居住する外国人の状況を把握した上で、町内会・自治会等の協力を得ながら、外国人を交えた防災訓練を実施する。 外国人を雇用している企業では、外国人を交えた防災訓練の実施を心がける。

第5節 男女共同参画の推進

関係部局は、被災時における男女のニーズの違い等に十分に配慮し、避難所、応急仮設住宅等において、被災者の良好な生活環境が保たれるよう県及び防災関係機関等と連携し事前の対策に努めるとともに、防災に関する各種計画等の策定にあたっては、男女共同参画の視点を意識した策定に努める。

また、住民への防災知識の普及啓発及び訓練の実施に際しては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮して実施するものとする。

第4節 児童福祉施設等における防災対策の推進

1 施設等の防災対策の推進支援

こども育成部は、児童福祉施設等において、災害に対する安全対策が適切に図られるよう「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」を策定し、防災環境の整備や支援等を行う。

2 施設等における安全対策

児童福祉施設等の施設管理者は、「第3節 4 施設等における安全対策」及び「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」に基づき、防災マニュアルの策定や防災訓練の実施など、施設における防災対策の充実を図る。

第12章 津波対策

第1節 津波対策の推進

津波による被害を最小限にとどめるためには、一人ひとりが津波の危険性や対処方法などの基礎知識を持ち、迅速に適切な行動を取ることが重要である。

このため、東京湾と相模湾の両湾に面し、比較的丘陵地帯が海岸線に迫る本市の地勢特性に応じた津波対策を、県が策定する海岸保全基本計画と整合を図り進める。

1 津波予報区

本市沿岸における大津波警報、津波警報及び津波注意報（以下、津波警報等）の発表区域単位である「津波予報区」については、観音崎東端を境に東京湾北側が「東京湾内湾」、観音崎東端を境に東京湾南側から相模湾沿岸が「相模湾・三浦半島」となっている。

2 避難対象地域の指定

市長室は、県の津波浸水予測図等に基づいた浸水区域を、避難行動を優先して行う必要がある避難対象地域と指定し、市民が迅速に避難できるよう啓発に努める。

また、県知事が「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域の指定を行った場合には、該当指定地区の避難体制の整備や住民への周知など必要な措置を講じる。

3 津波情報伝達体制の整備

津波は地震発生後数分で到達する場合もあり、住民の迅速な避難行動が必要とされる場合もあることから、津波情報や避難行動の伝達については、「第2章 第2節 情報通信網の整備」により体制を整備する。

また、県が実施するエリアメール()の活用について市民等へ周知を図る。

エリアメール：防災関係機関が発信する緊急情報を、NTTドコモの携帯電話機に一斉メール配信する無料サービス。

4 津波による施設への影響軽減

施設	内容
港湾・漁港施設等	港湾部は、所管する港湾・漁港施設等について、老朽度、天端高の点検及び耐震性診断を進めるとともに、安全性や津波への有効性について問題がある施設については、改修、補修、補強等の措置を国・県と協力の下、計画的に実施する。
河川護岸	土木部は、建設年度の古い河川護岸の点検を実施し、改修・補強・嵩上げ等の必要な対策を実施する。
下水道施設	上下水道局は、津波の影響が予想されるポンプ場や雨水放流管等について、逆流など津波の影響を最小限にとどめるための必要な対策を計画的に実施する。

第2節 津波に対する防災意識の啓発

1 津波ハザードマップの作成

市長室は、地域の特性に応じた適切な避難行動や津波に対する理解促進に資する津波ハザードマップを作成することとし、作成した津波ハザードマップをホームページで公開するなど周知を行う。

2 津波に対する基本行動の周知

市長室は、津波から身を守るための心得、「地震がおきたら海岸から離れた高いところへ」を基本とした正しい知識を、津波ハザードマップ、ホームページ、パンフレット等や防災訓練、講演会などの機会を通じて普及啓発する。

津波から身を守るための3か条

強い揺れや長い周期の揺れを感じたら海岸から離れた高いところへ避難する。
津波警報・注意報が発表されたら海岸から離れた高いところへ避難する。
安全な場所で、テレビ・ラジオ・防災行政無線等から正しい情報を入手する。

3 標高の表示

市長室は、市民が日頃から生活する場所の標高等を意識し、迅速な避難行動が取れるように公共施設を中心に市域への標高表示を進める。

第3節 地域等における津波対策の推進

1 津波からの避難対策の推進

市長室及び関係部局は、地域等での津波対策の充実を図るため次の対策を実施する。

項目	内容
避難路の整備	津波から避難する際の高台への避難路については日常生活道路を活用し、拡幅や階段整備、手摺設置等の整備を進める。
一時的な避難場所の確保	津波到達まで時間的余裕が無い場合や、地形的に高台が存在しない場合などの緊急避難のため、高層マンションや民間施設などを津波一時避難施設として利用できるよう協力要請する。
避難対象地域における対応	避難対象地域における津波警報発表時の住民避難誘導を円滑に行うため、津波ハザードマップを基に関係部局や地域住民とともに検討の上、「津波避難計画」の策定に努める。

2 施設等の安全対策

(1) 市が管理、運営する施設

今後設置する行政関連施設は、できるだけ浸水の危険性が低い場所に設置することが望ましいが、やむを得ず浸水が予想される地域に設置する場合には、非常電源設備や非常用通信機器の確保などの浸水対策を講じる。

(2) 要配慮者利用施設等

要配慮者利用施設や社会福祉施設についても、行政関連施設同様できるだけ浸水の危険性が低い場所に設置することが望ましいが、浸水が予想される地域に設置されている施設管理者に対しては、安全な避難スペースの確保や避難誘導體制の整備などの支援方策の検討に努める。

第4節 津波災害への対応

津波が発生又は津波警報等が発表された場合に備えて、次のとおり対応体制等を整備する。

1 本市の組織体制

津波警報等の発表に備え、「第9章第2節 災害に対する組織体制」により体制を整備する。

なお、地震発生により既に災害対応組織が立ち上がっている時に、津波警報等の発表があった場合は、高いレベルの災害対応組織で対応する。

2 市が管理、運営する施設等の利用者の安全対策

市が管理する施設で、不特定かつ多数の者が出入りする施設等を所管する部局は、次の事項に配慮した利用者の安全確保体制を整備する。

項目	内容
配慮する事項	利用者への津波警報等の正確な伝達 利用者の混乱、パニック防止 利用者の安全を確保するための避難場所等の選定 保護を必要とする幼児、児童生徒等に対する対応 情報を入手するためのテレビ・ラジオ等の準備

3 避難誘導及び水防活動等に関わる防災関係職員の安全対策

津波監視や避難誘導、水防活動等に関わる職員の津波からの危険を回避し、安全を確保するため、関係部局はこれらの対応にあたる場合の行動基準を定める。

第3部 災害応急対策計画

第1章 災害応急対策の基本方針

第1節 災害応急対策の概要

1 災害応急対策とは

災害応急対策とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行なう」ことであり、消防・水防、警報の発表、避難勧告等の発令、被災者の救援救助、都市機能の応急復旧等をその具体的な内容とする。

2 震災時における応急期の定義

地震発生後の時間経過から、震災時における応急対策の実施時期を次のとおり定義する。(ただし、被害の程度により数日前後することがある。)

時期	時間の目安	重点事項
初動活動期	発災～3日間程度	職員の動員、拠点・避難所の開設、被害情報の収集を行い、人命救助、消火活動、混乱防止に注力
応急活動期	4日～10日程度	避難所運営の安定化、インフラ等の復旧
復旧活動期	11日目以降	被災者の生活再建、復興施策の計画及び実行

第2節 災害応急対策活動の方針

大規模な地震が発生すると、広範囲にわたって被害が発生することが予想され、多岐にわたる応急対策活動を実施する必要がある。

このような中で、発災後は、倒壊家屋からの救出や火災の拡大防止と早期鎮圧など、市民の生命、身体を災害から保護することを最優先に実施すると同時に、正確な情報を迅速に把握しつつ、各対策部や拠点との連絡体制を確立することが、災害応急対策活動のその後の成否を決める。

併せて、時間経過とともに必要となる避難措置、給水や物資供給、住宅対策など被害状況に応じた応急対策を適切に実施することが、後の住民生活の安定化につながる。

そのため、本市、防災関係機関、事業者、自主防災組織、市民が一丸となり、状況に応じた的確な判断と迅速な行動を取ることとする。

第2章 災害対応組織の設置

第1節 震災発生時の配備指令の発令

本市域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長等は配備指令を発令する。

配備指令は、「警戒配備」、「災害対策本部1号配備」、「災害対策本部2号配備」、「災害対策本部3号配備」に区分され、各対策部(部局)はその発令に応じた災害活動組織を設置し、応急対策を実施する。

設置組織	配備指令	基準	配備部局
災害警戒本部	警戒配備	気象庁が本市で震度4の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合(2)	全部局 (1)
災害対策本部	1号配備	気象庁が本市で震度5弱の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合	全部局
	2号配備	気象庁が本市で震度5強の揺れを観測したと発表した場合 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報(特別警報)を発表した場合 気象庁が南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表した場合	
	3号配備	気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合	

1 津波注意報及び南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容によっては、市長室のみ又は市長室と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の続報として、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表した場合は、災害対策本部体制を維持する。

第2節 災害警戒本部の設置・運営

市長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、その災害の程度が災害対策本部を設置するに至らないときは、必要に応じて副市長を災害警戒本部長（以下、警戒本部長）とする災害警戒本部を設置し、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整を図る。

1 災害警戒本部の設置

(1) 災害警戒本部の設置基準

災害警戒本部は、「第1節 震災発生時の配備指令の発令」に定める基準により、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が本部を設置するに至らないときに、必要に応じて設置する。

なお、津波注意報及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容によっては、市長室のみ又は市長室と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

(2) 設置権限の代行

災害警戒本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合（市長が不在又は連絡不能な場合等）については、「第2部第9章第1節 初動体制の強化」に定める職務代行者により行う。

2 災害警戒本部の設置通知

災害警戒本部を設置した場合は、市長室はその旨を各部局及び神奈川県に連絡する。

3 災害警戒本部の組織と運営

災害警戒本部は、情報共有や軽微な災害に対する応急対策を目的とすることから、組織構成及び事務分掌は平常時の行政組織による。

(1) 災害警戒本部の構成員

区分	指名職員	概要
警戒本部長	副市長	災害警戒本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。
警戒副本部長	市長室長	警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
警戒本部員	関係部局長	警戒本部長の命を受け、指示された事務に従事する。
関係部局職員	各部局職員から部局長が指名	本部員の指示に従い、業務を実施する。

(2) 運営権限の代行

災害警戒本部の運営は、警戒本部長の権限により行われるが、警戒本部長の判断を仰ぐことができない場合は、横須賀市警戒本部設置要綱に基づき職務代行者により行う。

(3) 災害警戒本部運営の基本方針

運営事項	概要
警戒本部員会議の開催	警戒本部長は、災害警戒本部を設置したときは、収集した災害に関する情報を共有し、応急対策の方針決定を行うため、警戒本部員会議を開催する。
対応状況等の報告	各部局は、措置事項等について警戒本部員会議で報告する。 なお、緊急性を要する事項については、事前に市長室に報告するものとする。
被害情報の共有	市長室は、被害状況や地震に関する情報などをとりまとめ、警戒本部員会議で報告する。
各部局の対応	災害警戒本部設置時における各部局の所管事務の対応業務内容は、各部局が定める活動細部計画等による。

4 災害警戒本部の廃止

警戒本部長は、次に示す場合は災害警戒本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害警戒本部を廃止した場合は、上記「2 災害警戒本部の設置通知」に準じて関係者に通知する。

区分	概要
市域観測震度によるもの	被害状況の把握が終了し、警戒対応が概ね完了したと認める場合
津波注意報によるもの	気象庁が、発表中の津波注意報を解除し、市内の警戒対応が概ね完了したと認める場合
南海トラフ地震に関する情報によるもの	気象庁が、南海トラフ地震関連解説情報において、注意する措置の解除を発表した場合

5 災害応急活動への移行

警戒本部長等は、災害が拡大し、又は拡大のおそれがある場合で、総合的な災害対策を必要とするときは、災害対策本部を設置するよう市長へ具申する。

第3節 災害対策本部の設置

市長は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合において、必要に応じて市長を災害対策本部長（以下、本部長）とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を総合的に推進する。

1 災害対策本部の設置

(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、「第1節 震災発生時の配備指令の発令」に定める基準により設置する。

(2) 設置権限の代行

災害対策本部の設置は、市長の権限により行われるが、市長の判断を仰ぐことができない場合(市長が不在又は連絡不能場合等)については、「第2部第9章第1節 初動体制の強化」に定める職務代行者により行う。

(3) 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、次の場所に設置する。

項目	概要
設置場所	横須賀市小川町11番地 消防局庁舎4階 災害対策本部室
代替設置場所	本市消防局庁舎は、免震構造で建築され自家発電装置を備えているため、代替施設が必要になる状況は考えづらいが、万が一の場合には、市役所本庁舎5階正庁等の使用可能な施設にて設置する。

2 災害対策本部の設置通知

災害対策本部を設置した場合は、次により通知する。

通知先	概要
各対策部及び関係機関	総合対策部は、災害対策本部が設置された場合は、その旨を各対策部、神奈川県、隣接市町及び警察署その他防災関係機関に連絡する。
報道機関	本部長は、報道機関に災害対策本部の設置を発表する。

3 災害対策本部の廃止

本部長は、次に示す場合は、災害対策本部の規模を縮小又は廃止する。

なお、災害対策本部を廃止した場合は、上記「2 災害対策本部の設置通知」に準じて関係者等に通知する。

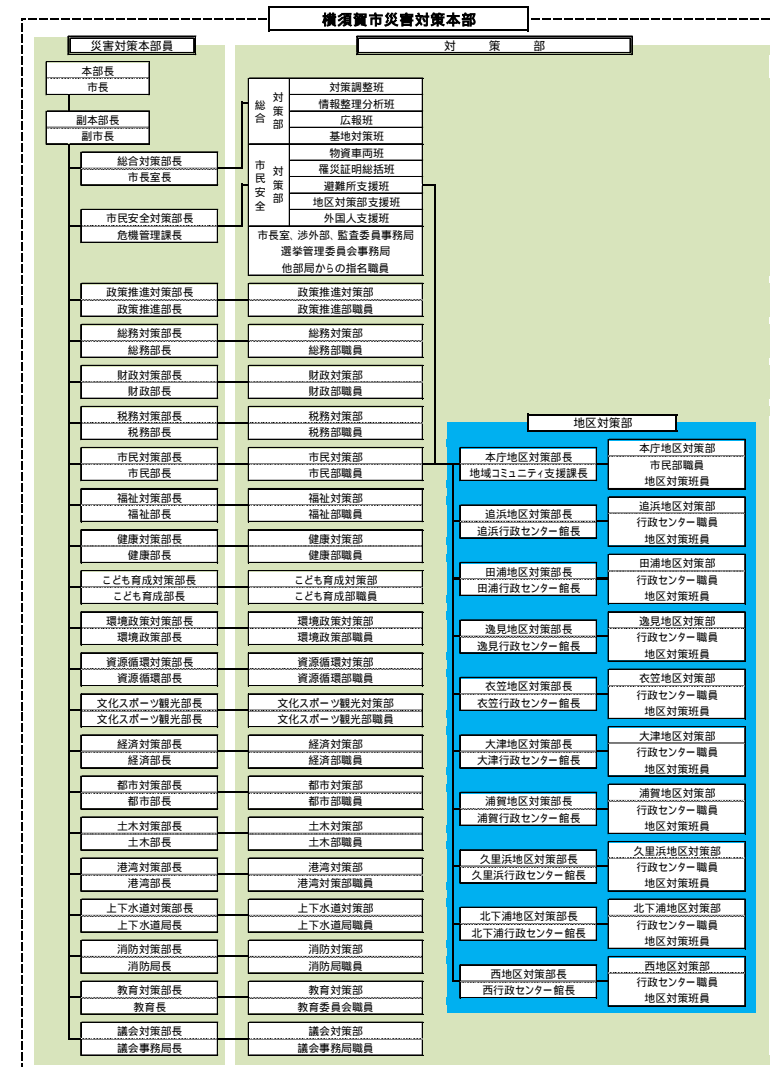
区分	概要
市域観測震度によるもの	災害応急対策が概ね完了したと認める場合
津波警報によるもの	気象庁が発表中の津波警報を解除し、市内の災害応急対策が概ね完了したと認める場合
南海トラフ地震に関する情報によるもの	気象庁が、南海トラフ地震関連解説情報において、避難等の解除、注意する措置の呼びかけを発表した後に、注意する措置の解除を発表した場合

第4節 災害対策本部の組織と運営

1 災害対策本部の組織

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織構成は、災害対策本部員会議、対策部、地区対策部に分けるものとし、それぞれの組織における職員を下図のとおり配置する。



各部に配置されている保健師にあつては、健康対策部に集約配置する。

(2) 災害対策本部の構成員

区分	指名職員	職務概要
災害対策本部長	市長	本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
災害対策副本部長	副市長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
対策部長	横須賀市行政組織条例第1条に定める部の長、上下水道局長、消防局長、教育長、議会事務局長、危機管理課長及び本部長が必要と認める者をもってあてる。	本部長の指示を受け、所管する災害応急対策業務の実施にあたり、各対策部職員に対し必要な指示を行う。
副対策部長	各対策部職員から対策部長が指名する。	対策部長を補佐し、対策部長に事故があるとき、又は対策部長が欠けたときはその職務を代理する。
班長		対策部長の指示を受け、所管する災害応急対策業務の実施にあたり、班員に対し必要な指示を行う。
副班長		班長を補佐し、班長に事故があるとき、又は班長が欠けたときはその職務を代理する。
班員		班長の指示に従い、業務を実施する。
地区対策部長	各行政センター館長及び地域コミュニティ支援課長	市民安全対策部長及び市民対策部長の指示を受け、各地区における災害応急対策業務の実施にあたり、職員に対し必要な指示を行う。
地区対策班員	各行政センター・市民部職員及び市民安全対策部地区対策部支援班員	地区対策部長の指示に従い、所管する災害応急対策業務を実施する。

各地区対策部長への指示にあつては、市民安全対策部長と市民対策部長は、指示の重複等による混乱を防ぐため、綿密な連携の下に指示を発することが必要である。

2 災害対策本部の運営

(1) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各対策部における事務分掌は、「横須賀市災害対策本部運営要綱」に定める他、各対策部が定める活動細部計画等による。

対策部名	所掌する事務	
総合対策部	対策調整班	1 災害対策本部の運営に関すること
		2 本部長の指示、命令等の伝達に関すること
		3 県及び関係機関との連絡調整に関すること
		4 自衛隊、警察等による救援の要請及び受入れに関すること
		5 災害救助法に基づく事務に係る手続きに関すること
		6 職員への食料等の支給に関すること
		7 職員の時間外勤務等に関すること
		8 他の公共団体職員の応援要請に関すること
		9 各対策部等との連絡調整に関すること
	情報整理分析班	1 市民からの通報に関すること
		2 被害情報、災害情報等の収集、整理、伝達及び報告に関すること
		3 被害状況等の集計、報告に関すること
広報班	1 災害時における広報に関すること	
	2 各対策部との広報内容及び報道内容の調整に関すること	
	3 報道機関との連絡に関すること	
基地対策班	自衛隊と米海軍との連携に関すること	
市民安全対策部	物資車両班	1 物資などの調達・調整・供給に関すること
		2 車両、資機材などの調達・管理に関すること
	罹災証明総括班	1 被害の認定等の総合調整に関すること
		2 罹災証明の発行手続き等の総合調整に関すること
	避難所支援班	1 避難施設の開設に関すること
		2 避難所運営の支援に関すること
		3 避難者の支援に関すること
	地区対策部支援班	1 被害情報等の収集、整理、伝達に関すること
		2 自治会、町内会等との連絡調整に関すること
3 災害対応、被災者関連業務に関すること		
外国人支援班	外国人避難者の支援に関すること	

対策部名	所掌する事務
政策推進対策部	事務分掌規則に定める政策推進部の業務に関連する災害対応に関すること
総務対策部	事務分掌規則に定める総務部の業務に関連する災害対応に関すること
財政対策部	事務分掌規則に定める財政部の業務に関連する災害対応に関すること
税務対策部	事務分掌規則に定める税務部の業務に関連する災害対応に関すること
市民対策部	1 事務分掌規則に定める市民部の業務に関連する災害対応に関すること
	2 地区対策部にかかわる市民安全対策部との連携・調整に関すること
福祉対策部	事務分掌規則に定める福祉部の業務に関連する災害対応に関すること
健康対策部	事務分掌規則に定める健康部の業務に関連する災害対応に関すること
こども育成対策部	事務分掌規則に定めるこども育成部の業務に関連する災害対応に関すること
環境政策対策部	事務分掌規則に定める環境政策部の業務に関連する災害対応に関すること
資源循環対策部	事務分掌規則に定める資源循環部の業務に関連する災害対応に関すること
文化スポーツ観光対策部	事務分掌規則に定める文化スポーツ観光部の業務に関連する災害対応に関すること
経済対策部	事務分掌規則に定める経済部の業務に関連する災害対応に関すること
都市対策部	事務分掌規則に定める都市部の業務に関連する災害対応に関すること
土木対策部	事務分掌規則に定める土木部の業務に関連する災害対応に関すること
港湾対策部	事務分掌規則に定める港湾部の業務に関連する災害対応に関すること
上下水道対策部	上下水道局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
消防対策部	消防局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
教育対策部	1 教育委員会事務局等の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
	2 市民安全対策部避難所支援班が行う避難対策への協力・支援に関すること
議会対策部	議会事務局の事務分掌に関連する災害対応業務に関すること
地区対策部	1 地区の防災活動拠点における災害対応業務の総合調整に関すること
	2 事務分掌規則に定める市民部に関連する災害対応業務に関すること

注) 災害発生時は、上記に示した以外の業務や想定を超えた業務量が発生する可能性があり、災害状況や被害発生規模により応援職員が必要となった各対策部は、総合対策部に対し応援要請を行う。

総合対策部は応援要請に基づき、災害対策本部員会議で調整の上、災害対策本部長の指示により応援職員の派遣等や必要な措置を講ずるものとする。

(2) 指揮権限の代行

災害対策本部の指揮は、本部長の権限により行われるが、本部長の判断を仰ぐことができない場合の災害対策に係る必要な意思決定等については、横須賀市災害対策本部条例第2条第2項及び横須賀市災害対策本部運営要綱第2条第2項に基づき職務代行者により行う。

なお、職務代行者は事後速やかに本部長にこれを報告する。

(3) 災害対策本部員会議の開催

本部長は、災害対策本部の全体の意思決定機関として、災害対策本部員会議(以下、本部員会議)を開催する。

会議の運営に関する基本方針は次のとおりとし、総合対策部は本部員会議の運営が円滑に行われるよう努める。

項目	概要
本部員会議の開催	本部長は、災害応急対策の方針決定を行うため、本部員会議において次に掲げる事項を審議する。 なお、被災規模や応急活動状況に応じて、一部の本部員をもって開催するなど効率的な開催に努める。 災害応急対策に関すること 災害情報の収集、伝達及び共有に関すること 各対策部との連絡及び調整に関すること その他災害対策に関すること
各対策部連絡員の派遣	各対策部は、必要に応じて本部員の補佐として連絡員を本部員会議に派遣する。
被害情報及び対応状況の共有	各対策部は、「第4章第2節 災害対策本部での情報の収集」に示す情報を中心に本部員会議で扱うこととし、その内容を別途指定する時間までに総合対策部に報告する。 各対策部長は被害情報や活動状況を報告する際は、緊急性、重要性、各対策部の活動との関連性等を判断し的確に報告する。 総合対策部長は、応急対策活動の展開や広域応援等の要請を行う上での判断材料となる情報については、とりまとめの上的確に報告する。 各対策部は、ライフラインの利用の可否、交通機関の運行状況、道路の通行の可否などの情報提供をする場合は、庁内放送や災害対策本部室内への貼り紙を基本として実施する。
関係機関の出席	本部会議には、必要に応じて、自衛隊、県警、海上保安部、ライフライン事業者などの関係機関の出席を求める。

開庁時間に発災した場合の本部員会議の開催の考え方

1回目の本部員会議は発災後数時間後に開催することとし、2回目以降の会議は、日没や夜明けというような状況が変化する時期を契機とし、次のとおり例示する。

	開催時期	主な議題
1回目	発災後3時間	市施設内の市民・職員の負傷状況、火災・がけ崩れ等の発生状況、当面の対処方針の決定及び共有
2回目	日没頃	他都市の状況、他機関への要請状況、夜を迎える際の留意事項
3回目	2日目 8時	火災・がけ崩れ等の再確認、避難所の状況、ごみ処理施設等主要施設の被害状況、医療機関の状況
4回目	2日目 17時	各対策部の人員の過不足の調整、夜を迎える際の留意事項
5回目	3日目 8時	遺体の取扱い方法、救援物資の状況
以降は、状況を踏まえ、1日1回の開催を基本とする。		

閉庁時間（休日・夜間）に発災した場合の本部員会議の開催の考え方

基本的な考え方は閉庁時間に発災した場合と同様とする、職員の参集に時間を要すること、参集は五月雨的に行われることを踏まえる必要がある。

下表は、22時に発災した場合の例示である。

	開催時期	主な議題
1回目	発災後5時間	職員の参集状況、ライフラインの状況、火災・がけ崩れ等の発生状況、当面の対処方針の決定及び共有
2回目	2日目 8時	1回目会議での確認事項の再確認
3回目	2日目 17時	他都市の状況、他機関への要請状況、医療機関の状況、ごみ処理施設等主要施設の被害状況、夜を迎える際の留意事項
4回目	3日目 8時	各対策部の人員の過不足の調整、避難所の状況、遺体の取扱い方法、救援物資の状況
以降は、状況を踏まえ、1日1回の開催を基本とする。		

(4) 各対策部における対策

各対策部は、事前に策定した活動細部計画により、災害発生からの時系列に応じた応急対策を次の留意事項に配慮し実施する。

活動期	概要	
初動活動期	被害状況の把握	被害状況や地震情報を収集し、各対策部における応急対策業務の円滑化を図る。
	応援の要請	応急対策業務量を見極め、状況に応じて協定自治体の職員、国・県等の職員のあつ旋、緊急消防援助隊や自衛隊などの派遣要請を行う。
	災害救助法の適用	被害状況を踏まえ、早期に災害救助法の適用を検討し、災害救助法が適用された場合には、これによる救助を迅速に実施して被災者の生活安定を図る。
応急活動期	長期活動体制の確立	災害対応が長期にわたる場合、職員のローテーション等により適切な活動体制を構築する。 ローテーションの作成にあたっては、避難所運営や被災地外応援部隊との連携に支障が出ないように配慮する。
	応援体制の確立	被害状況に応じて、重点対策部署や多くの人手が要する部署を的確に把握し、応援が必要な部署への応援体制の確立を図る。
	被災者救済策の実施	罹災証明書の発行、各種の申請・受取、相談などに対応する窓口を設置する。
	広報活動の推進	市民等の不安軽減のため、適切な情報提供を行うとともに、報道機関やホームページを活用し的確に被災地ニーズを発信し、被災地外救援の適正化を図る。

活動期	概要	
応急活動期	地域の支援	震災時避難所や自主防災組織との連絡調整を図り、地域に密着した災害応急対策を実施する。
	復興計画等の策定	復興ビジョンを早期に示し、円滑な都市復興を果たすため、プロジェクトチーム等を編成し、復興に係る基本指針や復興計画等を策定する。
復旧活動期	復興体制への移行	避難所の縮小など、応急対策活動の進捗状況により「第4部第1章第4節 震災復興の推進」に基づき復興推進会議を設置し、復興を推進する。
	平常業務の再開	避難所の縮小など、応急対策活動の進捗状況により配備人員等の見直しを行い、順次平常業務を再開する。

3 防災関係機関等との相互連携の強化

(1) 政府現地对策本部等との連携

本部長は、国の非常災害現地对策本部、緊急災害現地对策本部、県の現地对策本部等が市内に設置された場合には、連絡員の相互派遣やテレビ会議を活用するなど、十分に連携を図りつつ、機動的な災害応急対策を実施する。

(2) 本市災害対策本部へ派遣された連絡員の活用

総合対策部は、防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため、災害対策本部室内に横須賀市対策調整所を設置し、相互連携を密にした対策の調整を図る。

関係機関	概要
自衛隊	発災直後は「神奈川県地方協力本部横須賀地域事務所」から連絡官が派遣される。 東部方面混成団・通信学校から、災害の規模に応じ、市内での自衛隊活動の調整のために派遣される。
県警察	発災直後は、通行規制の調整、救助活動及び防犯活動の調整のために派遣される。
国土交通省	横浜国道事務所から、道路啓開やその他大型重機が必要となる作業等の調整のために派遣される。
神奈川県	地域県政総合センターから、本市と県との間の災害情報の受伝達を主な目的に派遣される。
米海軍	防災協定に基づいた救援物資の提供、医療サービスや被災者の基地内への受入れなどの調整のために派遣される。
その他関係機関	必要に応じて、災害対応に関する調整のために派遣される。

第3章 職員の配備・参集

第1節 職員の配備

1 職員の配備

各対策部長（部局長）は、「第2章 第1節 震災発生時の配備指令の発令」により市長等が各配備指令を発令した場合、「第2部 第9章 第2節 災害に対する組織体制」によりあらかじめ指定した職員の配備を行う。

2 配備の対象外職員

災害発生時において、被災、急病、負傷等で応急活動に従事することが困難である者、交通の途絶により参集が不可能なもの、その他本部長等が認める者は、配備から除く。

なお、配備に就くことが不可能な職員は、「第3節 参集・配備の手順及び留意事項等」に準じて対応する。

第2節 職員の参集

勤務時間外において、配備指令発令基準に掲げる各事象が発生した場合は、職員は自らや家族等の安全を確保した後、下表により上司等の指示を待つ事なく指定された配備場所に参集する。

区 分	配備指令の内容	概 要
市民安全対策部 避難所支援班	災害対策本部 (1～3号配備)の 配備指令	配備体制に基づき、指定された震災時避難所に参集する。 ただし、大津波警報（特別警報）、津波警報、南海トラフ地震臨時情報発表の際は、別途指示に従う。
市民安全対策部 地区対策部支援班	災害対策本部 (1～3号配備)の 配備指令	配備体制に基づき、指定された地区対策拠点(行政センター等)に参集する。 ただし、大津波警報（特別警報）、津波警報、南海トラフ地震臨時情報発表の際は、別途指示に従う。
その他の各対策 部(部局)職員	警戒配備以上の 配備指令	各対策部(部局)の配備体制に基づき、指定配備場所、その他各対策部活動細部計画に基づく指定場所に参集する。

第3節 参集・配備の手順及び留意事項等

職員の配備・参集については、「第1節 職員の配備」及び「第2節 職員の参集」によるほか、その手順及び留意事項等を次に示す。

項 目	概 要
勤務時間内における地震情報等の覚知及び配備	市長室は、県防災行政通信網、テレビ、ラジオ等により市域の観測震度、津波警報・注意報及び南海トラフ地震臨時情報など情報の発表を覚知する。 職員は、総合対策部(市長室)による緊急情報メールや庁内放送等による配備指令を確認後、各対策部長(部局長)等の指示により配備に就く。 状況により市長室又は関連部局のみで警戒配備を敷く場合は、庁内放送や緊急情報メール等でその旨の通知をする。
勤務時間外における地震情報等の覚知及び参集・配備	職員は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、緊急情報メールなどにより、市域の観測震度、津波警報・注意報及び南海トラフ地震臨時情報など情報の発表を覚知する。 「第1節 職員の配備体制」に定める配備基準の事象の場合は、各対策部の配備体制に基づき、あらかじめ指定された配備場所に参集し配備に就く。 ただし、大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合は、安全確保のため、配備の一時見合わせなどの措置が取られるので注意する。 状況により市長室もしくは関連部局のみで警戒配備を実施する場合は、緊急情報メール等でその旨の通知をする。
津波警報発表の際の措置	大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合で、配備先での職員の安全が確保できないと判断される場合には、各対策部長は該当職員の配備を一時見合わせるなどの措置をとる。
参集ができない場合の措置	職員は、万が一の被災や道路交通の不通等で、あらゆる手段によっても指定配備場所に参集できない場合は、次により対応する。 通信連絡により、所属対策部もしくは平時における所属長に、参集不可能の旨可能な範囲で連絡する。 参集途上で、橋りょうの損壊等により指定配備場所への到達が不可能となった場合は、一時的に最寄りの行政センターに立ち寄り、市の対策状況や被害状況の情報入手に努め、その後の適切な対応ができるようにする。
現に災害が発生している際の参集時の留意点	徒歩、自転車、バイクによる参集を基本とし、自動車は極力利用を避ける。 食料、最小限の衣服、携帯ラジオ、懐中電灯等必要な物品を携帯する。 自宅から参集する際は、特に指示があった場合を除き動きやすい服装とする。

項目	概要
現に災害が発生している際の参集時の留意点	<p>参集途上や対応現場への出向途上において、市民等から救助要請を受けた場合は、次のとおり対応することを基本とする。</p> <p>消防職員、市長室職員及びこれらに準ずる緊急業務を担当する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参集や現場への出向を優先とする。 <p>上記以外で緊急性のある業務を担当する職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独力で対応が可能な場合は救助にあたる。 ・独力で対応が不可能な場合は、近隣の市民等に援助要請し、集まった方からリーダー役を選出し、事情を説明した上でその後の救助は市民等に任せ、参集・出向に戻る。 <p>上記以外の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の市民等への援助要請までは同様とし、その後周辺の救助が一段落するまではその場に留まり救助活動を行う。

第4章 情報の収集と伝達

第1節 情報受伝達等にかかる基本方針

1 情報受伝達にかかる基本方針

(1) 基本方針

市内全域に被害が広がるような状況の中で、限られた活動部隊や活動資源で最大の効果を上げるには、情報の正確性は欠かすことができない。

しかし、災害発生後は連絡や通報の錯綜や通信機器の損壊などから情報通信能力が低下する。

また、外部の防災関係機関においても同様の状態が発生することが予測されるため、可能な情報通信手段を最大限に活用し、緊密な連携により情報受伝達活動を実施する。

(2) 情報官の配置

各対策部で情報を扱う際には、情報受理の確実な確認と各方面から受理した情報の真偽の確認が必要となる。

そのため、各対策部は、情報処理を一元的・俯瞰的に行う「情報官」を配置し、災害対策本部内全体での適切な情報処理を図ることとする。

2 住民への情報伝達にかかる基本方針

災害時の広報は、住民の不安の解消や市内の混乱防止、市民生活の安定化などのために重要であることから、実情に即した各種情報伝達手段を活用して、速やかに災害に関する情報の伝達や広報を実施する。

第2節 災害対策本部での情報の収集

1 災害発生直後に収集すべき情報

災害による被害の程度を把握することは、その後の応急活動の方針や復旧対策の基礎となるものであるため、各対策部は、災害発生直後に次の事項を中心に情報を収集し、総合対策部に報告する。

項目	災害発生直後
発災状況の 覚知後即時	<p>人的被害に関する情報</p> <p>火災発生状況</p> <p>公共施設の利用者、職員などの人的被害状況</p> <p>公共施設の物的被害状況</p>

項目	災害発生直後
建物、人的被害、火災発生状況が把握された場合	火災等の二次災害の発生状況及び拡大の危険性 公共交通施設(道路、橋りょうなどの土木施設)の被災状況 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況 津波被害の発生状況 住民避難の必要性の有無 市民の動向 職員の参集及び配備状況 その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

2 災害対策本部で収集する情報と優先度

被災地の状況は時間経過と共に変化し、これに合わせ災害対策本部で扱う情報も変化するため、時間ごとに扱う情報と優先度の基本的な考え方を次に例示する。

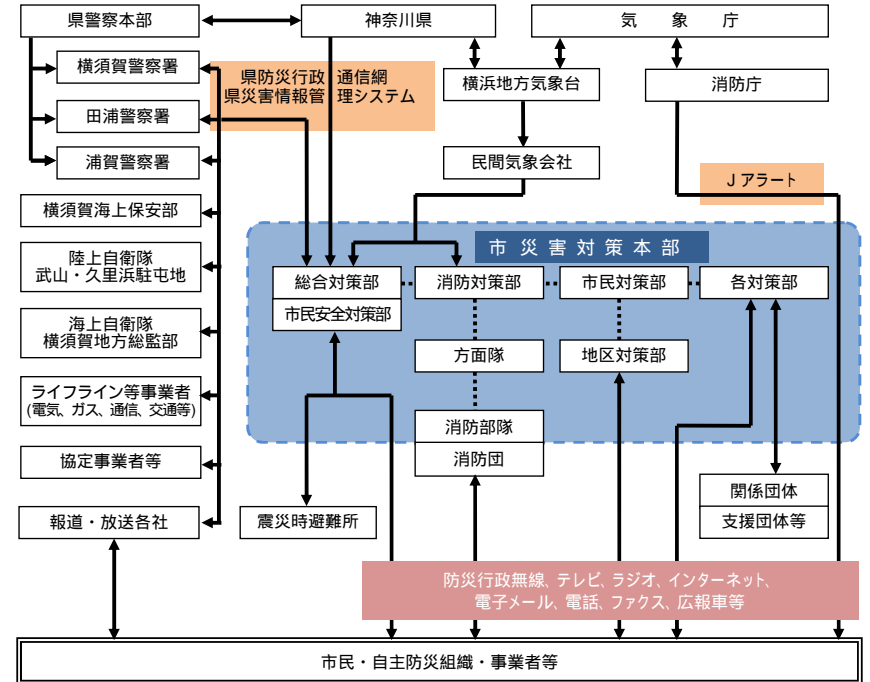
	発災後 3 時間	発災後 12 時間	発災後 24 時間
高	火災の発生状況 施設内の市民の負傷状況 職員の負傷状況 ライフラインの利用可否	火災の発生状況 職員の負傷状況 ライフラインの利用可否	火災の発生状況 ライフラインの応急復旧見込み
優先度	交通機関の運行状況 がけ崩れ・建物倒壊の状況 道路の通行可能状況 通信手段の状況 天候の状況	交通機関の運行状況 がけ崩れ・建物倒壊の状況 道路の通行可能状況 他機関への要請状況 国・県の対応状況 通信手段の状況	他都市の被害状況 地域医療救護所の状況 燃料の不足状況 他機関への要請状況 交通網の状況 通信手段の状況 天候の状況
低	市施設の被害状況	市施設の被害状況 医療機関の被害状況 避難所の状況 帰宅困難者の滞留状況	死者・行方不明者数 交通機関の復旧見込み 避難所の状況 各対策部の人員の過不足 帰宅困難者の滞留状況
	死者・行方不明者数		職員の負傷状況
	常時、テレビ報道からの情報収集		

	発災後 48 時間	発災後 72 時間
高	ごみ処理施設等主要施設の応急復旧見込み 燃料の不足状況 死者・行方不明者数 避難所の状況 協定事業者の協力の可否	物資の過不足状況 燃料の不足状況 死者・行方不明者数 避難所の状況 在宅避難者等の状況 協定事業者の協力の可否
優先度	物資の過不足状況 他都市の被害状況 医療機関・地域医療救護所の状況 通信手段の状況	仮設住宅の必要量見込み 通信手段の状況
低	常時、テレビ報道からの情報収集	

第3節 情報の受伝達体制の確立

1 情報の受伝達系統

震災時における情報の受伝達系統の概要を次に示す。



2 情報の受伝達体制の確立

地震が発生した場合、各対策部は、直ちに電話、ファクス、防災行政無線等の通信機器の点検を行い、通信機器の利用に支障がある場合には応急復旧等の措置を講じて、庁内の連絡及び県、警察、ライフラインその他の関係機関との情報連絡体制を確立する。

第4節 災害情報の収集及び報告等

1 情報の収集及び伝達の実施

各対策部及び防災関係機関等は、「第2部第2章第2節 情報通信網の整備」に記載する情報通信手段を活用し、災害情報の収集及び伝達を次により実施する。

項目	概要
地震情報の伝達	総合対策部は、気象庁が発する地震情報(震度、津波発生の有無)を収集し、庁内放送及び緊急情報メールで直ちに各対策部に伝達する。

項目	概要
総合対策部による情報収集	総合対策部は、各対策部、警察、ライフライン関係機関、その他防災関係機関との連絡を緊密かつ積極的に行い、テレビ・ラジオを活用しつつ、被害状況の早期把握に努める。総合対策部は、消防局庁舎4階の情報調整室に情報整理・分析班を配置し、市民からの被害通報の受理体制を整える。
所管施設等の被害情報	各対策部は、所管施設や設備等の被害の概況をとりまとめ、第1報として、発災から1時間以内に総合対策部へ報告する。 人的被害、職員の参集状況 所管施設及び設備等の被害状況 事務室の被害状況及び通信の確保の状況
ライフラインの被害情報	ライフライン関係機関は、所管事業に係る被害の概況をとりまとめ、定時ごとに市災害対策本部総合対策部へ報告する。総合対策部は、ライフラインの被害について、急を要するもの及び応急対策のため即時に災害対策本部全体に情報共有が必要な事項は、庁内放送等により伝達を行う。
とりまとめ情報の提供	総合対策部は、各対策部及び防災関係機関、ライフライン関係機関等から報告された被害状況をとりまとめ、災害対策本部委員会で報告する。 総合対策部は、関係機関への伝達が必要と判断される取りまとめ情報について防災関係機関に提供する。
伝令等の活用	各対策部は、いかなる通信手段も用いることができない場合には、伝令による情報伝達を検討するとともに、伝令のための人員確保ができない場合は、災害対策本部室への掲示も考慮する。
災害対策基本法第54条に基づく対応	各対策部は、市民等から災害発生のおそれのある異常な現象(地震による建物倒壊、異常水位、がけ崩れ、火災等)の発見について通報を受けた場合又はその通報を受けた関係機関から報告を受けた場合は、総合対策部に連絡する。 総合対策部は、上記連絡を受けた場合は、その旨を速やかに県・気象台その他の機関に通報する。

2 神奈川県及び消防庁への報告

総合対策部及び消防対策部は、災害の状況とその措置の概要について、次により速やかに県又は国へ報告する。

項目	概要
県への被害報告	被害の報告は、総合対策部が県災害情報管理システムにより行うが、同システムが使用不可能な場合は県防災行政通信網FAX等を利用して行う。 通信の不通等により県に報告できない状況が発生した場合は、直接国(消防庁)に報告する。

項目	概要
火災・災害等即報要領による報告	前記とは別に、消防庁「火災・災害等即報要領」の即報基準に該当する場合には、県に被害の状況を報告する。 災害により多くの死傷者が発生するなど、消防への通報が殺到した場合はその状況を、直接即報基準に該当する場合は被害の状況を、消防庁及び県に報告する。 発災後の第1報は消防対策部が行い、その後の報告は総合対策部が行うことを原則とする。

3 災害情報等の記録

災害情報の記録について、次のとおり規定する。

項目	概要
災害情報の記録	各対策部は、災害情報の受伝達に際しては、緊急度・重要度により整理し、正確に記録しなければならない。
記録映像等の確保	各対策部は、災害応急対策の実施に際しては、必要に応じて画像、映像の撮影を行い、災害画像等の確保に努める。

第5節 市民への情報伝達

1 市民への情報伝達

災害発生時及び発生直後における市民への情報伝達は、次により実施する。

項目	概要
災害発生直後の情報伝達	災害発生直後は、次に示す生存関連情報及び混乱防止情報を中心に伝達を実施する。なお、伝達については「第2部第2章第2節 情報通信網の整備」により被災状況に応じあらゆる手段を活用し実施する。 発生した事案に関する情報 住民に対する避難勧告、指示等に関する事項 市災害対策本部の運営状況、災害救助活動の状況 被害状況と被害拡大防止に関する情報 避難所、救護所等の支援情報 電話回線やライフラインの状況 その他混乱防止に関する情報
災害に関する警報などの放送要請	総合対策部は、伝達内容が緊急を要する場合には、災害対策基本法第57条に基づき放送要請を放送事業者に行う。

2 災害広報の実施

災害発生後の応急活動期や復旧活動期においては、情報不足により社会不安や風評被害が生じるおそれがあることから、総合対策部を中心に各対策部が実施する対策について住民等へ積極的かつ適正・確実な方法で広報する。

(1) 災害広報の適正と手段

音声による広報

受け手側にとっては何かをしながら受け取ることができるという長所があるが、一過性ゆえに聞き逃しや聞き間違いが発生しやすいので留意する。

手段	概要	
防災行政無線	適するもの	大津波警報（特別警報）や津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報 他の広報手段が使用不能な場合
	長所	市域全域に、即時に伝達可能 発災後3日間程度は、常に利用可能
	短所	聞き取りにくく細かな内容伝達に向き
広報車	適するもの	限定された地域の避難勧告、給水及び救援物資の配給情報等
	長所	防災行政無線よりも聞き取りやすい 特定の地域限定の情報伝達が可能
	短所	道路が通行不能では使用不可、見込んだ広報が完了しない場合あり 巡回するための、人手・車両（燃料）が必要
FM放送	適するもの	大津波警報（特別警報）、津波警報等の迅速な避難行動が必要な情報
	長所	市域全域に、即時に伝達可能 音声による広報では最も聞き取りやすく、繰り返し放送も可能
	短所	難聴地区が存在し、ラジオがないと受信できない 発信する情報量が増加した場合には、情報を取捨選択する必要あり

文字による広報

文字による広報は、受け手側は能動的な受信が必要という短所があるが、記録が残るので、見逃しや見間違いは音声広報と比較して発生しにくい。

手段	概要	
ホームページ	適するもの	情報発信全般
	長所	細かな情報発信、地図など視覚的な説明も可能 市外の方にも伝達可能
	短所	市民が閲覧できるかは災害の程度による 市民が必要とする情報に辿りつける工夫が必要
ツイッター	適するもの	交通機関の状況や天候
	長所	閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない 市外の方にも伝達可能
	短所	発信する文字数に制限がある うわさやデマが広がる危険性がある
テレビのデータ放送 防災情報メール	適するもの	文字による情報発信全般
	長所	閲覧の可否はホームページよりも災害の程度に影響されない テレビが利用可能であれば、事前登録等が必要
	短所	防災情報メールは、事前登録が必要 輻輳により遅延する可能性あり 基地局の状況によっては、利用不可の可能性あり 停電時にはバッテリー保護のために、携帯電話の電源をオフにしている方が多い可能性あり

手段	概要	
貼り紙	適するもの	比較的長時間状況が変化しないもの
	長所	インフラの被害状況によらない 誰でも閲覧可能
	短所	ファクスやメールが利用できない場合、遠隔地の掲出場所には音声による伝達となり、聞き取り間違いが発生する可能性がある 掲出するための人手・紙が必要
ちらし	適するもの	給水情報やゴミ収集情報など、自宅等で比較的長期間閲覧するもの
	長所	インフラの被害状況に影響されない 誰でも閲覧可能
	短所	印刷するための機器、紙及び人手が必要 印刷場所と配布場所に距離がある場合は運搬が必要 印刷枚数に不足が生じた場合、情報格差が発生する
記者会見	適するもの	全国への救援物資の要請
	長所	マスコミの個別、さみだれ式な取材の抑止 日本全国に向けての情報発信が可能
	短所	市民に伝達されるかどうかは、マスコミの判断による

(2) 生活関連広報の実施時期

被災地の状況変化とともに、被災者のニーズも変化してくるので、生活情報に関する広報については、次の例示を参照し実施する。

時期	概要
災害発生後 3日～1週間	電気、ガス、水道等の復旧状況及び復旧に伴う二次災害の防止に関する情報 公共交通機関の復旧情報及び道路の交通規制に関する情報 生活の基礎情報(炊出し、風呂等の生活情報、行政サービス情報) 安否情報 相談窓口の情報
災害発生後 2～3週間	交通やライフライン等の復旧により、軽微な被災であった市民は通常生活を再開することから、通常の行政サービスに関する情報を広報する。 避難所等で生活する被災者に対しては、災害関連の情報も併せて提供する。
災害発生後 4週間目以後	応急仮設住宅での生活が始まるとともに、多くの市民が通常生活を取り戻す時期になり、被災者向けの行政施策情報とそれ以外の市民向けの通常行政サービス情報に分けて提供する。

3 公共施設等での広報

不特定多数の利用者が集まる公共施設等の施設管理者は、混乱による二次被害を防止するため、利用者に対して速やかに災害状況や施設状況について広報する。

第6節 報道機関への情報提供

1 災害報道の基本方針

報道機関への情報提供は、被災地からの情報発信という点でその効果は極めて大きいことから、早期に報道機関に対する発表が行える体制を確立し、状況の変化に応じた発表及び要請を行う。

2 災害報道の手段とその内容

災害報道は総合対策部を窓口として、次のとおり報道機関への情報提供を行う。

(1) 情報提供の方法等

種別	概要
情報提供方法の設定	総合対策部は、災害発生後に報道発表の時間や記者会見の方法、提供情報の一元化など情報提供方法を定める。
プレスセンターの設置	総合対策部は、本庁舎1号館4階記者クラブに災害時プレスセンターを設置し、報道機関に対して災害及び対策に関する情報を発表する。
記者発表	市民への要請など特に重要な情報の発表については、原則として本部長が記者会見等により行うものとする。

(2) 情報提供の目的と内容

項目	概要
発表事項	災害対策本部の設置、市の活動体制及び活動状況 地震、余震、津波に関する情報 各種被害の状況(発生内容、箇所、件数など) 避難状況 医療関連情報(受け入れ可能な病院など) 食料、飲料水、生活関連物資の供給状況 ライフライン、道路交通機関の状況(被害状況、復旧見通しなど)
要請事項	社会秩序保持のための市民への呼びかけ(出火防止、パニック防止、人命救助、相互援助、不要不急の行動の控えなど) 二次災害が予想される地域などへの警戒 被災地外地区への支援呼びかけ 流言飛語(デマ)や風評など混乱情報の打ち消し

第7節 被災者支援窓口の設置

1 被災者支援窓口の設置

地区対策部は関係対策部と連携し、復旧状況や被災者のニーズによって変化する申請や相談等に対応するため、本庁及び各行政センターに被災者支援窓口を設置する。

項目	概要
予定される申請事項	罹災に関する証明書の申請・交付 被災住宅に関する申請(応急仮設住宅、住宅修理等) 災害見舞金及び災害援護資金の申請・交付
想定される相談内容	安否確認(家族の消息、捜索依頼、死亡者リストとの照会等) 医療相談(病院等のあつ旋、その他の医療相談) 住宅相談(生活廃棄物の除去、修理・解体等) 各種融資相談(税の軽減、減免、融資に関する相談) 法律相談(借地借家、相続、その他権利関係等)
窓口の対応	地区対策部は、相談内容は多種多様となる可能性があるため、各対策部や関係団体からの職員の派遣等の応援を求め対応する。 被災者支援窓口で処理できない内容は取りまとめの上、総合対策部に送付する。

2 要望等への対応

総合対策部は、被災者支援窓口等から受けた要望や意見等について取りまとめ、全庁で共有する。

各対策部は、寄せられた要望や意見等を分析し、応急対策や復旧対策に反映させるとともに、課題解消に向け県や関係機関と連携する。

第5章 避難対策

第1節 避難対策等にかかる基本方針

1 住民の避難対策にかかる基本方針

地震災害時に、危険区域にある市民を安全地域に避難させ、人的被害の軽減と避難者の援護を図る。

なお、市域で震度5弱以上の地震が観測された場合には、全震災時避難所を開設する。

2 帰宅困難者の解消にかかる基本方針

帰宅困難者対策の基本は、企業、学校など事業所や組織の責任において帰宅困難者の抑止に努めることである。

しかし、大規模な震災により交通障害が発生した場合には駅周辺等に帰宅困難者が滞留することを想定し、関係機関と連携し帰宅困難者対策にあたる。

第2節 避難の勧告及び指示の発令

1 避難の勧告及び指示

本部長(市長)等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により避難の勧告及び指示を発令する。

(1) 発令基準

種別	概要
避難勧告	気象庁が大津波警報(特別警報)・津波警報を「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に発表した場合 地震災害により住民の生命に危険が認められる場合
避難指示(緊急)	避難勧告の発令基準に該当し、危険な状況がより切迫している場合

(2) 実施者

本部長(市長)は、住民の生命、身体に危険が及ぶと認められるとき、危険地域の住民に対して避難を勧告又は指示する。(災害対策基本法第60条)

なお、本部長不在時等の代行者については、下表によるものとする。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	本部長(市長)の判断を仰ぐいとまがない場合や、本部長(市長)が不在の場合には、副本部長(副市長)等の職務代理者が本部長(市長)の権限を代行し実施し、実施後その旨を本部長(市長)に報告する。

代行者	概要及び法的根拠
県知事	災害により本部長(市長)が避難勧告・避難指示(緊急)の措置を実施できない場合には、災害対策基本法に基づき、県知事が市長の措置を代行し、県知事代行の旨を公示し、本部長(市長)に通知する。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、本部長(市長)等が避難の指示を行ういとまがないとき、又は本部長(市長)等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後は直ちにその旨を本部長(市長)等に通知する。(災害対策基本法第61条) 警察官は、人身又は身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある危険な事態がある場合、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講じることができる。この場合、その旨を県公安委員会に報告する。(警察官職務執行法第4条)
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、自衛隊法に基づき、直ちに当該地域の住民に対して避難の指示を行う。なお、実施後は直ちにその旨を本部長(市長)等に通知する。

(3) 避難情報の伝達

実施者は、避難勧告・避難指示(緊急)の実施の際には、次の事項を対象住民等に伝達する。

ただし、津波到達までに時間的余裕がない場合等については、防災行政無線により高台への避難を呼びかけるのみの対応とする。

また、総合対策部は、避難情報が対象者への確に伝達されるよう関係対策部及び関係機関と綿密な連携を行う。

項目	概要
避難情報の伝達事項	実施責任者 避難事由(危険の状況)及び避難すべき対象区域 避難先(本部長(市長)が必要と認めるとき) 避難経路 注意事項(服装、携行品、火気の始末、ブレーカーの遮断等)
住民等への伝達方法	対象世帯数等に応じて、自主防災組織、警察、消防対策部、消防団等との緊密な連携のもと、防災行政無線、防災情報メール、広報車、各戸呼びかけ、FM放送などを用いて実施する。 発令内容を市ホームページへ掲載する。 緊急を要する場合は、災害対策基本法第57条に基づき放送事業者への協力要請を行う。
関係機関等への連絡	避難勧告又は避難指示(緊急)を発令する場合は、警察、海上保安部、自衛隊など必要な関係機関及び関係対策部にその内容を連絡する。

(4) 県知事への報告

本部長(市長)は、避難勧告及び避難指示(緊急)を発令したとき、もしくは警察官、海上保安官や自衛官が避難の指示を実施したと通知を受けたときは、速やかに次の事項を県災害情報管理システムもしくは県防災行政通信網 FAX 等により県知事へ報告する。

項目	概要
県知事への報告事項	避難勧告・避難指示(緊急)の発令者 発令日時 発令の理由 避難対象区域、避難対象世帯数及び人員数 避難先の名称及び所在地

(5) 避難勧告・避難指示(緊急)の解除

本部長(市長)は、避難の必要がなくなったと認めるときは、避難勧告及び避難指示(緊急)を解除し、直ちに公示その他の方法で対象区域の住民に伝達し、解除した旨を県知事へ報告する。

2 警戒区域の設定

本部長(市長)等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次により警戒区域を設定する。

(1) 実施者

本部長(市長)は、災害の状況により特に必要と認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の立入りを制限又は禁止、及び退去を命じる。(災害対策基本法第63条第1項)

なお、本部長(市長)不在時等の代行者は、下表により事前に定める。

代行者	概要及び法的根拠
職務代理者	本部長(市長)の判断を仰ぐいとまがない場合や、本部長(市長)が不在の場合には、副本部長(副市長)等の職務代理者が本部長(市長)の権限を代行し実施し、実施後その旨を本部長(市長)に報告する。
県知事	災害により本部長(市長)が警戒区域の設定の措置を実施できない場合には、災害対策基本法に基づき、県知事が本部長(市長)の措置を代行し、県知事代行の旨を公示し、本部長(市長)に通知する。
警察官及び海上保安官	警察官及び海上保安官は、警戒区域の設定を行う市職員等が現場にいないとき、又は本部長(市長)等が要請したとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を本部長(市長)等に通知する。

代行者	概要及び法的根拠
自衛官	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、災害対策基本法又は自衛隊法に基づき警戒区域の設定を行う。 なお、実施後は直ちにその旨を本部長(市長)等に通知する。

(2) 警戒区域の明示

総合対策部は、警戒区域を設定した場合は、ロープ張り、立看板等により設定区域を明示する。

また、避難に関する情報伝達と同様に、必要な情報を設定区域の居住者等に伝達する。

(3) 避難所への受け入れ

総合対策部は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民がいる場合は、必要に応じて避難所を開設して受け入れを行う。

(4) 警戒区域の解除

本部長(市長)は、応急対策が終了するなど、警戒区域の設定を継続する必要がなくなったと認めるときは、警戒区域を解除する。

なお、総合対策部は、警戒区域が解除された場合は直ちに対象区域の住民に伝達する。

3 避難の実施

(1) 震災時における避難の原則行動

市民は、震災時の災害特性を考慮し、次に定める避難原則行動をとる。

項目	概要
徒歩の原則	避難時は、自家用車の使用を避け徒歩で避難する。
自己判断の原則	震災により倒壊家屋や道路の寸断等が予想されることから、避難所は状況に応じて自己の判断により選定する。
津波からの避難	海岸付近で大きな揺れや長い周期の揺れを感じた場合は、津波警報の発表を待たずに、海岸から離れた高台等へ避難する。
大規模火災からの避難	地震発生後に、大規模な延焼火災が発生した場合には、住民の自己判断又は避難勧告や避難指示(緊急)により広域避難地へ避難する。
集団避難の原則	地域の一時避難地から震災時避難所もしくは広域避難地への避難は、二次災害から身を守るため、自主防災組織の主導による集団避難を原則とする。

(2) 避難誘導の実施

避難勧告等の発令及び警戒区域の設定を行った場合には、消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難経路の安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路での避難誘導実施に努める。

避難対象	避難誘導実施者
住 民	消防職員、消防団員、警察官、自主防災組織
学校施設、保育施設	教職員
社会福祉施設	施設職員
事業所等	施設の防火管理者、管理責任者、施設管理者等

第3節 震災時避難所の開設・運営

1 震災時避難所の開設

震災時避難所は、地震の発生が勤務時間内外の場合に応じて適切に開設する。

なお、大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合には、浸水が予測される避難所の開設を一時見合わせる等の措置を行う。

区 分	概 要
勤務時間内	市民安全対策部は、震度5弱以上の地震が観測された場合には、震災時避難所の開設準備のため、避難所支援班に指名した職員を派遣し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。 施設管理者は、発災直後で市民安全対策部避難所支援班（以下、避難所支援班）の到着を待っていない場合には、施設管理者の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。
勤務時間外	避難所支援班に指名された職員は、震度5弱以上の地震が観測された場合には、指定された震災時避難所に参集し、施設管理者とともに施設の安全性を確認した後、速やかに避難者の受入れに必要な措置を実施する。 避難所支援班は、発災直後で施設管理者の到着を待っていない場合には、避難所支援班の判断で避難者の受入れに必要な措置を実施する。

2 災害救助法が適用された際の対応

災害救助法が適用され、「避難所の設置」及び「炊き出しその他による食品の給与」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき、実施する。

3 避難者の受入れ

震災時避難所への避難者の受入れは、次を基本として実施する。

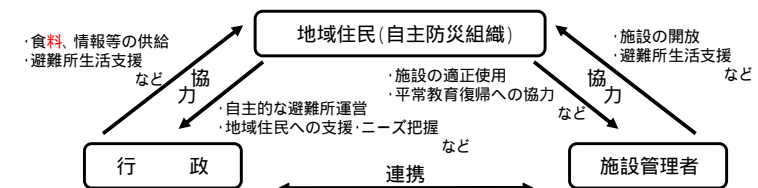
項 目	概 要
避難者情報の収集・報告	避難所支援班は、地域住民及び施設の職員と協力して、避難者カードにより避難者の住所、氏名、健康状態・負傷の有無などの情報を把握する。 避難所支援班は、避難者情報を集計し市民安全対策部へ報告する。
避難者への情報提供	避難所支援班は、地域住民及び施設の職員と協力して、掲示板等により災害対策本部からの被害情報などを避難者に提供する。
避難所の状況報告	避難所支援班は、避難者の状況、避難所周辺の被害状況、食料、飲料水、生活必需品の需給状況などについて、利用可能な通信方法により定期的に市民安全対策部に報告する。
被災住民以外の受入れ	震災時避難所は、地域の被災住民を受入れる場所であり、帰宅困難者を受入れ、限られた避難スペースや物資等を提供して支援することは、運営能力を超え混乱を来すおそれがある。 しかし、支援を求める帰宅困難者等が来所した場合は、一時滞在施設が開設されるまでの間、一時的に受入れを行う。 避難所支援班は、帰宅困難者用の一時滞在施設が設置された段階で移動を促す。 移動にあたって二次被害の危険があり誘導が必要な場合には、「第2節3 避難の実施」に準じ実施する。

4 震災時避難所運営委員会の設置

避難所の運営は、避難者が中心に行うことを原則とし、避難所開設後、避難所に避難してきた避難者、参集した避難所支援班の職員、施設管理者は適宜、事前に策定した避難所運営マニュアルに基づく「震災時避難所運営委員会」（以下、運営委員会）を編成し、避難所の自主運営体制を確立する。

なお、市民安全対策部（避難所支援班）及び施設管理者は、自主運営体制が確立した場合でも、常に避難者と連絡調整を図り、相互の協力・連携のもとに避難所の運営支援を行う。

【運営委員会の関係図】



5 避難所の運営管理

震災時避難所の運営管理は、次を基本として実施する。

項目	概要
避難生活の維持	運営委員会は、事前に策定した避難所運営マニュアルに基づき、震災時避難所の安全かつ秩序ある運営に努める。
運営委員会の活動	運営委員会は、朝・夕にミーティングを行うなど、避難者、行政、施設管理者の3者の連携を深め、安全かつ秩序ある避難所運営に努める。
地域への支援	運営委員会は、避難所内外の避難者の生活支援のため、救援物資、飲料水及び情報などの提供を行う。
食料等の供給	市民安全対策部は、避難者情報に基づき、避難所への、食料、生活関連物資、飲料水の提供について、「第9章 食料・生活関連物資等の供給」及び「第10章 飲料水等の供給」に基づき関係部局と連携し実施する。 調達した食料や生活必需品は、各震災時避難所において運営委員会が配給する。
一時的な避難者の帰宅	運営委員会は、避難所の効率的な運営を図るため、一時的に避難した住民のうち、火災等による危険が去り、自宅が被害を免れたか軽微であった者は、自宅への帰宅を促す。
一次福祉避難所の開設	運営委員会は、必要に応じて学校長や避難所支援班員と協力し、「第5節 要配慮者の避難対策」に定める一次福祉避難所を開設する。
保健体制の整備	健康対策部は、避難所に保健師などを巡回させ、避難者の健康管理、健康相談などを実施し、健康レベルの維持向上、震災関連死の防止に努める。
生活関連機器の設置	市民安全対策部は、避難が長期にわたる場合は、状況に応じて、テレビ、空調機器、冷蔵庫などの生活関連機器を調達する。
衛生管理	健康対策部は、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。 また、避難所での食料の管理、炊き出し時等の衛生指導を行う。
プライバシーや要配慮者への配慮	避難所運営委員会は、世帯間の間仕切りの設置などプライバシーに配慮するとともに、男女別の更衣室やトイレ、授乳室を設置などの配慮に努める。 また要配慮者が生活しやすくなるよう段差の解消等バリアフリー化に努める。
ペットの避難対策	健康対策部及び運営委員会は、「第8章第5節 ペット対策」に基づき、避難所におけるペットの飼育場所を指定するなど、適正な飼育環境の確保に努める。 飼育については飼主の責任において行うが、必要に応じてボランティア等への協力を求める。

項目	概要
防犯対策	市民安全対策部は、避難所における防犯対策を推進するため、警察と連携し、各避難所への巡回パトロールを実施する。
震災時避難所の追加開設	市民安全対策部は、震災時避難所の避難者用スペースが不足する場合、関係対策部と調整の上、付近の災害応急施設を選定し、追加の震災時避難所を開設する。 なお、同じ施設内に追加の一次福祉避難所を開設する。

6 避難所の統合

市民安全対策部は、仮設住宅への入居等により避難者が減少したときは、地域単位に避難所を統合する。

また、避難所への受入れ期間の長期化が見込まれ、教育活動の再開に支障を来す場合には、他の対応可能な避難所へ統合する。

7 避難所の早期解消

震災時避難所の設置は応急的なものであるため、関係対策部は連携して応急住宅の提供や避難者の生活再建支援を積極的に行うことで避難所の早期解消を図り、学校教育の早期回復に努める。

なお、市民安全対策部は、避難所を閉鎖したときは、関係対策部、県知事、防災関係機関等に通知する。

8 市外での避難者の受入れ要請

総合対策部及び市民安全対策部は、本市で指定している避難所のみでは、避難者を受入れることができない場合には、県又は相互援助協定締結市に対し、避難者の受入れを要請する。

第4節 避難所外避難者の支援

1 避難所外避難者の把握

市民安全対策部は、公共的空き地や町内会館、車中など、震災時避難所以外に避難をしている住民（以下、避難所外避難者）について、各対策部や関係機関の協力を得て把握を行う。

2 避難所外避難者の支援

市民安全対策部は、把握した避難所外避難者への情報伝達や食料・物資の提供等の支援について、近傍の震災時避難所の運営委員会に指示する。

なお、避難所外避難者への食料・物資の提供等の支援については、原則として震災時避難所において実施する。

第5節 要配慮者の避難対策

1 震災時における要配慮者避難対策の基本方針

高齢者や障害者、妊婦や乳幼児、言葉や文化の違いがある外国人など、災害による影響を大きく受ける可能性のある方についての支援は、その影響を類型化して対応することとし、特に高齢者や障害者については、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を念頭に対応する。

2 高齢者と障害者の避難支援

要配慮者の安否確認や避難誘導に当たっては、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」の近隣支援者をはじめ近隣住民が中心となり実施する。

近隣支援者等は、地震による災害発生時に、要配慮者へ必要な情報を伝えるとともに避難所等への誘導を行う。

3 妊婦と乳幼児の避難支援

自助及び近隣住民による共助を基本とする。

4 福祉避難所

避難所となる体育館等での集団生活では支障がある場合には、運営委員会の判断により、施設内の他の教室等の区画を提供する。その際、要配慮者の障害特性等を踏まえた対応をする。

(1) 一次福祉避難所の開設と運営等

項目	概要
設置の概要	各震災時避難所となる小中学校の体育館をパーテーションで仕切り確保したスペース、教室、多目的室等を活用する。
開設時期	震災時避難所設置後、必要に応じて速やかに開設する。
開設者・運営	運営委員会が開設し、震災時避難所への避難者、家族による自主運営とする。
主な対象者	体育館等での集団生活が難しい高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等のうち特別な配慮が必要な避難者とする。
利用者選定方法	各運営委員会が判断する。 判断にあたっては、福祉対策部が提示する「一次福祉避難所設置ガイドライン」を参考にした上で、身体的・精神的状況、及び他の避難者への影響等を考慮する。

(2) 二次福祉避難所の開設と運営等

項目	概要
設置の概要	ニーズの共通性や障害特性に対応する障害別の避難所とする。
開設時期	地震発生後3日以内の開設を目指す。

項目	概要
開設者・運営	福祉対策部が開設し、福祉対策部及び避難者の保護者による自主運営とする。 配置する職員は、全体統括する事務職、看護師、介護福祉士、社会福祉士等の専門資格を有する職員及びケースワーカー等とする。(保健師は巡回により支援を行う。)
主な対象者	一次福祉避難所では対応が難しいが、家族がいれば生活できる高齢者・障害者とする。
利用者選定方法	各一次福祉避難所を巡回する保健師等が判断する。

(3) 三次福祉避難所の開設と運営等

項目	概要
設置の概要	協定による入所施設及び通所施設とする。(含：かがみ田苑)
開設時期	地震発生後3日以内の開設を目指す。
開設者・運営	協定に基づき各施設の管理者が開設し、次のとおり運営する。 入所施設については、協定施設が運営する。 通所施設については、家族の協力のもと協定施設が運営する。
主な対象者	二次福祉避難所での対応が難しい、ほぼ寝たきりの高齢者・障害者及び一人での生活できず介助が必要な障害者とする。
利用者選定方法	一次・二次福祉避難所を巡回する保健師等が判断する。 医療が必要な障害者等は、原則として、応急二次病院、災害医療拠点病院へ搬送する。

(4) 福祉避難所の統廃合

福祉対策部は、福祉避難所への避難者が減少したときは、震災時避難所と同様に避難所の統廃合を図る。

5 外国人の安全確保

言葉や文化の違いにより災害時において適切な行動がとりにくい外国人への対応について、次のとおり行う。

区分	概要
通訳・翻訳スタッフの確保	市民安全対策部は、災害多言語支援センターを設置し、外国人が円滑にコミュニケーションを図れるよう通訳や翻訳スタッフ等を確保する。
情報提供	市民安全対策部は総合対策部と連携し、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、外国語による情報提供を行う。 また、災害多言語支援センターにおいて、通知文などの発行、相談窓口の開設等による生活情報の提供を行う。

第6節 帰宅困難者等への対応

大規模な地震災害により交通障害が発生した場合、主要駅周辺、民間特定施設等に帰宅困難者が滞留することが予想される。

総合対策部は、帰宅困難者発生状況を把握し、状況に応じた対策をとりまとめ各対策部に伝達するとともに、帰宅困難者解消のための総合的な対策を県と連携し実施する。

1 帰宅困難者及び滞留者への対応

項目	概要
帰宅困難者の安全確保	駅、デパート等の利用者の多い施設管理者は、地震による利用者等の混乱を防止するため、自らの施設を有効活用する。帰宅困難者が多数発生し、自らの施設に留めることが困難な場合は、必要に応じて警察官等の協力を得て安全な場所へ誘導する。
情報等の提供	総合対策部は、主要道路その他の被害状況及び安全に帰宅するための公共交通機関等の復旧状況等の情報を提供し、徒歩帰宅者の安全で円滑な帰着を支援する。
帰宅支援ステーションとの連携	総合対策部は、「九都県市の協定に基づく災害時帰宅支援ステーション」事業者による帰宅支援が円滑に実施されるよう、当該事業者及び県と連携を図る。
応援の要請	総合対策部は、帰宅困難者が多数発生し、かつ陸路の被害等により市外への自力帰宅が困難な場合には、自衛隊、船舶関連企業等に対して海路による帰宅支援の要請を行う。

2 一時滞在施設の開設および帰宅困難者の誘導

項目	概要
一時滞在施設の開設	総合対策部は、終日にわたり公共交通機関の運行見込みがない場合は、帰宅困難者の一時的な収容の協定を締結している主要駅近傍の一時滞在施設に帰宅困難者の収容を依頼する。
帰宅困難者の誘導	総合対策部は、一時滞在施設の開設状況を各主要駅及び警察等に伝達し、帰宅困難者の一時滞在施設への誘導について依頼する。

第6章 消防・救急対策

第1節 地震災害時における活動方針

1 火災対応優先の原則

震災時においては、火災、救助、救急といった事案が同時に多発し、災害全般に対し消防力が劣勢になることが懸念される。

このような状況下で、人的・社会的被害を最小限に食い止めるに必要な消防の任務は火災の早期発見と一挙鎮圧を最優先とし、初動時においては全組織力を挙げて消火活動に着手することを活動の方針とする。

2 消防団及び地域における自主防災力の活用

震災対応力の強化、特に初動における火災・救助への対応力の強化を図るため、消防団及び各地域の自主防災組織、企業等の自衛消防組織等との連携及び役割分担を行い、効果的に活動する。

3 災害活動組織

消防対策部は、震災に対処するための消防活動組織として、次のとおり設置し、本章に定める対策を実施する。

なお、震災警防本部、方面隊の編成及び任務は、別に定める災害活動組織規程及び震災警防規程により定める。

組織区分	組織の長の名称	対象者
震災警防本部	警防本部長	消防局長
方面隊	方面隊長	消防署長

第2節 消火活動

1 消火活動の基本方針

震災時の災害特性を考慮した、消火活動の基本方針を次のとおり定める。

なお、震災時の消火活動の要領は別途定めるものとする。

項目	概要
火災の早期鎮圧	火災を初期のうちに鎮圧することが大火災を防ぐ最大の方策であり、早期発見と一挙鎮圧を図る。
水利の確保	地震により、消火栓は使用できないことが予想されるため、原則として防火水槽、プール、河川等を利用する他、遠距離送水活動を考慮する。
避難者の安全確保	延焼火災が多発し、拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難場所、避難道路確保のための活動を行う。

項目	概要
重要地域の優先	複数同時に延焼火災を覚知した場合は、木造建物密集地域や中心市街地など、重要かつ危険度の高い地域を優先に活動する。
市街地火災活動の優先	大規模な工場、大量危険物貯蔵施設等の大規模建築物から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地の延焼火災を優先とし、これを鎮圧した後に部隊を集中して活動にあたる。ただし、高層建築物で不特定多数を収容する対象物等から出火した場合は、特殊車隊を活用し、人命の救助を優先に活動する。
消防力が優勢の場合	火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。
消防力が劣勢の場合	火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、人命の安全確保を最優先とし、道路等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第3節 救助活動

1 救助活動の基本方針

震災時の災害特性を考慮し、救助活動に係る基本方針を次のとおり定める。

なお、震災時の救助活動の要領は別途定めるものとする。

項目	概要
人命救助の優先	震災時における救助活動は、人命にかかわる救助事象に優先して活動する。
火災現場付近の優先	火災発生後の救助活動の困難性や人命の危険を踏まえ、火災現場付近を優先して活動する。
住民等との協力	倒壊家屋からの救出救助や救出した負傷者の搬送については、消防団員、地域住民等の協力をもとめつつ実施する。
救助効率の重視	同時に複数の救助事象が発生した場合は、原則として少数の隊員で多数の人命を救助できる事象に主力を注ぎ活動する。
多数人命危険対象物の優先	高層ビル等で不特定多数の者を収容し、パニック等により多数の人命危険が予想される対象物における事象に優先して活動する。
救命処置必要者の優先	現場トリアージにより、救命処置が必要で、救命処置により救命が可能な者を優先して救出する。
要配慮者の優先	要配慮者を優先して救出救助を実施する。
二次災害の防止	がけ崩れ現場等、余震等による二次災害の危険が高い現場における救出救助においては、見張りや地震感知器を使用するなど、二次災害の防止策をとった上で実施する。

2 救助事象の把握

震災時の災害特性を考慮し、救助事象の把握は次のとおり実施する。

項目	概要
覚知方法	119番、参集職員、情報収集バイク、消防団員、通行人、警察官など、あらゆる情報媒体を活用して覚知に努める。
優先対象物	病院、学校及び福祉施設、大規模店舗、旅館・ホテル、劇場・映画館、その他方面隊長が必要と判断する対象物の救助事象の把握に努める。

3 救助活動体制

救助活動体制は、火災の発生状況に応じて、次により柔軟に実施する。

項目	概要
発災初期の活動体制	被害状況が把握されるまでの間は、勤務中の救助隊員及び救助隊員経験者により編成した部隊により署所周辺の救助を行い、また積極的に大規模救助事象の発見に努める。
火災が少ない場合の体制	火災発生件数が少なく、編成隊で十分対応が可能であり、救助事象が多発する場合は、早期にポンプ車隊等を救助隊に転用して救助体制を強化する。
出動途上の注意事項	救助出動途上において、火災に遭遇した場合は、直ちに方面隊へ報告するとともに、原則として次により対応する。 ポンプを有している場合は、消火活動に従事する。 ポンプを有していない場合は、消防団、自衛消防組織などの保有する可搬ポンプを活用して消火活動に従事する。

第4節 救急活動

1 救急活動の基本方針

震災時の災害特性を考慮し、救急活動に係る基本方針を次のとおり定める。

なお、震災時の救急活動の要領は別途定めるものとする。

項目	概要
救命活動の優先	救命活動を優先し、救命処置を必要とする緊急度及び重傷度から判断し、その高い者から優先して実施する。
多数傷病者への対応	多数の傷病者が同時に発生した場合には、トリアージタグを使用して搬送の優先順位を決定し、医療機関等への円滑な搬送を行う。
要配慮者の優先	症状が同程度の負傷者にあつては、要配慮者を優先して処置・搬送を実施する。

項目	概要
傷病者搬送の実施	傷病者の搬送は実働救急車、非常用救急車によることを原則とするが、傷病者が多発し搬送する必要がある場合は、人員搬送者、広報車、その他傷病者搬送に適する車両を用いて効率的な搬送を実施する。
広域的な救急活動	被災地内の医療機関が被災した場合や、多数の傷病者により医療機関に収容できない場合には、消防対策部の調整により、被災地外後方医療機関へ搬送する。

第7章 医療救護対策

第1節 医療救護活動にかかる基本方針

1 基本方針

地震災害時には、多くの負傷者が発生し、医療機関が混乱することが予想されることから、被災者の生命の安全を確保するため応急的に医療を施し、被災者の保護の万全を図る。

2 災害救助法の適用等

災害救助法が適用され、「医療」及び「助産」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施し、その他の医療救護活動の必要があるものについては県知事に要請する。

災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じ、本章に基づく措置を実施する。

第2節 医療救護体制

1 応急救護の実施

消防対策部は、災害発生当初の交通・通信網の遮断を想定し、効率的な救急処置を実施するため、救急隊が配置されている消防署及び出張所に一時的な応急救護所を設置し、簡易的な応急手当を行うとともに、医療施設に関する情報を提供し自主防災組織等による救護活動を支援する。

2 医療救護活動の実施

健康対策部は、医療救護活動の実施にあたっては、市医師会と連携して次の活動を行う。

項目	概要
医療機関の被災・活動状況の把握	病院、診療所などの被災状況の把握を行う。 医師をはじめとする医療スタッフの稼働状況、不足する医薬品、医療資機材やベッド等の状況の把握を行う。
地域医療救護所の設置	震度6弱以上の地震が発生した場合、もしくは被害状況に応じて、予め指定した施設に地域医療救護所を設置する。
災害時医療情報の提供	災害時医療情報（稼働している医療施設の所在地等）の発表を総合対策部と連携して実施する。 難病患者、人工透析者等に対し、受入可能な病院等の情報提供を行う。
後方医療機関への搬送調整	神奈川県医療救護本部と連携し、被災地外の後方医療機関の収容可能人員を把握し、救命が必要な重傷患者を市外の病院等へ移送できる体制を消防対策部と連携し整える。

項目	概要
応援要請	震災の規模や負傷者等の発生状況等により、市の能力では十分な医療活動が行えないと判断される場合又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認められるときは、県及びその他関係機関に災害派遣医療チーム(DMAT)等の派遣を要請する。
医薬品などの供給拠点の設置及び運営	医療救護活動に必要な医薬品等の救援物資の仕分け、配送をするための拠点(被災状況に合わせて複数箇所)を設置する。医薬品の調達及び支給管理は、市薬剤師会と連携し行う。

3 地域医療救護所の運営

地域医療救護所の業務内容等を次のとおり定める。

項目	概要
運営管理	健康対策部は、地域医療救護所の運営管理について市医師会等と連携し行う。
医療スタッフ等の手配	地域医療救護所の医師は、市医師会が手配する。 その他の人員の手配は関係団体と調整の上、健康対策部または関係団体が行う。
医薬品・医療資機材の手配	地域医療救護所において必要な医薬品・医療資機材は、地域医療救護所での備蓄物資を利用する他、保健所等の現有物及び調達した物資を利用する。
主な活動内容	トリアージ及び医療機関への搬送手配 熱傷、骨折、創傷、打撲等の外科的負傷者のうち、軽・中等傷者に対する応急手当

4 医療機関の役割

市内医療機関は、災害時における入院患者等の安全確保を図るとともに、次の災害時活動を実施する。

また、災害拠点病院である横須賀共済病院及び横須賀市立市民病院は、地域における災害時医療救護の中心的な役割を担うとともに、地域の医療機関を支援する。

項目	概要
医療機関の活動	医療機関の活動は次のとおりとする。 被災傷病者の応急処置を含む外来治療 搬送される被災傷病者の入院を含む受入れ トリアージ 妊産婦への対応 被災医療施設からの転院患者の受入れ 死亡の確認

項目	概要
病院等の医療機関の被災状況等の把握、報告	医療機関は、自らの被災状況、医療救護活動状況、稼働可能病床数、収容可能能力を速やかに把握し、市災害対策本部健康対策部に報告する。 災害拠点病院は、被災状況(建物・ライフライン、人的被害、診療の可否等)を調査し、広域災害・救急医療情報システム等を活用して県に報告する。

5 広域医療搬送等への対応

被災地外の後方医療機関への搬送及び広域医療搬送について、次のとおり定める。

項目	概要
基本方針	重傷者などは、県医療救護本部と連携し、可能な限り後方医療機関へ搬送する。 広域医療搬送については、原則として災害派遣医療チーム(DMAT)を中心に実施する。
広域搬送拠点への搬送	市内医療機関から広域搬送拠点(ヘリポート等)への搬送については、病院ドクターカー、救急車など、重傷者の搬送に適した車両により実施する。
被災地外への広域医療搬送	被災地外への搬送については、災害派遣医療チーム(DMAT)がトリアージにより決定した搬送順位にしたがい、広域搬送用自衛隊機等によって被災地外の広域搬送拠点に搬送する。

第8章 保健衛生・防疫対策

第1節 保健衛生・防疫対策にかかる基本方針

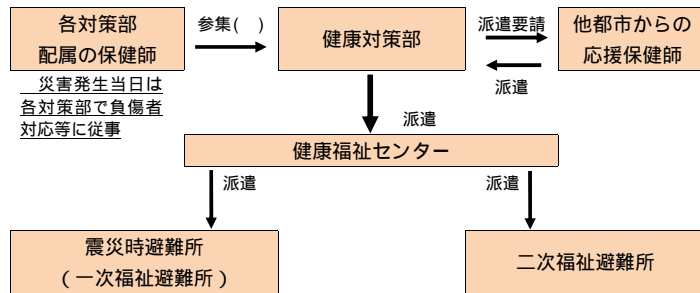
被災地域においては、上水道などのライフラインの被害等で衛生状態が悪化し、感染症がまん延するおそれがある。併せて避難生活の長期化による健康状態の悪化なども懸念されることから、感染症の防止措置等を的確に実施するとともに、被災者の心身の健康の維持を図る。

第2節 効果的な保健衛生活動の実施

震災時における避難所等での保健衛生活動を効果的に実施するため、保健師を健康対策部に集約配置する。

なお、保健師の活動については、「地震等災害対応保健師活動マニュアル」により実施する。

<保健師派遣の概要>



第3節 生活衛生の管理

1 保健活動の実施

健康対策部は、震災時における保健活動を次のとおり実施する。

項目	概要
保健活動の概要	避難所等における健康相談の実施 エコノミークラス症候群防止等を目的とした体操等の普及・啓発 長期的な視点による被災者の心のケアへの対応

2 衛生活動の実施

健康対策部は、震災時における衛生活動を次のとおり実施する。

項目	概要
衛生活動の概要	避難所の食品集積場所、救援物資集積場所等の衛生確保 関係施設の貯水槽等の簡易検査 食品関係営業施設、仮設店舗等の衛生指導 その他、水・食品に起因する危害発生の未然防止

3 入浴施設の確保

健康対策部は、入浴が困難な住民に対し、保健衛生、精神ストレスの解消及び疲労回復のため、入浴施設の早期確保を下記のとおり実施する。

項目	概要
入浴施設等の確保	水道、電気、ガス等のライフラインが長期にわたり機能停止する場合は、住民等の衛生を確保するため、一般公衆浴場の再開支援等により入浴施設の確保を行う。 また、学校グラウンド、公園等に仮設入浴施設や仮設洗濯場などを設置するなど、被災者の衛生管理に努める。
要配慮者への配慮	入浴困難な高齢者や障害者等については、自主防災組織、近隣住民及びボランティア等の協力を得て入浴サービスを実施する。

第4節 防疫対策

1 防疫活動の実施

健康対策部は、震災に伴う衛生状態の悪化による感染症等を防止し、被災者等の健康を守るため、防疫活動を次のとおり実施する。

なお、感染症の発生に対する処置は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」及び「予防接種法」に規定するところによる。

項目	概要
防疫活動の概要	感染症予防上必要な場合の消毒、消毒用薬剤等の配布 災害地のねずみ、有害昆虫などの駆除 予防接種の実施 広報紙・ホームページ等による感染症発生予防に関する知識の啓発 感染症予防のための保健衛生指導 その他環境衛生上の危害の発生防止についての啓発指導
防疫対象地域	感染症患者が多く発生している地域 避難所 その他浸水区域など衛生状態が良好でない地域

2 防疫業務実施基準

災害時における防疫業務の実施基準を、災害の程度により次のとおり定める。

等級	実施基準概要
A級	感染症流行のおそれのある地域が、広範囲にわたっている場合
B級	感染症流行のおそれのある相当広い地域が数箇所以上に及ぶ場合
C級	感染症流行のおそれのある地域が小さくかつ点在している場合

3 感染症患者収容施設

災害時における防疫業務の実施基準を、災害の程度により次のとおり定める。

施設名	所在地	病床数
市立市民病院 感染症病床	長坂 1-3-2	6床

4 消毒薬等の確保

震災時における消毒薬等の確保は、次のとおり実施する。

項目	概要
資機材の調達	健康対策部は、消毒実施にあたり資機材が不足する場合は、薬剤師会及び関係業者に協力要請して調達する。

第5節 ペット対策

1 動物の保護

健康対策部は、被災現場に放置されたままの動物や飼い主の不明な動物が多数発生することが予想されることから、獣医師会等関係団体や動物愛護ボランティア等と協力し、適切な動物の保護を行う。

なお、ペットの震災時避難所での受け入れは、ペットの放浪・逸走、動物由来感染症の予防、被災者の心のケア、動物愛護の観点から、同行避難を原則とする。

2 避難所における適正な飼育

震災時避難所においては、獣医師会等関係団体の協力体制のもと、飼い主とともに避難した動物について、飼育状況の把握、適正飼育、環境衛生に対する管理等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

項目	概要
避難所における飼育の原則	運営委員会は、避難所での多種多様な価値観を持つ人の共同生活を円滑に実施するため、人とペットの居住区の区分けなど、震災時避難所運営マニュアルに沿った管理を行う。飼い主は、他の被災者の理解のもと、給餌、排泄物の清掃等の全責任を持つことを原則とする。

項目	概要
ペットの把握	運営委員会は、避難所でのペットの適正管理を図るため、次に挙げる事項を飼い主から届け出てもらおう。 飼育者の氏名と住所 動物の種類と数 動物の特徴(性別・体格・毛色等)
飼育場所の指定	運営委員会は、避難所では様々な価値観を持つ人、アレルギー体質を持つ人が共同生活を営むことを鑑み、避難所における適切な飼育場所の指定を行う。
物資等の提供	健康対策部は、必要に応じ次に挙げる提供を行う。 支援物資として本市に送られた動物用物資の配布(食料、生活必需品) 動物の負傷や病気に対する診断、治療を獣医師会等の協力を得ながら行う。 動物に関する相談(一時預かり、飼育相談等)
保護施設等への受入調整	健康対策部は、獣医師会等関係団体の協力のもと、必要に応じて、避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整を行う。

第9章 食料・生活関連物資等の供給

第1節 食料・生活関連物資等の供給にかかる基本方針

1 食料・生活関連物資等の供給にかかる基本方針

地震災害時に、食料及び生活必需品の供給や販売が一時的に麻痺することが予想されることから、災害初期には本市の備蓄品を必要量供給し、被害の長期化等状況に応じて事業者等から必要量を調達するなど、被災者に的確に生活必需品を供給する。

また、市民は事前に備えた食料や生活関連物資を活用するよう努めるものとする。

2 災害救助法の適用等

災害救助法が適用され、「炊き出しその他による食品の給与」及び「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき、実施する。

災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じ、本章に基づく措置を実施する。

第2節 食料供給対策

1 食料供給の実施

食料の応急供給は、避難等により食料の確保や自炊の手段を失った被災者が発生し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合に実施する。

2 食料の調達・配給等

(1) 食料の調達及び配送

市民安全対策部は、食料の調達及び輸送を次のとおり行う。

項目	概要
米穀の調達	<p>災害応急用米穀の調達については、原則として市内の米穀届出版売事業者との協定により調達する。</p> <p>災害の状況により、市内の届出版売業者等から米穀の調達が困難な場合は、県知事に対し応急用米穀の供給を要請する。</p> <p>災害救助法が適用された場合、農林水産省所管政府所有米穀の供給に関して、県知事に供給を要請する。</p> <p>なお、交通・通信途絶のため県知事に要請ができない場合は、農林水産省(政策統括官農産部貿易業務課)に要請する。</p> <p>必要に応じて、災害時の相互応援に関する協定を締結している都市に対して支援を要請する。</p>

項目	概要
米穀以外の食品の調達	<p>米穀以外の食品の調達に関しては、「災害時における生活必需品の供給協力に関する協定」を締結する組合に、食料品の売り渡し要請及び輸送の依頼を行う。</p> <p>協定による調達が困難な場合には、県知事に対して支援を要請する。</p> <p>地域の復旧度合いに応じて、営業を再開した地元の事業者に避難所への食料の供給を委託する。</p>
炊き出し用燃料の調達	<p>炊き出し用の燃料は、神奈川県LPガス協会横須賀三浦支部との協定に基づき、当支部会員が各避難所に配布し調整する。(炊き出し用防災釜は、木材での炊き出しも可能)</p>
調達食料の配送	<p>調達食料の配送は、輸送関係の協定業者の車両又は食料提供事業者により、市民安全対策部の指示で実施する。</p>

(2) 食料の配給

調達食料の応急配給及び炊き出しは、次のとおり行う。

項目	概要
配給場所	<p>運営委員会により震災時避難所で配給する。</p> <p>在宅避難者のうち自ら受け取りに来ることができない高齢者や障害者等には、自主防災組織、近隣住民等が供給支援する。</p>
配給手順	<p>発災初期には、パン、弁当、インスタント食品、缶詰、レトルト製品等、調理が不要又は簡易調理により摂取できる食品から配給する。</p> <p>炊き出しを行う際は、主食を米穀類や麦製品とし、副食は避難所での炊事や配給の容易なものを選択する。</p>

第3節 生活関連物資供給対策

1 生活関連物資供給の実施

衣料品、日用品などの生活関連物資の応急供給は、住家の被害により衣料・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失・き損した者又はこれらの物資を直ちに入手することができない状態にある者に対して行う。

2 生活関連物資の調達・配給等

(1) 生活関連物資の調達及び配送

生活関連物資の調達及び配給等は、次のとおり行う。

項目	概要
物資の調達	<p>救援物資は、災害救助法が適用された場合は、原則県知事が調達して被災地域に交付する。</p> <p>市民安全対策部は、災害の状況により救助を迅速に行うため必要があると県知事が認めた時は、小売業者及び協定締結自治体等から調達する。</p>

項目	概要
物資の管理	調達物資及び救援物資の集積場所は、あらかじめ定めた物資配送拠点とし、市民安全対策部は、物資配送拠点の運営及び集積された物資の管理を行う。
物資の配分・配送	市民安全対策部は、生活関連物資に関する報告をとりまとめ、県知事に報告するとともに、県知事から示された配給基準に基づき、配給計画を作成する。 配分は物資配送拠点で行い、輸送関係の協定業者の車両により市民安全対策部の指示で配送実施する。

(2) 生活関連物資の調達

項目	概要
配給方法	避難所に届けられた物資は、運営委員会が避難者及び届出のあった在宅生活困窮者の数に応じて必要な物資の品目・数量等を把握し、自主防災組織、近隣住民等の支援を得つつ配布を行う。

(3) 生活関連物資の種類

種別	品目
寝具	就寝に必要な毛布及び布団
衣服	普通着、肌着、作業衣、婦人服、子供服及び雨ガッパ等
身の周り品	タオル、チリ紙、トイレットペーパー、おむつ及び生理用品等
炊事用具	釜、鍋、包丁、ヤカン及び卓上コンロ等
食器	茶わん、汁わん、皿、はし等
日用品	石けん、歯ブラシ、歯磨粉、爪切り、綿棒、薬、雨ぐつ、洋ガサ、貯水用ポリエチレン容器、バケツ、ゴミ袋、懐中電灯、電球、携帯ラジオ及び電池等
光熱材料	マッチ、ローソク、固形燃料、携帯用LPG等
その他物資	自家用発電機及び灯油ストーブ等

第4節 救援物資の受入れ

1 救援物資の受入れ基本方針

物資の不足を補うための被災地外からの救援物資の受入れ・配分については、次のとおり実施する。

なお、発災直後は、個人からの善意に基づく救援物資への対応が困難であるため、原則として行政、事業者以外からの救援物資の受付けはせず、個人等からは、義援金による支援を呼びかける。

2 救援物資の受入れ・配給方法

(1) 物資の募集及び受付け

項目	概要
救援物資の募集	市民安全対策部は、避難所からの情報により被災地内での物資の需要を把握し、救援物資希望リストを作成し、ホームページへの掲載、報道機関への情報提供等により周知を図る。
救援物資の受付	市民安全対策部は、救援物資の申し出を受けた時点で、受付日時、受付担当者名、物資の内容、物資の量、輸送手段、同行人員、出発日時及び受入場所等を決定して連絡する。
救援物資の受入	陸上輸送の場合は、原則、救援申出者が物資配送拠点まで輸送を行う。 海上輸送及び航空輸送の場合は、救援申出者が、「第2部第8章第1節 緊急輸送体制の整備」に定める受入港及び臨時ヘリポートまで輸送し、緊急輸送拠点から物資配送拠点までの間は、輸送関係の協定業者の車両により輸送を行う。
県との連携	市民安全対策部は、神奈川県が受け付けた救援物資の本市への配分を調整し、物資配送拠点に受け入れる。

(2) 救援物資の受入れ及び配給

項目	概要
救援物資の仕分け・配送・配給	物資配送拠点では、集積物資の仕分けを行い、物資の受入日時、物資毎の受入量、搬出先・種類・数量、物資毎の在庫量等を把握し物資の管理、配分を行う。 物資配送拠点からの配送は、輸送関係の協定業者の車両で行い、配給は、「第3節 生活関連物資供給対策」にある生活関連物資と同様に実施する。

第10章 飲料水等の供給

第1節 飲料水の供給にかかる基本方針

震災時における応急給水に当たっては、水道の漏水に起因する二次災害のおそれのない限りできるだけ送・配水を停止せず、管路による給水に努めるものとする。

第2節 応急給水等の実施

1 応急給水活動組織

上下水道対策部は、震災に対処するための活動組織を次のとおり設置し、該当組織により本章に定める応急給水活動を実施する。

組織区分	概要
本庁本部	上下水道対策全体の総括
逸見本部	水道の災害対策の総括
下町本部	下水道の災害対策の総括

2 応急給水場所

震災時において、断水状況及び水源状況を的確に把握し、被災者等に飲料水を効率的に供給するための拠点を次のとおり定める。

区分	概要	実施時期
一次給水拠点	あらかじめ指定した水道施設から仮設給水栓により応急給水ができる場所で給水を行う。	初動活動期
二次給水拠点	一次給水拠点のほか、給水車による運搬を行って震災時避難所などで給水を実施する。 また、街頭給水拠点を定め給水車により実施する。	応急活動期以降

3 応急給水方法

震災時において、被災者等に飲料水を供給するための方法を次のとおり定める。
なお、給水活動の詳細は上下水道局災害対策要綱によるものとする。

項目	概要
実施期間	災害発生の日から給水機能回復の日まで
発災直後の給水方法	発災直後の給水方法は、広域避難地等に設置された水道管直結式非常用貯水装置(100 m ³ タンク)、配水幹線、非常用水源及び特設管等からの拠点給水及び車両による運搬給水とする。 その後、管路の応急復旧や耐震配水幹線からの仮設配水管の敷設、仮設給水栓の設置等による給水を行う。

項目	概要
医療機関等への給水	病院等医療機関及び福祉関係施設から緊急要請があった場合は、車両輸送等により応急給水を行う。
給水拠点から先の居住地への給水方法	給水拠点から先の居住地への給水については、自主防災組織、近隣住居者及びボランティアなどの協力を得て、高齢者、身体障害者などに配慮した地域の給水体制に委ねる。
広報活動	地震災害時に実施する応急給水や応急復旧対策等の実施状況や活動状況を市民に適時、適切な情報を広報する。 市民に対する広報は、広報車による巡回のほか、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請し、あらゆる手段で実施する。 主な広報事項は、水道施設の被害状況、供給支障の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、応急給水場所の状況及びその他必要と認める事項とする。 水道の復旧等について、市民への情報提供を行うとともに相談窓口を設置する。

4 災害救助法が適用された際の対応

災害救助法が適用され、「飲料水の供給」について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、厚生労働省が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。

5 水道施設の応急復旧

水道施設が破壊した場合には、「第18章第1節 上水道施設の応急対策」により、給水のための重要度、修理の可能性及び必要日数等を考慮して、迅速かつ効果的に応急復旧を行う。

第 11 章 行方不明者及び遺体の捜索、取扱い、埋葬

第 1 節 行方不明者及び遺体の捜索、取扱い等にかかる基本方針

行方不明者の捜索及び遺体の収容は、消防、警察、自衛隊、その他関係機関や自主防災組織等の協力のもと、可能な限り早期の実施・完了に努める。

遺体の取扱いに関しては、安置所を迅速に開設し、警察等との連携による検視及び身元確認並びに縁故者への連絡等については、死者に対する礼及び衛生管理に配慮する。

第 2 節 行方不明者及び遺体の捜索・収容

1 行方不明者・遺体の捜索活動

項目	概要
捜索の対象	災害のため行方不明の状態にあり、又は周囲の状況により既に死亡していると推定される者とする。
届出の受理	地区対策部は、行方不明者の届出を受け付ける。 受理した情報(住所、氏名、年齢、性別、身長、着衣その他の特徴)は、住民基本台帳等と照合・整理し、行方不明者に関する調書に記録する。
警察との連携	地区対策部は、作成した行方不明者に関する調書を管轄の警察署に提出する。
捜索活動	消防対策部は、行方不明者・遺体の捜索活動について、警察、海上保安部、自衛隊、消防団、自主防災組織や住民の協力を得て、可能な限り早期に発見・収容できるよう実施する。

2 発見した場合の措置

項目	概要
生存者の発見・収容	生存者を発見した場合は、発見機関が必要な応急手当を実施しつつ、直ちに医療機関へ搬送する。 なお、搬送は必要に応じて、自主防災組織、近隣住居者等の協力を得る。
遺体の発見・収容	遺体を発見した場合は、直ちに所轄の警察及び福祉対策部に連絡の上、検視・調査等のため、発見機関が遺体安置所へ搬送する。 なお、搬送は必要に応じて、自主防災組織、近隣住居者等の協力を得る。

3 災害救助法の適用等

災害救助法が適用され、「遺体の捜索」について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第 25 章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。

災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じ、本節に基づく措置を速やかに実施する。

第 3 節 遺体の取扱い

遺体の検視・検案、洗浄・縫合・消毒、遺体の身元確認・引き取り等(以下、「遺体の取扱い」と言う。)については、神奈川県広域火葬計画に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮して実施する。

1 遺体安置所の開設等

項目	概要
遺体安置所の開設	福祉対策部は、総合対策部と調整の上、市内の被害状況に応じて「第 2 部第 6 章第 4 節 遺体処理体制の整備」により事前指定した施設に遺体安置所を開設し、その旨を市内各警察署に連絡する。 災害の状況に応じて安置所が不足する場合、或いは被害状況等により指定施設の使用が困難な場合は、被災現場付近の適当な場所(公共施設、寺院、公園等)に安置所を開設する。 遺体安置所では、必要器具を用意した上で、遺体を収容する。
応援要請	福祉対策部は、遺体安置所の開設・運営に関して、本市での対応能力を超えると認められるときは、県及び関係機関に応援を要請する。
資機材の調達	福祉対策部は、協定事業者の協力のもと、棺、ドライアイス、ビニールシート、納体袋、毛布等を調達・確保するとともに、遺族感情を考慮して、生花、焼香台の調達についても配慮する。 資機材が不足する場合は、県に資機材調達を要請する。
衛生管理	遺体の取扱いに際しては、感染症対策に配慮するよう努める。

2 遺体の身元確認及び引き取り

項目	概要
身元不明者の対応	福祉対策部は、身元不明者について、行旅死亡人として本人の認識に必要な事項を記録するため、遺体及び所持品を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品などを保管する。
協力要請	福祉対策部は、警察、自主防災組織の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。 警察は、身元不明者の身元確認のため、必要に応じて神奈川県警察医会等へ協力要請を行う。
遺体の引き渡し	警察の、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が明らかになった遺体を、遺族又は関係者に引き渡す。この際、警察は福祉対策部の遺体の引き取り作業に協力する。 当該遺体について身元の確認ができない場合は、市に引き渡す。
遺体名の掲示等	福祉対策部は、検視・調査等及び医師による検案が終了し、身元が判明した遺体の氏名等を掲示し、遺族等の早期発見に努める。
関係書類の交付	市民対策部は、死体検案書の交付、死亡届の受理、火葬許可証の交付などの関係法令上の手続きを行う。
行旅死亡人としての処理	福祉対策部は、遺族等の引き取り者がいない身元不明遺体を、行旅死亡人として、葬祭業者等と連携して取扱いをする。 なお、外国人の身元不明遺体については、領事館へ通報する。

3 災害救助法の適用等

災害救助法が適用され、遺体の取扱いについて県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第 25 章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。

災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じ、本節に基づく措置を速やかに実施する。

第 4 節 遺体の火葬・埋葬

1 火葬・埋葬の実施

項目	概要
実施内容	災害時に死亡し、身元が判明しない遺体及び引取り手のない遺体の埋火葬は、市が実施する。
火葬の実施	健康対策部は、火葬計画等に基づき火葬を実施する。
本市火葬場及び処理能力	中央斎場（坂本町 6 -18） 1 日あたり処理数：30 体
応援要請	健康対策部は、火葬場の被災や火葬場の処理能力が遺体数に対して不足する場合は、県知事へ広域的な火葬について応援を要請する。
埋葬の実施	福祉対策部は、遺体が多数で火葬を待ついとまがない場合は、応急的仮葬として、寺院や公園等適切な場所を選定し、埋葬を実施する。
外国人への配慮	外国人の遺体については、風俗、習慣、宗教等の違いに極力配慮して埋火葬を実施する。

2 災害救助法の適用等

災害救助法が適用され、埋葬について県知事から本部長（市長）に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第 25 章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。

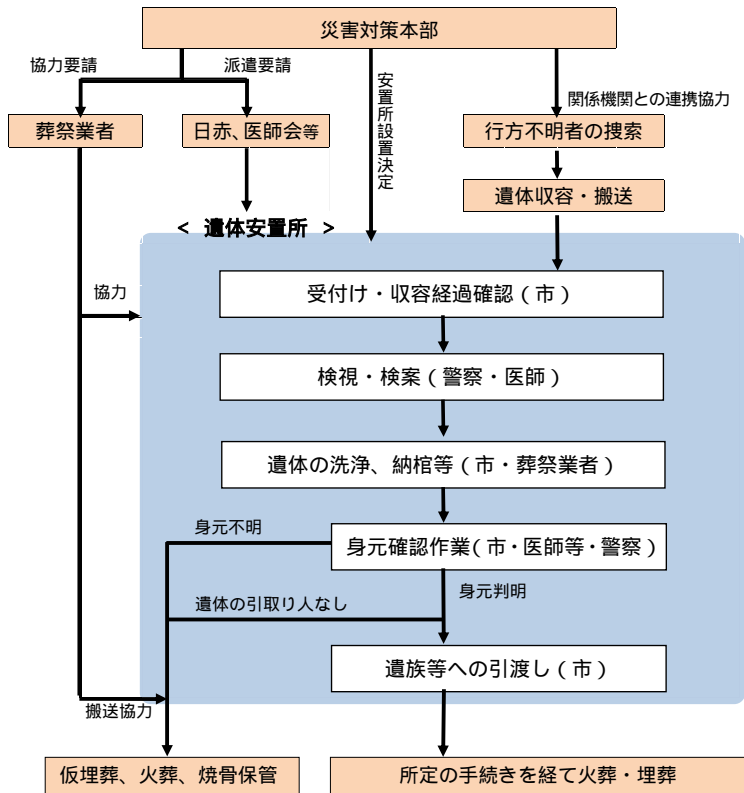
災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じ、本節に基づく措置を速やかに実施する。

第5節 市民への情報提供

1 市民への情報提供の実施

項目	概要
実施事項	総合対策部は、行方不明者の捜索状況、遺体安置所の開設状況、収容遺体の搬送先などについて、関係対策部と連携し広報紙や報道等を通じて情報提供を行う。
注意事項	遺体(死亡者)数、死者の氏名、身元不明死体数等の広報に当たっては、警察、消防等関係機関と協議の上、統一的に行う。

<行方不明者の捜索、遺体の収容等のフロー図>



第12章 緊急輸送・交通規制対策

第1節 緊急輸送・交通規制対策にかかる基本方針

地震による災害が発生した場合、様々な社会的混乱による交通混乱の発生が予測される。

この混乱状態の中で、負傷者の搬送、人員・物資の輸送のための緊急輸送道路及び緊急輸送手段を確保することが重要となるため、警察等関係機関と協力して緊急輸送及び交通規制対策を的確に実施する。

第2節 緊急輸送の実施準備

1 緊急輸送の対象

緊急輸送を行う対象は、次のとおりとする。

項目	概要
緊急輸送の対象	1 第1段階(活動初期) 緊急・救助活動、医療活動、人命救助に要する人員及び物資等 消防、応急対策活動等に要する人員及び物資等 国・県・市災害対策要員、ライフライン施設等の応急対策に要する人員及び物資等 医療機関へ搬送する負傷者 緊急輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に要する人員及び物資等
	2 第2段階(応急活動期) 上記第1段階の続行 食料、水等生命の維持に必要な物資 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 緊急輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 保健活動に必要な人員及び物資
	3 第3段階(復旧活動期以降) 上記第2段階の続行 災害復旧に必要な人員及び物資 生活必需品

2 緊急輸送計画の作成

総合対策部は、道路啓開状況、物資集積状況、避難所情報を集約し、応急対策の進捗状況に合わせた緊急輸送計画を適宜作成する。

3 交通支障状況の把握

迅速かつ効果的に緊急輸送活動を行うために、緊急輸送道路を中心に道路等の被害状況を関係機関で速やかに共有する。

区分	概要
国道・県道に関する情報	土木対策部は、国道、県道などの支障箇所について、横浜国道事務所金沢出張所(国道 16 号)、県土木事務所(県道及び国道 134 号)、警察署、東日本高速道路㈱、神奈川県道路公社から収集する。
市道に関する情報	土木対策部は、市指定緊急輸送道路を中心に道路の被害状況を点検し、県土木事務所、警察署等の関係機関へ連絡する。 また、緊急輸送道路の機能に支障があると判断される区間の情報を集約し総合対策部に報告する。
港内施設に関する情報	港内施設管理者は、緊急輸送に使用する船舶を安全に係留するため、係留施設や連絡道路等の港内施設について、早急に被害状況を把握し、関東地方整備局に対して被害状況を報告する。

4 緊急輸送道路等の応急復旧

項目	概要
道路啓開計画の策定	土木対策部は、道路等の被災状況を考慮し、啓開区間の優先順位や啓開実施者などに関する道路啓開計画を策定する。
道路啓開作業の実施	土木対策部は、「第 13 章 障害物の除去」に基づき障害物除去を行い、道路を啓開する。 なお、国道 16 号など啓開優先順位の高い道路について、各道路管理者が迅速に対応できないと認められる場合、もしくは各道路管理者から啓開の要請があった場合は、これを優先して実施する。
道路の応急復旧作業	応急復旧作業は、緊急車両の通行が確保できる程度に、道路上の障害物除去、道路面の陥没、亀裂等の処置を行う。
港内施設の応急復旧作業	港内施設管理者は、関東地方整備局と調整を図り必要に応じ応急修理を行う。
ふ頭周辺海域の障害物除去	港湾対策部は、ふ頭周辺海域の障害物の除去が必要な場合は、処理能力を有する協力事業者に除去を依頼する。 なお、津波等の影響により協力事業者による障害物除去が不可能な場合は、関東地方整備局に対し状況を報告し、除去を依頼する。

第 3 節 緊急輸送の実施

1 市保有車両の確保

項目	概要
使用車両の管理	市民安全対策部は、車両の被害状況を確認するとともに、貸出公用車を管理下におく。
集結場所	輸送に従事する車両は、輸送に従事する前に、緊急通行車両確認証明書・同標章の交付を受けるため、市庁舎付近に待機する。 このため、市民安全対策部は、災害発生の場合、警察の協力のもと、市庁舎周辺の一般車両駐車禁止の措置をとる。
配車	各対策部は、緊急輸送実施のために車両が必要な場合は、市民安全対策部に対して配車依頼を行う。 市民安全対策部は、車両の使用状況を常に把握しつつ、各対策部からの依頼に基づき配車を行う。
車両の使用	配車後の車両管理は各対策部が行うこととし、帰庁の際は総合対策部に報告する。 輸送車両運行の際は、前面の見やすい場所に「緊急通行車両確認証明書・同標章」を提示し、規制現場の警察官等から提示を求められた場合はこれを提示する。

2 各機関への要請

項目	概要
各機関への要請	市民安全対策部は、市保有車両が不足する場合、必要に応じて以下により各要請を行う。 市内のバス会社、運送会社等に、乗用車、貨物自動車、特殊車両の運行・荷役について協力を要請する。 市内の漁業協同組合、フェリー会社に海上輸送協力を求める。 県に、乗用車、貨物自動車、特殊車両、船舶等の調達・あっ旋を依頼する。 道路被害等により自動車等車両での輸送が不可能で、鉄道輸送が適当である場合は、各鉄道会社に協力を要請する。 災害状況により航空機による輸送を必要とする場合は、県知事に対し、自衛隊、海上保安庁の航空機による輸送を要請するよう求める。

3 海路による緊急輸送の実施

海路による緊急輸送については、「第 2 部第 8 章第 1 節 緊急輸送体制の整備」に記載する、緊急物資受入れ港施設及び物資受入れ港施設を拠点に実施する。

第4節 交通規制の実施

1 交通規制の実施

(1) 交通規制の実施

大震災発生時に通行規制もしくは緊急優先通行を図る必要が生じた場合、各実施者は次のとおり規制を行う。

項目	実施者	概要
被災地等への流入規制	警察機関	道路交通法に基づき、大震災が発生した直後に優先的に避難路及び緊急通路の機能確保を図るため、次により規制する。 混乱防止及び被災地への流入抑制のため、通行禁止区域又は通行制限区域(以下、通行禁止区域等)を設定し、交通整理又は交通規制を行う。 高速自動車国道及び自動車専用道路については、通行禁止区域等におけるインターチェンジ等からの流入を禁止する。
緊急交通路の確保	公安委員会 警察機関	災害対策基本法に基づき、緊急交通路指定路線について、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。
危険状態にある道路の通行禁止及び制限	道路管理者	道路法に基づき、道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合等は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。

(2) 交通規制実施にあたっての措置

項目	概要
関係機関等への通知	土木対策部は、市道の交通規制を行った場合、警察署及び関係機関に通知する。 また、規制場所には、規制内容を記載した道路標識等を明示する。
う回路の設定	土木対策部は、交通規制を行う、う回路を指定する場合には、緊急輸送ルート、道路啓開活動等の確認のため、警察署及び関係機関との緊密な連携をとった上で実施する。
交通規制情報の広報	土木対策部は、自ら実施した規制及び関係機関が実施した規制内容をとりまとめ、総合対策部と連携して市民に周知する。

第13章 障害物の除去

第1節 障害物除去にかかる基本方針

震災による道路や河川、港湾に堆積した土砂やがれき等の障害物は、災害応急対策及び災害復旧を実施する上で大きな支障となるので除去する。

なお、民有地内の住宅関係の障害物等については、基本的には土地所有者が処理すべきものであるが、公共交通や応急対策の障害など市民の安全が脅かされる場合は、市民の安全確保を最優先させ、現場の判断でこれらの障害物を除去するものとする。

第2節 がれき等障害物除去の実施

1 除去の対象

災害時における障害物の除去は、次の場合に実施する。

項目	概要
実施する場合	市民の生命・財産などの保護又は避難・消火等の緊急の応急措置を実施するため、速やかに除去を必要とする場合 河川氾濫等を防止するため除去を必要とする場合 交通及び輸送を確保するため除去を必要とする場合 その他公共的立場から除去が必要と認められる場合

2 除去の実施者

災害時における障害物の除去の実施者等は、次のとおり。

項目	実施者
道路、河川や港湾等の公共用地を閉塞した土砂やがれきなどの障害物の除去及び保管	当該道路・河川・港湾等の管理者が実施する。
応急措置を実施する上で障害となる土砂やがれきなどの除去	必要の限度内で、本市及び消防・警察・海上保安部などの現場部隊が実施する。
住家へ流入した土石や竹木等の生活障害物除去	原則、土地もしくは建物所有者が処理する。 ただし、災害救助法適用の際は、「第24章第5節3 災害救助法適用の際の住宅の応急修理等」に定めるところによる。
倒壊家屋等の解体・撤去	原則、土地もしくは建物所有者が処理する。 ただし、特例的に国の災害廃棄物処理事業の対象となった際は、「第4部第5章第1節 住宅対策」に定めるところによる。

3 公共用地における障害物除去

(1) 市道等の公共用地における障害物の除去実施方法

項目	概要
情報収集・整理	土木対策部及び港湾対策部は、他機関の道路・河川・港湾等の管理者と連携を図り、速やかに障害物除去を実施するための情報を収集・整理する。
道路障害物の除去	土木対策部は、緊急輸送道路を最優先に車両の通行を妨げる障害物の除去を行う。
河川の障害物の除去	土木対策部は、河川氾濫等の二次災害の防止のために除去が必要と認められる障害物を優先に除去を行う。
港湾の障害物の除去	港湾対策部は、海上輸送拠点としての港湾機能を確保するため、港湾及び港湾施設の障害物の除去を行う。
除去物の処理	障害物除去にあたる各対策部は、除去した障害物の処理について資源循環対策部と調整を図り、「第14章 災害廃棄物等の処理」に基づき実施する。
応援等の要請	障害物除去にあたる各対策部は、障害物除去に要する資機材等が不足する場合は、災害緊急協力事業者等に協力を要請する他、障害物除去の範囲が広範囲な場合は、「第20章 応援及び派遣の要請」に基づき県に対して応援を要請する。
二次災害の防止	障害物除去にあたる各対策部は、トンネル、法面、崩落施設のがれきや崩落土などを除去する際には、余震による再崩落などの二次災害の防止策をとった上で実施する。

(2) 除去実施にあたっての留意事項

除去作業に当たっては、可能な限り障害物の管理者もしくは所有者（以下、管理者等）の同意を得るものとする。

なお、緊急を要するため、管理者等に通報することが難しい場合は、応急的な除去を行ったうえ管理者等に連絡する。

また、通行を確保するために支障となる車両等は、管理者等に対する移動等措置命令を警察と連携し要請する。

第14章 災害廃棄物等の処理

第1節 災害廃棄物等の処理にかかる基本方針

道路や処理施設の被災による回収・処理能力の低下をできる限り抑制し、市民の生活基盤の早期回復と生活環境の改善を図る。

第2節 災害廃棄物等の処理

資源循環対策部は、災害廃棄物等の処理にあたっては、「神奈川県災害廃棄物等処理業務マニュアル」等に基づき、災害規模や施設状況に応じた基本方針を作成し、県及び関係事業者等と連携し対応する。

1 災害廃棄物（がれき）の処理

災害廃棄物（がれき）の処理については、次のとおり実施する。

項目	概要
実施体制	原則所有者・管理者が解体・処理を実施する。 ただし、倒壊家屋の解体・撤去について、特例的に国の災害廃棄物処理事業の対象となった場合は、市事業として、所有者等からの申請に基づき、「第4部第5章第1節5家屋等の解体の実施」により行う。
仮置場の確保	災害廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場を震災時空地利用計画等に基づき選定・確保する。 本市が管理する空地で不足が予測される場合は、総合対策部と調整の上、国、県の管理地又は民有地について所有者等の同意を得て一時借上げの措置を実施する。
分別処理の周知	災害廃棄物の再使用・再資源化を推進するため、分別化について周知を図る。
有害廃棄物への対策	解体事業者や所有者・管理者に対し、アスベスト廃材等の有害廃棄物への適切な対処について指導・周知を行う。
県との連携	市域もしくは県域を越えた災害廃棄物の広域処理等に備え、県との連携を図るものとする。

2 一般廃棄物（し尿を除く生活ごみ等）の処理

災害時における一般廃棄物（し尿を除く生活ごみ等）の処理は、次のとおり実施する。

項目	概要
収集方法等	発生後4日目から、平常時のごみ集積所において燃せるごみ(「生ごみ、携帯トイレ、紙おむつ、衛生用品に限る。」以下、同じ)の収集を行うとともに、震災時避難所の燃やせるごみを原則として、その地域の収集曜日に収集する。
収集方法の周知	通常のごみ集積所の一時停止及び再開について、ごみ集積所への張り紙掲出やFM放送により広報を行う。
焼却・埋立処分	収集した一般廃棄物は、極力分別しごみ処理施設において焼却し、焼却し得ない残余の一般廃棄物については埋立処分とする。
仮置場の確保	処理施設の一時的な使用不能、道路事情により処理施設への搬送が困難な場合において、一時集積場所としての仮置場を震災時空地利用計画等に基づき選定・確保する。

3 一般廃棄物(し尿に限る)の処理

大規模災害の発生により下水道施設が被害を受け、管路による汚水の収集ができない場合のし尿の処理・収集は、次のとおり実施する。

項目	概要
仮設トイレの設置	市民安全対策部及び上下水道対策部と調整の上、住民の避難状況やライフライン等の被災・復旧状況、し尿収集見込みを考慮し、必要箇所に仮設トイレを設置する。
携帯トイレの配布	市民安全対策部は、震災発生によりトイレが使用できない場合に備えて、生活関連物資として備蓄している携帯トイレを震災時避難所で避難者に配布する。 なお、使用済み携帯トイレは、一般廃棄物(通常燃せるごみ)として処分する。
重点収集の実施	浄化槽やし尿の通常の各戸収集を一時中止し、仮設トイレを設置した病院、地域医療救護所その他の公共施設などを優先して収集する。
し尿の処理	収集したし尿は、上下水道対策部と調整の上、市下水道施設において処理する。
応援要請	し尿収集車両の不足や下水道施設の被災等により本市の対応・処理能力を超える場合には、「第20章 応援及び派遣の要請」により近隣自治体や協定締結先に対し支援要請を行う。

第3節 災害廃棄物等処理の際の秩序維持・環境対策

1 適正処理の推進

資源循環対策部は、災害廃棄物等の処理が適正に行われるよう監視・管理する。
特に災害の規模が甚大で大量の障害物が発生する場合には、仮置場へ無秩序に災害廃棄物等が持ち込まれないよう、搬入許可証を発行するなどの対策・指示を行う。

2 排出の自粛要請

資源循環対策部は、一般廃棄物(し尿を除く)の収集能力が低下する場合には、一般家庭には、可燃ごみ以外のごみ家庭での一時保管、事業系ごみは排出の自粛等を要請するなど、総合対策部と連携して市民等に協力を呼び掛ける。

3 環境対策

項目	概要
粉じん・アスベスト等への対策	環境政策対策部は、解体事業者や所有者・管理者に対し、粉じんやアスベスト粉じん、騒音・振動等の防止に必要な措置について指導・周知を行う。
事業者の措置	事業者は、県や本市と連携し、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

第15章 海上災害対策・危険物等災害対策

第1節 海上災害の応急対策

震災に伴い船舶の衝突や油流出などの海上災害が発生した場合、海上保安部は、市、警察及び県と連携協力して応急対策を実施し、海上及び港湾施設における人命・財産の保護及び治安の維持に当たる。

なお、海上災害発生時における関係対策部の活動にあたっては、「都市災害対策計画編第4部第1章 海上災害対策」に基づき、横須賀海上保安部との密な連携のもと実施する。

第2節 危険物等災害の応急対策

石油類等危険物保管施設、火薬類保管施設、高压ガス・液化石油ガス保管施設、毒物・劇物取扱施設等の危険物等保管施設において、地震の発生に伴う二次災害の発生及び拡大を防止するため、市及び事業所は必要に応じて防災体制を整える。

1 地震発生時の措置

項目	概要
市の措置	消防対策部は、危険物保管施設の安全対策に関する情報を収集するとともに、二次災害による被害が拡大しないよう必要な措置を講じる。
事業者の措置	事業所の管理者、保安責任者、輸送事業者及び取扱責任者は、施設等の安全対策を講じ、消防対策部に対策の実施状況を報告する。
輸送時の措置	輸送事業者・事業者・現場責任者は、予防規程及び危害予防規程に従い、危険物の流出・漏えい防止、危険作業及び危険物移送の停止、施設の応急点検、火災の防止措置等を講じ、最寄りの消防機関、警察機関等に報告する。

2 二次災害発生時の措置

地震により、危険物保管施設又は危険物輸送時に災害が発生した場合の措置は、「都市災害対策計画編第4部第4章 危険物等災害対策」に準じて実施する。

第3節 放射性物質等災害の応急対策

地震の発生に伴う放射性物質等による災害の発生及び拡大を防止するため、市及び放射性物質等取扱事業者は、状況に応じた防災体制を整える。

1 地震発生時の措置

項目	概要
市の措置	消防対策部は、放射性物質等取扱事業者の安全対策に関する情報を収集するとともに、二次災害防止のための必要な措置を講じる。
事業者の措置	放射性物質等取扱事業者は、事業所内施設の安全対策を講じ、消防対策部に対策の実施状況を報告する。
放射性物質輸送時の措置	輸送事業者・現場責任者は、放射性物質等の流出のおそれのある作業及び移送の停止、輸送車両等の応急点検、放射性物質等の漏えい等の防止措置等を講じ、最寄りの消防機関、警察機関等に報告する。

2 二次災害発生時の措置

地震により、放射性物質等取扱事業所で災害が発生した場合の措置は、「都市災害対策計画編第4部第5章 放射性物質等災害対策」及び原子力災害対策計画編に準じて実施する。

第4節 適正処理困難物の応急対策

関係対策部は、地震発生に伴い適正処理困難物が発生した場合は、処理に関する情報を集約し、総合対策部と調整を図り対応を実施する。

第16章 学校等の応急対策

第1節 災害時の学校教育実施等にかかる基本方針

1 災害時における学校教育の実施にかかる基本方針

(1) 基本方針

各学校(園)は、本章及び「第2部第2章第7節 学校等の防災力の強化」に規定する個別計画に基づき、災害時における児童・生徒の安全確保及び学校教育の確保を図るものとする。

(2) 情報通信手段の確保

教育対策部は、児童・生徒の安全のための的確な指示や報告を実施するため、学校(園)との連絡手段を確保する。

2 災害時における児童福祉施設等の対応にかかる基本方針

各施設管理者は、各施設の防災マニュアル等に基づき災害時における児童の安全確保を図るものとする。

第2節 災害発生時の措置

震災発生により授業等の実施が困難な場合、校長及び幼稚園長(以下、学校長等)は教育対策部からの指示により、又はその指示を受けることが不可能である場合は、校長等の判断により次の措置をとるものとする。

1 児童・生徒等の安全確保

項目	概要
児童・生徒の保護	校長等は、児童・生徒等が在校中に地震が発生した場合、児童・生徒の安全確保を図るとともに、安全が確認されるまでは学校(園)で児童・生徒を保護する。 地震に伴い津波発生のある場合や施設に危険のある場合は、立地状況等に応じた適切な避難措置を講じる。
保護者等への情報発信	校長等は、児童・生徒等の状況、学校(園)が行う措置等について、保護者等へ情報発信するなど混乱防止に努める。
児童・生徒の引渡し	校長等は、地震や津波に対する安全が確認された後に、児童・生徒の保護者等への引き渡しを実施する。 交通機関の運行中止等により保護者等への引き渡しができない児童・生徒については、学校(園)に待機させる等適切な措置を講ずる。

項目	概要
安否確認	校長等は、休日、祭日及び夜間等に災害が発生した場合、教職員をあらかじめ定めた参集体制・方法に基づき非常招集させ、児童・生徒の安否確認を行う。
児童・生徒の安全確保後の対応	校長等は、下校により児童・生徒の安全確保の措置終了後は、応急対策活動にあたる。

2 被害情報の報告

項目	概要
被害状況の報告	校長等は、地震発生後に安全を確保した上で児童・生徒及び施設の被害状況を確認し、被害の有無に関わらず、速やかにその状況を教育対策部に報告する。 教育対策部においても学校(園)の被害状況の把握に努めるとともに、被害状況をとりまとめ、総合対策部に報告する。

第3節 学校教育の継続・再開

1 学校教育の実施基準

学校(園)施設の被害の程度に応じた学校教育の実施基準を次のとおり定める。

区分	概要
施設の被害が軽微な場合	各学校(園)において速やかに応急措置をとり、授業を行う。
施設の被害が相当に甚大な場合	残存の安全な教室の使用又は特別教室、屋内体育施設などの転用により、学級合併授業、一部又は全部の二部授業を行う。
全面的に施設使用が不可能な場合	近隣の安全な学校(園)や公共施設の利用又は用地の確保が可能な場合は、仮設教室の建設などにより、授業を再開する。

2 学校教育の実施

校長等は、被災状況や応急復旧状況に応じた教育活動を実施する。
なお、私立学校もそれぞれの責任の範囲において、学校教育を実施する。

項目	概要
教職員の確保	校長等は、速やかに出勤可能な教職員の実態を把握し、教育活動の実施に支障がないよう努めるものとする。 教育対策部は、各学校(園)の教職員数を取りまとめ、県教育委員会に報告する。
教育実施場所の確保	教育対策部は、学校(園)施設の使用が全面的に不可能な場合、教育実施場所を確保する。

項目	概要
教育内容の選択	校長等は、被災の状況及び施設の復旧期間を考慮し、学校教育の期間及び内容等を定める。
学校給食の確保	校長等は、給食設備及び物資の現状等を把握し、状況に応じて学校給食(簡易給食)の実施又は中止を決定する。 なお、給食実施の際は、災害時における物流滞留や水道停止の可能性を考慮し、衛生管理に十分留意する。

3 学用品の支給等

住家が倒壊、焼失等により被害を受け、教材・学用品を喪失又は棄損した児童・生徒等に対し、その調達及び支給について、次のとおり実施するものとする。

項目	概要
学用品の調達	教育対策部は、被災した児童・生徒等について実態を把握し、教科書、教材、文房具等の授業用物品を教材納入業者の協力を得て調達する。 なお、災害の程度により災害救助法による学用品の給付手続をとるほか、県に対し必要な措置を要請する。
学用品の支給	災害救助法が適用され、当該業務について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。 災害救助法が適用されない場合は、災害救助法に準じた措置を実施する。
授業料減免等	教育対策部は、被災によって授業料の減免等が必要と認められる者については、関係条例及び規則の定めるところにより、授業料の全部又は一部を免除する等の特別措置を講じる。

4 通常授業への復帰

項目	概要
施設の復旧等	教育対策部は、教育施設の被災又は避難所として使用していることにより授業が長時間にわたって中断することを避けるため、被災した教育施設の被害箇所・危険箇所の応急修理、学校(園)の相互利用、仮設校舎の設置及び公共施設の利用等を行い、教育の早期再開を図る。
通常授業への復帰	校長等は、施設の復旧対策状況をみて、速やかにその施設に児童・生徒を收容し、教育を平常の状態に復帰させるように努め、その時期を早急に保護者へ連絡する。

項目	概要
児童・生徒の精神的支援	校長等は、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携により、児童・生徒の心的症状への対応等の精神的支援を実施する。

第4節 児童福祉施設等における災害発生時の措置

1 施設管理者が取るべき措置

施設管理者は、児童・職員の安全確保、保護者へ無事引き渡しを念頭におき、各施設の防災マニュアル及び「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」に基づき安全確保等の的確な応急措置をとるものとする。

項目	概要
児童の保護	施設管理者は、児童の安全確保を図り、必要に応じて保護者への連絡や児童の施設内での保護等を行う。 地震に伴い津波発生のある場合や施設に危険のある場合は、立地状況等に応じた適切な避難措置を講じる。
行政への報告等	施設管理者は、「児童福祉施設等における防災・災害対応に係るガイドライン」に定める事項について、市へ報告する。 施設管理者は、施設が被災し休業せざるを得ない場合は、市と協議し、他施設での児童等の受入れについて調整する。
児童の精神的支援	施設管理者は、児童の心的症状への対応等の精神的支援を実施する。

2 施設の状況把握等

こども育成対策部は、児童福祉施設等の応急・復旧対策のための活動を次により実施するものとする。

項目	概要
被害状況の把握等	各施設の被害状況等を確認し、その状況を取りまとめる。 被災した施設から支援要請があった場合は、必要な支援を行うとともに、国や県等が実施する再建支援策等の情報提供を行う。
他の施設等での児童受入れ調整	被災施設から、他の施設等での児童等の受入れの調整の求めがあった場合は、受入れ可能施設の選定及び調整を行う。
児童のメンタルケア	児童の健康や精神状態の安定等こころのケアを図るため、相談窓口を設置する。

第 17 章 公共施設対策

第 1 節 公共施設の応急対策にかかる基本方針

市の公共施設は、不特定多数の利用者があることから、地震発生時においては、各施設の特性や立地場所等を考慮し、利用者の安全確保を優先に適切な対応を迅速に実施する。

第 2 節 公共施設における応急対策

1 発災時の措置

地震発生時における、不特定多数の利用者がある公共施設や公園などの指定管理者を含む施設管理者（以下、施設管理者）が行う緊急措置を次のとおり定める。

なお、病院等医療施設については「第 7 章 医療救護対策」により、学校教育施設については「第 16 章 学校等の応急対策」により、本章と合わせた応急対策を実施する。

項目	概要
安全確保	施設管理者は、施設利用者の安全確保、情報提供、応急手当、避難誘導等を的確に行い、混乱防止に努める。 施設管理者は、施設及び施設周囲の安全性が確認できた場合は、施設内の安全な場所で身の安全確保を図る。
情報提供等	施設管理者は、災害対策本部等やテレビ・ラジオからの災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を利用者等へ提供し、不安の解消に努める。
応急手当	施設管理者は、利用者及び職員等が負傷した場合は、応急手当を実施するとともに、必要に応じて近隣住民等と協力しつつ医療機関等へ搬送する。
被害の把握及び報告	施設管理者は、発災後安全を確保した上で施設の被害状況を調査し、所管対策部へ報告する。 各対策部は、施設管理者から受けた被害状況を総合対策部に報告する。
避難誘導等	施設管理者は、施設及び周辺地域の被災により施設内での安全確保ができない場合は、所管対策部と連携の上、避難所以外の近隣施設や開設された帰宅困難者一時滞在施設に利用者を誘導する。 自宅への帰宅を希望する利用者に対しては、周辺の状況や気象状況等を見極めつつ、安全に関する事項を示唆し帰宅させる。

項目	概要
応急対策業務の実施	施設管理者は、施設を所管する対策部の指示により、応急対策業務に従事する。 災害規模によっては、応急対策や復旧・復興のための拠点施設となる場合もあるため、施設の機能維持及び回復を図る。

2 土木施設等の応急対策

関係対策部は、道路、橋りょう、トンネル、河川、港湾等の都市施設に被害が生じたときは、消火活動や救出救助活動、緊急輸送活動等の災害応急対策及び市民生活への支障を最小限にとどめるため、速やかに応急復旧を実施する。

3 施設別の応急対策の実施

施設別の詳細な応急対策は、各対策部で定める活動細部計画に基づき実施する。

第 3 節 公共の空地、施設の有効利用

震災により、市域に大きな被害が生じた場合、応急活動や復旧活動で空地等を使用することにも影響がでることが予想される。

そのため、総合対策部は各対策部から報告された空地等の被害状況を取りまとめ、予め使用目的が定められた空地等の代替の選定や、各対策部が実施する応急対策業務に必要な空地等の選定について総合調整を行う。

第 18 章 ライフライン施設対策

第 1 節 上水道施設の応急対策

上下水道対策部は、可能な限り送・配水を停止しないことを原則とし、被害施設はその重要度に従い、総力をあげて短期間の復旧にあたる。

なお、飲料水等の給水については、「第 10 章 飲料水等の供給」により実施する。

1 被害調査

災害発生と同時に、水道施設の被害調査を行い、状況把握と適切な給・配水計画並びに応急復旧計画を策定する。

項目	概要
調査項目	取水、導水、浄水施設及び送水管 配水池、ポンプ所、配水幹線、配水本管 配水支管、配水小管、給水装置

2 応急復旧

応急復旧作業は、関係業者の協力を得て実施し、短期間での復旧に努める。

施設等	概要
取水・導水・浄水施設	取水・導水・浄水の各施設に被害が発生した場合は、配水能力を極力維持するために、総力をあげて復旧する。
送・配水施設	被害調査により通水可能な管路は、各浄水場の状況、配水池容量等を考慮し、配水系統の変更など、円滑な配・給水にあたる。 被害施設の復旧には、主要な管路の上流側からその重要度に従い応急復旧を行う。 二次災害が発生しない範囲の漏水は、副次的なものとして逐次復旧する。
給水装置	給水管、給水装置の被害箇所は、配水管の通水支障や、道路上の漏水等、その重要度に従い応急復旧を行う。 仮復旧は、1戸につき1給水栓を確保するように進める。

3 応援の要請

災害の程度により、応急給水又は水道施設の復旧のための資機材、もしくは人員に不足が生じる場合は、日本水道協会神奈川県支部や災害時における復旧工事の協力に関する協定を締結している業者等への応援を要請する。

第 2 節 下水道施設の応急対策

上下水道対策部は、上水道施設と併せ下水道施設についても、市民等の日常生活との関わりに鑑み、早期の復旧に努める。

1 被害調査

地震発生後直ちに下水道施設の被害調査を行うとともに、被害の規模、原因、復旧見込み等について、総合対策部に報告する。

2 応急復旧

応急復旧作業は、関係事業者の協力を得て実施する。

施設等	概要
ポンプ場、処理場施設	ポンプ場、処理場の各施設に被害が発生した場合は、排水・処理能力を極力維持するために、総力をあげて復旧する。
下水道管渠施設	管渠の復旧作業は、管の破損、陥没等による閉塞にともなう排水不良箇所の復旧を優先し、継ぎ手の目地ずれ、クラック等については、排水が可能な限り他の排水不良箇所の復旧を優先する。
マンホール	排水に支障を生じている箇所、崩壊の危険性のある箇所を優先的に修理・補強する。
取付管	取付管は、埋設深度が浅く被害が多く発生すると考えられることから、復旧は布設替え又は仮設排水管等とし、公共性の高い場所を優先的に実施する。

3 応援の要請

災害の程度により、下水道施設の復旧のための資機材、もしくは人員に不足が生じる場合は、下水道関東ブロック、災害時における復旧工事の協力に関する協定を締結している業者等への応援を要請する。

第 3 節 電力施設の応急対策

地震により電力施設に災害があった場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対する電力供給を確保する。

1 東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社支部の応急対策

(1) 基本方針

項目	概要
非常災害対策本部(支部)の設置	非常災害対策神奈川支店本部の発令に伴い、非常災害対策藤沢支社支部を設置する。

項目	概要
電力供給継続の原則と危険予防措置	電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として送電を継続するが、円滑な防災活動実施のため、警察、消防等からの停止要請等があった場合には、送電停止等の予防措置を講じる。
電力の融通	災害時においても、各電力会社との「全国融通電力受給契約」及び、隣接する電力会社との「二社融通電力受給契約」に基づき、電力の緊急融通を実施する。
関係機関との連携	市災害対策本部へ要請に基づき職員を派遣し、防災関係機関等との緊密な連絡調整を行う。

(2) 応急対策

項目	概要
応急工事の実施	災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。
設備の復旧	設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施する。
優先送電	特に防災上の重要となる施設(原則として人命にかかわる施設、災害対策の中核となる官公署、報道機関、避難場所、その他)に対しては優先的に送電する。
復旧応援隊の編成	被害の状況等を勘案し、被害が甚大な場合は当社他支店社員あるいは工事会社の協力を得て、復旧応援隊を編成し復旧工事を実施する。
広報対策	被害状況及び復旧見通し等について広報を行うほか、二次災害を防止するため、以下の事項について注意喚起を行う。 避難するときは安全器又はブレーカーを必ず切る 感電事故の防止(垂れ下がった電線には絶対触れない等) 漏電等による出火防止(冠水した屋内配線、電気器具等は使わない) 電気器具のコンセントを抜く

2 本市の措置

項目	概要
協力応援	電力供給施設の重大被災のため、電力供給事業者から応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。

項目	概要
住民への周知	市民等に対して、電力設備について次のような異常を発見した場合は、最寄りの電力供給事業者へ通報するよう周知を図る。 電線が切れ、地上へ垂れ下がっている場合 樹木やアンテナ等が倒れて、電線に触れている場合 電力施設から、火花、音響、煙等がでている場合 電柱が傾斜又は倒壊している場合

第4節 都市ガス施設の応急対策

地震により都市ガス施設に災害があった場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、被災地に対するガス供給を確保する。

1 東京ガス側の応急対策

項目	概要
非常体制	災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、非常事態対策本部・支部を設置し、災害対策活動を行う。
情報収集	気象庁の発表する気象情報、ガス施設等の被害状況および復旧状況等を迅速・的確に把握する。
安全確保	ガス漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
応急工事	非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設および設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止に努める。
復旧作業	供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。 a. 高・中圧導管の復旧作業 区間遮断 漏えい調査 漏えい箇所の修理 ガス開通 b. 低圧導管の復旧作業 閉栓作業 復旧ブロック内巡回調査 被災地域の復旧ブロック化 復旧ブロック内の漏えい検査 本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理 本支管混入空気除去 灯内内管の漏えい検査及び修理 点火・燃焼試験(給排気設備の点検) 開栓
広報活動	テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うとともに、必要に応じ直接当該地域へ周知する。 地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

2 本市の措置

項目	概要
協力応援	ガス供給施設の重大被災のため、ガス供給事業者から応急対策について要請があった場合は、必要に応じて協力応援する。
住民への周知	市民等に対し、ガス設備の異常を発見した場合は、最寄りのガス供給事業者へ通報するよう周知を図る。

第5節 通信サービスの応急対策

地震により通信サービスに被害があった場合、二次災害の防止、情報通信網の確保をするため、速やかに応急復旧を行い、迅速な機能回復を図る。

1 通信事業者が行う応急対策

項目	概要
情報伝達の実施	災害発生時の情報連絡体制を確立し、情報収集及び伝達にあたる。 気象業務法に基づき気象庁から伝達される警報等については、速やかに関係する市町村等へ連絡する。
防災機関等との連携	応急対策が円滑、適切に行われるよう、防災関係機関等と連携し、次の事項に関して協調する。 災害に関する情報の提供及び収集 災害応急復旧及び災害復旧 資材及び物資対策 交通及び輸送対策
施設の応急復旧	通信設備などに被害を受けた場合、防災機関等の通信の確保を優先して行う。 伝送路に障害が発生した場合には、他の伝送路に切り替えを行い、通信を確保する。
ライフライン事業者との協調	電力、燃料、水道、輸送などのライフライン事業者と協調し、商用電源の優先供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水、資材の緊急輸送などを確保する。
グループ会社等との復旧体制の確立	グループ会社、工事会社等と協調し、応急対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を確立する。
災害用伝言ダイヤル等の運用	大規模災害が発生した場合は、家族との安否確認が円滑に伝達できるよう、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「Web171」及び災害用伝言板サービスの運用を直ちに開始する。

第19章 鉄道施設対策

地震災害により鉄道施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、交通機関としての機能を維持する。

第1節 東日本旅客鉄道(株)横浜支社の応急対策

1 緊急措置

項目	概要
対策本部の設置	地震災害の規模、状況に応じて横浜支社等に災害対策本部(以下、対策本部)を設置するとともに、災害現場に現地対策本部を設置する。 震度6弱以上の地震発生の場合は、直ちに対策本部を設置する。
社員の参集	震度6弱以上の地震発生の場合は、全社員は自発的に勤務箇所又は最寄りの駅区所へ非常参集する。
情報の収集及び連絡	災害に関する情報を迅速・的確に把握するため、関係自治体、警察、消防機関、関係事業所、及び自衛隊等と緊密な情報連絡をとる。 震度6弱以上の地震発生の場合は、被害の情報収集と旅客の救助活動を行うため、予め定めた各情報連絡拠点、及び救助中継基地を機能させる。
電力の確保	運転、営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備の利用と電力事業者からの受電方策を講ずる等、早期給電を確保する。
非常通信の確保	情報連絡、指示、命令伝達、報告等のため、必要に応じ非常電話、可搬型衛星通信装置等、通信回線運用措置をとるほか、非常無線通信規約による官公庁通信の相互活用を図る。
緊急広報	災害時、旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、掲示、放送等により案内を行い、旅客の鎮静化に努める。
旅客の案内	乗務員は、災害により列車を駅間等で停止又は徐行した場合は、輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況、その他を把握し、放送等により案内し旅客の動揺、混乱の防止に努める。
避難誘導	建物到壊の危険、火災発生、その他二次災害のおそれがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する 更に大規模な延焼火災により危険が迫った場合や、避難勧告・指示が発令されたときは、広域避難地等へ誘導する。

項目	概要
地下通路の浸水防止	地下通路において、水道管破裂等による道路面から浸水のおそれがある場合は、階段出入口付近に設けてある止水板及び土の積み工法等により浸水防止を図る。
初期消火等の実施	地震その他の原因によって火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに、延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。
救助活動	災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに、負傷者の救助に努める。
多数負傷者発生時の対応	列車等の大規模被害により多数の死傷者が発生した場合は、箇所長及び乗務員は速やかに負傷者の救出救護を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣、その他必要事項を対策本部に速報するとともに、消防、警察機関等に協力を要請する。
交通輸送対策	災害区間着又は通過する旅客の乗車券類の発売制限及び輸送制限、う回線区輸送力の増強、他社線との振替輸送線による輸送強化等の措置を講じ、輸送の確保を図る。
駅構内等の秩序維持	災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、警察と緊密な連携のもとに、駅構内や列車等における犯罪の予防、旅客等の適切な誘導等、災害警備を次のとおり実施する。 混乱防止の広報を、営業中止、制限の時期等の告知 旅客の避難誘導及び避難場所の案内 警備及び警察の要請

2 復旧措置

項目	概要
応急復旧の基本方針	応急復旧にあたっては、地域の社会経済活動の早急な回復を考慮し、迅速かつ適切に実施する。
本復旧計画及び実施	応急復旧後、早急に本復旧計画を策定して本復旧工事を実施する。また、本復旧工事の実施にあたっては、再び同様の被害を受けることのないよう耐震性の向上を図るなど必要な措置をとる。

第2節 京浜急行電鉄線の応急対策

1 緊急措置

項目	概要
対策本部の設置	大規模震災時は、「鉄道事故・災害対策規程」に基づき鉄道部門災害対策本部を設置して、被害を最小限度に留めるとともに、速やかな被害復旧にあたり輸送の確保を図る。状況に応じて従事員を非常招集し災害復旧に努める。

項目	概要
通報連絡体制	別に定める「事故速報規程」により、通信連絡体制を確立する。
地震発生時の緊急措置	<p>運転規則の内容</p> <p>運輸司令は、地震発生を感知するか、駅長又は駅運転取扱責任者もしくは乗務員から地震発生を報告を受けたときは、直ちに列車無線により全車列を一旦停止させたとえ、その程度に応じて次により対応する。</p> <p>震度5強以上のときは、速やかに保守担当責任者に対し路線点検方を要請し、異常がないことを確かめるまで列車を運転させてはならない。</p> <p>震度5弱のときは、駅長又は駅運転取扱責任者から停車場構内の運転設備について、列車の運転に支障のないことの報告を受けた後、列車の乗務員に対して25キロメートル以下の速度での注意運転を指令し、駅長及び駅運転取扱責任者ならびに保守担当責任者に対して、その旨を通報する。</p> <p>震度4のときは、駅長および駅運転取扱責任者ならびに乗務員に対し路線の状態を確認させ、見通しの範囲に異常を認めないときは、毎時35キロメートル以下の速度で注意運転を指令する。</p> <p>震度3以下のときは、運転継続を指令する。</p> <p>乗務員の対応</p> <p>運転士は、列車運転中、運輸司令から地震発生による列車停止の指令を受けるか、又は地震発生を感知したときは、危険な箇所を避けて速やかに列車を停止する。</p> <p>運転士は列車を停止したときは、運輸司令からの指令に留意するほか、次の取り扱いをする。</p> <p>見通しの範囲に異常を認めたとときは、その状況を運輸司令又は最寄り駅長に報告する。</p> <p>運輸司令からの指令があるまで運転を再開してはならない。</p> <p>その他の措置</p> <p>震度4以上の場合は、施設等の点検を行う。</p> <p>列車無線、指令電話、社内電話等を活用して、災害の状況の把握に努める。</p>
地震発生時の緊急措置	

項目	概要
旅客の避難誘導	駅長は、駅係員を指揮して、駅構内の状況及び旅客の動態を把握し、適切な放送等により旅客の混乱を防止する。 駅構内が危険と思われるときは、旅客を安全な場所に避難誘導するとともに、火気使用器具等の使用禁止など出火防止に努める。 乗務員は、列車の停止した場所が危険な状態のときは、併発事故防止のため対向列車に十分注意し旅客を安全な場所又は最寄駅まで誘導する。この場合、車内放送等により旅客にその状況を知らせ、旅客の混乱を防止する。
出火防止	出火の際は自衛組織の確立を図り、出火による被害の防止に努める。

2 復旧措置

項目	概要
応急復旧の基本方針	応急復旧にあたっては、地域の社会経済活動の早急な回復を考慮し、迅速かつ適切に実施する。
本復旧計画及び実施	応急復旧終了後、早急に本復旧計画を策定して本復旧工事を実施する。 本復旧工事の実施にあたっては、再び同様の被害を受けることのないよう耐震性の向上を図るなど必要な措置をとる。

第20章 応援及び派遣の要請

第1節 応援・派遣要請にかかる基本方針

大規模な災害が発生し、現有の人員、資機材、備蓄物資等では市単独での応急対策が困難と判断した場合は、速やかに関係法律及び協定等に基づき、他の地方公共団体及び防災関係機関に支援を要請する。

第2節 応援要請の概要

震災時において、本市が要請元として行う、物資、人員、消防力などの応援要請の種類とその概要は、次のとおり。

1 災害対策基本法に基づく広域応援要請

要請事項	要請先	概要
国(指定地方行政機関)職員の派遣	指定地方行政機関の長	災害対策基本法第29条第2項に基づき、指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。
国(指定地方行政機関)職員派遣のあっ旋	県知事	災害対策基本法第30条第1項に基づき、指定(地方)行政機関職員の派遣についてあっ旋を求める。
県職員の派遣	県知事	災害対策基本法第30条第2項に基づき、職員の派遣についてあっ旋を求める。
他の市町村長等に対する応援の要求	他の市町村長	災害対策基本法第67条第1項に基づき、本市の災害に係る応急措置に対する応援を要請する。
県知事に対する応援の要求等	県知事	災害対策基本法第68条に基づき、本市の災害応急措置に対する応援と、県が行うべき応急措置の実施について要請する。

2 自衛隊・緊急消防援助隊の派遣要請

要請事項	要請先	概要
自衛隊災害派遣部隊の派遣	県知事 もしくは 部隊の長	人命救助、捜索、医療救護、緊急輸送、炊事、道路啓開などの応急対策活動において、市が対応できない場合は、災害派遣部隊の派遣を要請する。
緊急消防援助隊の派遣	県知事	消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の派遣を要請する。

3 その他協定等に基づく応援要請

要請事項	要請先	概要
近隣市町の応援	近隣市町の首長	「災害時における横須賀三浦地域市町相互応援に関する協定」や「消防相互応援協定」等に基づき応援を要請する。
協定締結自治体の応援	協定締結自治体の長	「災害時における相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請する。
米海軍の応援	米海軍基地司令	「在日米海軍との防災協定」に基づき、人道的支援、被災者の搬送、食料・衣服、医薬品、寝台・寝具の提供、臨時避難所及び仮設住宅、緊急医療処置、医務及び技術関係人員の提供などの応急措置を要請する。 米海軍横須賀基地周辺で本市消防力を上回る火災が発生した場合は、「消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。
その他専門機関からの支援	関係機関や事業者	被災調査等の実施にあたりマニュアル等に基づき支援を要請する。
事業者の労働力・資機材等の提供	事業所長等	特殊作業や労働力に不足が生じた場合は、必要に応じてライフライン事業者、災害緊急協力事業者等に協力を要請する。

第3節 広域応援要請、緊急消防援助隊の派遣要請

1 災害対策基本法に基づく広域応援要請

災害対策基本法に基づく広域応援要請の手続きは、総合対策部が行うこととし、本部長は現有人員や資機材等での災害応急対策実施が困難であると判断した場合は、次の事項を文書により県知事等へ要請する。

ただし、急を要する場合は、必要事項を電話等で依頼し、電話又はFAXにより要請し、事後速やかに文書で所定の手続きを行う。

項目	連絡事項
職員の派遣	派遣を要請(あっ旋)する理由 派遣を要請(あっ旋)する職員の種別及び人員数 派遣を必要とする期間 派遣される職員の給与その他の勤務条件
応援の要請	被害の状況 応援の要請内容(品目及び数量等) 応援を受ける場所及び応援を受ける場所への経路 応援の期間

2 緊急消防援助隊の派遣要請

緊急消防援助隊の派遣要請の手続きは、消防対策部が行うこととし、本部長等は大規模な災害等に際し、自らの消防力では対応できず緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合は、消防組織法第39条の消防相互応援協定等に基づき県知事へ要請する。

3 応援部隊の受入れ

(1) 応援部隊の活動拠点の確保

応援部隊の活動拠点については、「第2部第5章第2節 応援部隊の活動拠点等の整備」に定める広域応援活動拠点を原則に、空地等の被災状況を勘案し確保する。

(2) 応援部隊の活動支援

応援部隊の受入れに際しては、食料の確保・提供、宿泊場所や休憩場所の確保、必要に応じた現場への案内など、応援部隊の活動が円滑に行われるよう支援する。

4 応援部隊の撤収要請

応援の目的が達成された場合又はその必要がなくなった場合は、要請先と協議の上、派遣機関に対し応援部隊の撤収を要請する。

なお、撤収の要請については、当該部隊等を応援要請した対策部が行う。

第4節 自衛隊の派遣要請

1 自衛隊災害派遣部隊の派遣要請

総合対策部は、本部長が自衛隊の派遣要請を決定した場合は、次のとおり行う。

区分	概要
県知事への要請	以下の事項を記載した文書により、県知事へ要請する。 災害の状況及び派遣を要請する理由 派遣を希望する期間 派遣を希望する区域及び活動内容 その他派遣地への最適経路など参考となるべき事項 県知事は、本部長による派遣要請を受けて自衛隊にその内容を伝え、この要請を受け自衛隊は部隊を派遣する。
その他	本部長は、県知事への派遣要請が連絡不能等で要求できない場合は、部隊の長に被害の状況などを通知する。 本部長は当該通知を行った場合は、その旨を速やかに県知事へ通知する。

2 自衛隊派遣要請の範囲

自衛隊派遣を要請できる範囲は、原則として人命、身体及び財産の救護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合であり、概ね次の活動内容とする。

なお、自衛隊は通知を受けた場合や、要請を待たずともがけない場合には要請を待たずに部隊を派遣することがある。

項目	概要
被害状況の把握	車両、艦艇、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の指示、勧告等が発令され、避難等が行われる場合 で必要がある時は、避難者の誘導、輸送等を行い避難を援助する。
避難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索、救助活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土嚢の作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な航空機その他の防火用具をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
道路もしくは水路の啓開	道路もしくは河川が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関が提供するものを使用する)
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員、及び救援物資の緊急輸送を実施する。 この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水(炊飯の米穀及び炊飯用の水は、通常関係機関が提供するものを使用)を行う。
物資の無償貸付又は譲与	被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安措置及び除去	処理能力上可能なものについて火薬・爆発物(不発弾等)、危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所用の措置を取る。

3 自衛隊派遣部隊の受入れ体制

(1) 連絡員の派遣等

自衛隊の連絡・調整窓口は総合対策部に設置し、本部長は情報を共有し活動を効率的に実施するため、自衛隊に対し災害対策本部への連絡員等の派遣を求める。

また、必要に応じて自衛隊の活動地域へ市の連絡員等を派遣し、迅速な措置がなされるようにする。

(2) 活動拠点等の提供

派遣要請と同時に、「第2部第5章第2節 応援部隊の活動拠点等の整備」に計画する活動拠点及びヘリポートを自衛隊へ提供する。なお、自衛隊施設の被災により活動拠点として耐えがたい場合は、別途指定する公共空地を提供するものとする。

また、海上から自衛隊船舶による活動が実施される場合には、港湾対策部において使用する岸壁を調整した上、「第2部第8章第1節 緊急輸送体制の整備」に計画する受入れ港を提供する。

4 災害派遣部隊の撤収要請

災害派遣部隊の撤収にあたっては、県知事や各機関、派遣部隊と協議のうえで決定し、県知事を通じて自衛隊に対し、災害派遣部隊の撤収を要請する。

なお、撤収の要請については、総合対策部において行う。

5 経費の負担

災害派遣活動に要した費用は、原則として派遣要請機関が負担することになり、その内容は概ね次のとおり。

項目	概要
費用負担の内容	派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資材、機材(自衛隊装備に係わるものを除く)等の購入費、借上料及び修繕費 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴料等 派遣部隊の救援活動実施に際し発生した(自衛隊装備に関するものを除く)損害の補償 その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、派遣要請機関と派遣部隊長等との間で協議する。

第5節 相互応援協定等に基づく応援要請の手続き、受入れ

1 応援要請の手続き

各対策部は、現有の人員や資機材等で災害応急対策を実施することが困難であると判断した場合は、あらかじめ定められた手続きにより、応援・支援先へ要請する。

2 応援部隊等の受入れ

(1) 活動拠点の確保

各対策部は、応援部隊等の活動拠点の確保が必要な場合は、総合対策部と被災状況を勘案し調整の上、空地等を確保する。

(2) 応援部隊等の活動支援

各対策部は、応援部隊等の受入れに際しては、食料の確保・提供、宿泊場所や休憩場所の確保、必要に応じた現場への案内など、応援部隊等の活動が円滑に行われるよう支援する。

(3) 応援部隊等の撤収要請

応援の目的が達成された場合又はその必要がなくなった場合は、撤収を要請する。
なお、撤収の要請については、当該部隊等を応援要請した対策部が行う。

第21章 災害警備対策

第1節 災害警備にかかる基本方針

地震発生時においては、一時的に社会生活が麻痺状態となり、混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。

このような事態に対処するため、警察及び関係機関が実施する災害警備活動が円滑かつ効果的に実施できるよう緊密に連携を図る。

第2節 警察による警備活動

大地震発生時においては、市内警察署は各警察署警備本部を設置し、次のとおり災害警備活動にあたる。

項目	概要
救出救助活動の実施	把握した被災状況に基づき、迅速・的確な救出救助活動を実施する。
防災関係機関との連携	市内の各警察署長は、消防等防災関係機関と連携を密にするとともに、各機関の現場責任者と随時、警察署等において捜索区割り等現場活動に関する調整を行う。
避難指示等の実施	警察官は、災害対策基本法第61条により避難の指示を、また、同法第63条により警戒区域を設定する。 また、警察官職務執行法第4条により避難等の措置を行う。

第3節 警察による警備活動との連携

1 災害警備活動との連携

県警察による災害警備活動については、本市が行う災害応急対策との連携が必要なため、総合対策部及び関係対策部は、情報共有を図り相互に円滑な活動が行われるよう努める。

2 災害発生時の防犯対策の強化

大震災後は、無人化した住宅街や商店街等での窃盗事件や、社会混乱に乗じた生活経済事件などの犯罪が発生していることから、総合対策部は、警察や町内会等と連携して被災地域及びその周辺における社会秩序の維持に努める。

第22章 災害ボランティアの活動支援

第1節 災害ボランティア活動の支援にかかる基本方針

災害時には、災害ボランティアによる支援が期待される一方で、受入体制が整備されないと効果的な活動が期待できないことから、横須賀市社会福祉協議会と緊密な連携により災害ボランティア活動が円滑に実施できるよう支援する。

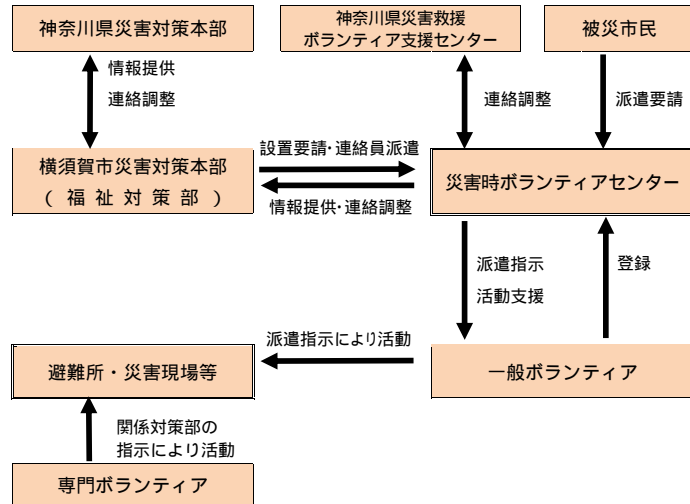
第2節 ボランティアの活動支援

1 災害時ボランティアセンターの設置

福祉対策部は、市内の被害状況に応じて、横須賀市社会福祉協議会に「災害時ボランティアセンター」の設置を要請する。

なお、災害時ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体等の協力の下に、市社会福祉協議会が行う。

< ボランティア派遣の概要図 >



2 一般ボランティアの受入れ

災害時ボランティアセンターは、横須賀市社会福祉協議会が災害時ボランティアセンターコーディネーターの協力を得て運営を行い、一般のボランティアの受入れを行う。

災害時ボランティアセンターでは、一般ボランティアの受入れの他、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などを行う。

3 一般ボランティアの活用

(1) 一般ボランティアの活動内容

項目	概要
一般ボランティアの活動例	避難所の運営支援 救護・救援活動の支援 救援物資の仕分け、運搬、配布の支援 炊き出しや給水の支援 生活関連情報の収集・伝達 要配慮者(高齢者・障害者)の介護・支援 土木作業、住居内清掃・片付け作業 避難所や仮設住宅における生活支援 ボランティアセンターの運営支援 その他、被災地域における軽作業など

(2) 一般ボランティアの需要把握

各対策部は、被災現場及び避難所等の現状を把握し、必要とするボランティア活動について、福祉対策部へ報告する。

福祉対策部は、各対策部からのボランティア需要状況を取りまとめ、災害時ボランティアセンターに報告する。

なお、ボランティアの活動において、本市が実施する各応急活動と調整を必要とする場合は、総合対策部と福祉対策部がその調整を行う。

(3) 一般ボランティアの派遣

災害時ボランティアセンターは、福祉対策部が取りまとめた一般ボランティアの需要状況と、直接市民から受けた派遣要請を整理し、ボランティアの資格や経験等を考慮した上で、一般ボランティアへの派遣指示を行う。

(4) 災害時ボランティア関連情報の発信

福祉対策部は、総合対策部と連携し、ボランティア募集やボランティア活動支援等に関する情報の広報に努める。

4 専門ボランティアの受入れ・活用

専門ボランティアの要請、受入れ、活動調整等については、関係対策部で対応する。

事項	関係対策部
応急危険度判定士	都市対策部
被災宅地危険度判定士	都市対策部
横須賀市防災支援隊	消防対策部
その他の専門ボランティア	関係対策部

第 23 章 被災建築物及び宅地の危険度判定

第 1 節 被災建築物及び宅地の危険度判定にかかる基本方針

被災した建築物や宅地での二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を迅速に実施する。

【参考】

大地震等による住家被害が発生した場合、「応急危険度判定(被災建築物・被災宅地)」と「住家の被害認定」の調査が実施される。

これらの調査は、それぞれ異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、各調査の判定結果の取り扱いや、調査の実施時期等が異なることに留意する。

調査区分	調査概要
応急危険度判定 (被災建築物・被災宅地)	被災した建築物や宅地での二次災害防止を目的に、被災後速やかに着手し完了させる。
被害家屋調査	被害家屋調査は、罹災証明書の発行、応急仮設住宅必要戸数の把握を目的に行うものであり、これらの対策等との連携を図り、調査方針を決定し実施する。

第 2 節 危険度判定の実施

1 被災建築物応急危険度判定の実施

都市対策部は、地震発生直後に倒壊・破断した建築物・構造物(以下、建築物等)が引き起こす人的被害、余震による被害拡大などの二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する。

項目	概要
判定実施の 要否判断	地震発生後、建築物の応急危険度判定の必要性を検討し、必要と認められた場合には、被災建築物等危険度判定実施本部(以下、実施本部)を設置する。 なお、実施本部を設置した場合は県に連絡する。
判定士の要請	実施本部は、応急危険度判定の実施において、判定士の不足等により県の支援が必要な場合には、県に対して支援を要請する。
判定作業の準備	実施本部は、判定が円滑に行えるよう、判定作業実施までに、地区対策拠点別に班分けを行った上で以下の準備を行う。 判定街区の割り当て及びマップの作成 判定士、コーディネーター受入れと判定チームの編成 判定実施マニュアル、判定作業表、判定標識、判定備品 判定士の移動手段、宿泊場所等の確保

項目	概要						
判定の対象	判定作業は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、民間建築物等を対象に外観目視点検調査を行う。						
判定の表示	判定士は、3段階(危険・要注意・調査済)の判定結果を判定標識の規準に従い、建築物の所有者等に注意喚起できるよう建築物の入口、もしくは外壁等の見やすい位置に表示する。 【判定標識及び表示方法】 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>危険</th> <th>要注意</th> <th>調査済</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>赤紙を貼る</td> <td>黄紙を貼る</td> <td>緑紙を貼る</td> </tr> </tbody> </table>	危険	要注意	調査済	赤紙を貼る	黄紙を貼る	緑紙を貼る
危険	要注意	調査済					
赤紙を貼る	黄紙を貼る	緑紙を貼る					
集計・処理	判定結果は集計の上、総合対策部に報告する。						

2 被災宅地危険度判定の実施

都市対策部は、地震発生直後に被災宅地が引き起こす人的被害、余震による被害拡大などの二次災害を防止するため、宅地の危険度を判定する。

項目	概要
判定実施の 要否判断	地震発生後、宅地の危険度判定の必要性を検討し、必要と認められた場合には、実施本部を設置する。 なお、実施本部を設置した場合は県に連絡する。
判定士の要請	実施本部は、被災宅地危険度判定の実施において、判定士の支援が必要な場合には、県に対して支援を要請する。
判定作業の準備	実施本部は、判定が円滑に行えるよう、判定作業実施までに、地区対策拠点別に班分けを行った上で以下の準備を行う。 判定街区の割り当て及びマップの作成 判定士・判定調整員受入れと判定チームの編成 判定実施マニュアル、判定作業表、判定標識、判定備品 判定士の移動手段、宿泊場所等の確保
判定の対象	判定作業は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」に基づき宅地を対象に外観目視点検調査を行う。
判定の表示	判定士は、3段階(危険・要注意・調査済)の判定結果を判定標識の規準に従い、宅地の所有者等に注意喚起できるよう当該宅地の見やすい位置に表示する。
集計・処理	判定結果は集計の上、総合対策部に報告する。

3 判定を受けた建築物等所有者への対応

都市対策部は、各判定開始とともに建築物等の所有者からの判定結果に対する相談窓口を設置する。

第 24 章 被災者の生活支援

第 1 節 被災者の生活支援にかかる基本方針

地震災害時には、多くの住家が倒壊や焼失することが予想されることから、住家を失った被災者への応急仮設住宅の提供や各種の被災者支援制度を受けるに当たって必要とされる罹災に関する証明書の交付を行い、被災者の居住及び生活の安定化を図る。

第 2 節 罹災状況の把握

1 被害家屋調査の実施

(1) 調査の実施体制

財政対策部は、被害家屋の状況調査を実施するにあたっては、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施する。

なお、調査にあたっては、必要に応じて都市対策部に調査の協力を要請するとともに、人員及び資機材が不足する場合は、県に支援要請する。

(2) 被害認定基準

横須賀市災害分類認定基準にある住家被害の認定基準の概要は次のとおり。

程 度	被害程度の説明
全壊	住家が居住のための基本的機能を喪失したもの。 住家全部が倒壊、流失、埋没したもの。 損壊が延べ床面積の 70% 以上に及んだもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が 50% 以上に達したものの。
大規模半壊	住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。 損壊が延べ床面積の 50% 以上 70% 未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が 40% 以上 50% 未満のもの。
半壊	住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。 損傷が甚だしいが、補修により元通りに再使用することが可能なもの。 損壊が延べ床面積の 20% 以上 50% 未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が 20% 以上 40% 未満のもの。
一部損壊	住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したが、被害の程度が半壊に至らないもの。 損壊が延べ床面積の 20% 未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が 20% 未満のもの。

程 度	被害程度の説明
床上浸水	全壊及び半壊に達しない場合であって、1 階の床面より上に浸水が認められるもの、又は土砂等の堆積により一時的に居住できない状態となったもの。
床下浸水	建物基礎の地盤面より上に浸水があり、基礎内に浸水が認められるが、1 階の床面より上に浸水が認められないもの。

2 被災者台帳の作成

総合対策部は、被災状況により被災者の援護を総合的かつ効率的に実施する必要がある場合には、災害対策基本法に基づき被災者台帳を作成し、被災者支援対策を推進する。

第 3 節 罹災に関する証明書の交付

1 罹災に関する証明の目的

罹災に関する証明書は、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用や個人加入の保険金（見舞金）の給付等を受けるに当たって必要とされる証明書である。

項 目	概 要	証明書が関係する支援策
罹災証明書	市内在住者が所有する建物や家財等の被災状況又は市内在住でない者が市内所有する建物や家財等の被災状況について証明するもの。（ただし、建物の被災状況については、調査職員が現場確認等、確実な証拠によって立証できるものに限る。）	【公的な支援】 ・仮設住宅の貸与 ・住宅応急修理制度 ・被災者生活再建支援制度 ・各種税・手数料・使用料の減免 ・学費の減免 ・建物の解体・運搬・処理
罹災届出証明書	罹災の内容を確実な証拠により確認できない場合に発行（届出があったことを証明）するもの。よって、罹災届出証明書は各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用を受ける証明とはならない。	・災害復興公営住宅の確保 ・災害援護資金の貸付 ・各種融資の資料 【私的な支援】 ・各種保険金の給付 ・義援金配分 など

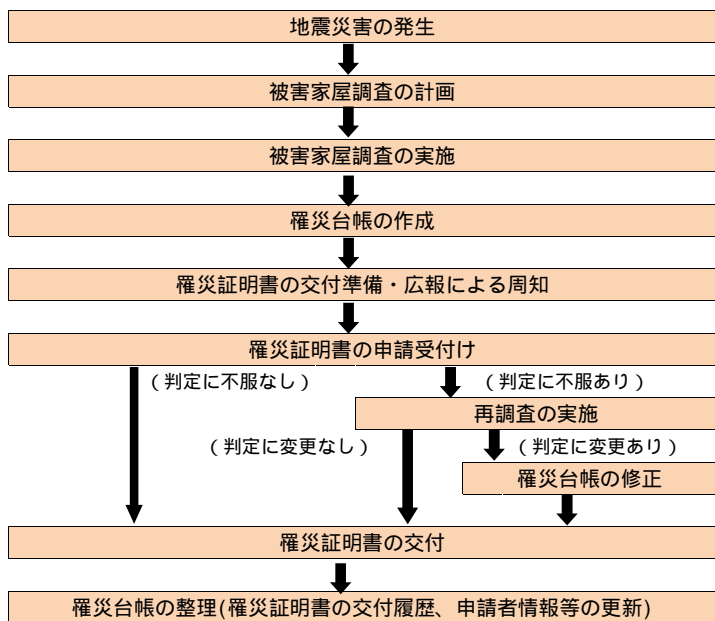
2 罹災に関する証明書の交付手続き

関係対策部は連携を図り、被災者が支援施策を受けるために必要となる罹災に関する証明書交付のため準備を進める。

項目	概要
第一次被害家屋調査	第一次被害家屋調査は、財政対策部が実施する被災家屋の状況調査の結果を活用する。 火災による被害の把握については、消防対策部が実施する調査結果を活用する。
第二次被害家屋調査	市民安全対策部は、次の場合においては、財政対策部に対し、申請者の立会いによる詳細な調査実施を依頼する。 第一次調査の結果を受けた被災者から一定期間内(災害の規模により設定)に再調査申請があった場合。 一定期間内に、第一次被害家屋調査が物理的にできなかった家屋の所有者から調査の申し出があった場合。
罹災台帳の作成	市民安全対策部は、被災家屋調査の判定結果、調査履歴、罹災証明に関する証明書の発行履歴、罹災者に関する情報等を取りまとめ、被災者支援の基礎台帳となる罹災台帳を作成する。

3 罹災証明書の交付に関する手順

市民安全対策部は災害対策基本法に基づき、次の手順により罹災証明書を交付する。



第4節 各種支援金の給付

災害発生時には、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的な困難や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、被災した人々が一日でも早く生活を再建し、従前の生活に戻れるよう、生活再建支援を実施する。

なお、支援実施については、「第4部第5章 生活再建支援対策計画」による。

第5節 住宅の確保

1 応急仮設住宅の建設

都市対策部は、災害によって住宅を失い自らの資力では住まいの確保ができない被災者に応急仮設住宅への入居を次のとおり行い、居住の安定を図る。

項目	概要
実施基準	災害救助法が適用され、「応急仮設住宅の供与」について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。 災害救助法が適用されない場合は、関係機関などの協力を得て実施する。
入居対象者	災害により被災し、自らの資力では住家を確保できない者で、次に掲げるいずれかに該当する者とする。 住家が全焼、全壊又は流失した者 居住する住家がない者
入居者の選定	入居者の選定については、被災者の資力その他の生活条件を十分調査の上行うことを原則とする。
建設戸数	算出した必要戸数から、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅により確保される応急住宅数を減じ建設戸数を決定する。
建設場所及び用地の確保	公有地を原則とし、公有地のみでは建設場所が不足する場合は、国有地、無償で提供を受けられる企業等の民有地から確保する。 必要に応じて2階建て仮設住宅の建設や自宅敷地内への建設などの方策についても検討する。
入居期間	応急仮設住宅への入居期間は工事完了日から2年以内とする。
高齢者、障害者等への配慮	日常のケアを必要とする高齢者、障害者及びその家族に配慮した平屋建てやバリアフリー化を施した仮設住宅を設置し、優先入居に努める。 老人居宅介護等事業等に対応した構造・設備を有し、複数の要配慮者が入居できる施設(福祉仮設住宅)の建設や、生活支援サービスを提供するサポート拠点の整備についても検討する。

項目	概要
コミュニティの維持等	応急仮設住宅の建設及び入居にあたっては、従前地区の数世帯単位での入居を勧めるなど、地域コミュニティの維持に努めるとともに、集会所の建設や自治会の育成など地域活動の推進を図る。

2 その他の応急住宅の確保

応急仮設住宅以外の方法による応急住宅の確保について、次に定める。

項目	概要
公営住宅の一時提供	都市対策部は、市営住宅の空き部屋及び県が提供する県内及び近接都県の公営住宅の空室状況に応じて、仮設住宅入居対象者を基準として割り当てる。
民間アパート等の活用	都市対策部と県は、応急仮設住宅の建設に代えて、応急仮設住宅建設費用の範囲内で民間アパートを借り上げることに伴う応急住宅を設置することも検討する。
災害救助法適用の際の民間賃貸住宅の借上げ	都市対策部は、災害救助法が適用され、「民間賃貸住宅の借上げ」について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。
帰省・疎開の奨励	都市対策部と県は、友好都市や協定締結都市をはじめとした全国の自治体に公営住宅の空き家情報の提供を求め、出身地等への帰省や疎開を奨励する。

3 災害救助法適用の際の住宅の応急修理等

都市対策部は、災害救助法が適用された際の居住機能回復のための住宅の応急修理及び障害物除去は、次により実施する。

(1) 被災住宅の応急修理

項目	概要
実施基準	災害救助法が適用され、被災住宅の応急修理業務について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。
実施する対象	災害によって住宅が半壊又は半焼し、そのままでは当面の日常生活が営み得ない状態であること。 自らの資力により応急修理ができないと認められる場合。 会社の寮や社宅、物置、倉庫ではないこと。
実施方法等	災害緊急協力事業者等に協力を要請して実施する。

(2) 生活障害物の除去

項目	概要
実施基準	災害救助法が適用され、被災住宅内の障害物除去業務について県知事から本部長(市長)に権限の委任通知がされた場合は、内閣府が定める「災害救助事務取扱要領」及び「第25章 災害救助法の適用」等に基づき実施する。
実施する対象	震災によるがけ崩れ、浸水等によって住家又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等の堆積により当面の日常生活が営み得ない状態であること。 住家の被害は、全壊全焼、流失、床下浸水でないこと。 自らの資力により障害物の除去ができないと認められる場合。 会社の寮や社宅、物置、倉庫ではないこと。
実施方法等	災害緊急協力事業者等に協力要請して実施する。
除去物の処理	除去した障害物の処理について資源循環対策部と調整を図り、「第13章 障害物の除去」に基づき実施する。

4 住宅対策に関する広報等

都市対策部は、危険度判定や仮設住宅、住宅の応急修理などの住宅支援の実施にあたっては、適切かつ円滑な調査・支援が可能となるよう、総合対策部や市民安全対策部、市民対策部と連携し、申請・相談窓口の設置や住宅支援内容等についての広報を実施する。

第 25 章 災害救助法の適用

第 1 節 災害救助法の運用にかかる基本方針

災害救助法は、災害により市町村単位で同法で定める基準以上の被害が生じた場合に適用となり、被災者の救援救護（以下、救助）は、国の責任において行われるものであるが、県知事が法定受託事務として救助の実施にあたる。

そのため、被災状況を的確に判断し、発災後速やかに災害救助法の適用を県知事に要請し、同法に基づく国及び県知事による救助の実施を求める。

第 2 節 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

本市における災害救助法の適用基準は次のとおり。

なお、災害救助法での「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。

区 分	概 要
基準 1	本市域において、住家が滅失した世帯数が 150 世帯以上の場合。
基準 2	神奈川県下において、住家が滅失した世帯数が 2,500 世帯以上に達した場合で、本市域において、住家が滅失した世帯数が 75 世帯以上の場合。
基準 3	被害が県下全域に及び大災害で、住家が滅失した世帯数が 12,000 世帯以上で、本市域でも基準 2 に達しないが多数の住家が滅失した場合。
基準 4	災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、多数の住家が滅失した場合。 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じた場合(住家被害に関係なく、多数の者の生命又は身体に危害を及ぼす事故等)。

滅失住家数の算出に際しては、住家の半壊・半焼した 2 世帯をもって、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができなくなった 3 世帯をもって、それぞれ滅失 1 世帯とみなす。

2 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法の適用基準に満たない災害の場合は、同法に準じて本計画に基づく救助を実施する。

第 3 節 災害救助法の適用要請及び救助の実施

1 災害救助法の適用要請等

災害救助法の適用は、本市から県知事への被災状況の報告及び法の適用要請に基づき判断される。

項 目	概 要
適用の要請	総合対策部は、被害の程度が災害救助法の適用基準に該当する、又は該当すると判断されるときは、本部長の承認を経て県知事に対して災害の発生報告を行い、災害救助法の適用を要請する。
適用の通知	総合対策部は、県知事が当該災害への災害救助法適用を公示したときは、関係対策部にその旨を通知する。

2 災害救助法に定める救助の実施

災害救助法に定める救助は県知事が実施するが、救助を迅速に行うために必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を内容及び期間を通知することで本部長（市長）に委任することができる。

(1) 救助の実施

項 目	概 要
実施の原則	総合対策部は、県知事からの本部長(市長)に対し救助の委任通知があった場合は、救助の実施を関係対策部に要請する。 ただし、事態の急迫により県知事からの委任通知を待つことができない場合は、事前に着手することができるが、その場合は速やかにその状況を県知事に情報提供する。
実施の範囲	関係対策部は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」(平成 25 年 内閣府告示第 299 号)範囲内で、現物をもって行うことを原則に救助を実施する。
実施状況の記録	関係対策部は、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、「(2) 救助の種類と報告事項」に基づき必要事項を記録する。 なお、これらの報告は、救助物資や義援金の配分基礎、各種対策の基礎資料、費用精算資料となるため、確実に記録する。
実施状況の報告	関係対策部は、実施状況の記録を総合対策部に報告する。 総合対策部は各対策部からの報告をとりまとめ、「(3) 県知事への報告」に基づき、県知事に報告する。
予算措置	災害救助法による救助の委任が通知された場合は、総合対策部は財政対策部に対して繰替支弁に伴う予算措置を講じるよう要請し、繰替支弁金の交付を県知事に申請する。
県との協力	関係対策部は、県が行う救助に必要な情報提供に協力する。 県知事がより救助を迅速に実施するため、本部長(市長)に新たに救助を委任したときは、委任基準や委任事項、役割分担について、県知事と調整を進め、相互の業務を明確にした上で実施する。

項目	概要
実施期間の延長	各対策部は、所定の期間内に救助を完了できないと判断する場合は、下記の事項を総合対策部に報告する。 延長の期間 期間の延長を必要とする救助内容と実施場所 期間を延長する理由 その他必要事項 総合対策部は、各対策部からの期間延長の報告に基づき、県知事へ救助実施期間の延長を要請する。

(2) 救助の種類と報告事項

関係対策部が実施する救助の内容及び救助実施状況の記録・報告事項（既支出額及び今後の支出見込額は全救助必須）は、「災害救助事務取扱要領」（内閣府）によるものとするが、概要は次のとおり。

救助の種類	関係対策部	支出額以外に記録・報告する内容
避難所の設置	市民安全対策部	箇所数、収容人員数
炊き出し・食品の供給	市民安全対策部	箇所数、給食数、給食人員数
飲料水の供給	上下水道対策部	対象人員数、給水車台数
生活必需品の提供	市民安全対策部	主たる品目別給与点数及び給与世帯数
医療・助産	健康対策部	医療班数、医療機関数、患者・分娩者数
被災者の救出	総合対策部	救出人員数、行方不明者数
住宅の応急修理	都市対策部	対象世帯数
学用品の支給	教育対策部	学校別対象者数及び支給点数
遺体の搜索、処理	福祉対策部 消防対策部	遺体処理数
埋葬	健康対策部	埋火葬数
生活障害物の除去	都市対策部	対象世帯数
応急仮設住宅の建設 (民間住宅借上げ)	都市対策部	設置(希望)戸数、完成戸数、(借上げ戸数)

(3) 県知事への報告

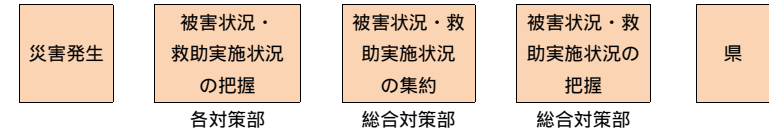
災害救助法に基づく「災害報告」は、災害発生からの時間経過に伴い、発生報告、中間報告、確定報告に区分されている。

総合対策部は、救助を実施する関係対策部からの報告を取りまとめ、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して速やかに県知事に報告する。

区分	時期	内容	方法
発生報告	災害発生直後	1 災害発生の日時・場所・原因 2 災害発生時における被害状況 3 法適用要請の見込み 4 既に行った措置及び今後の措置等	電話、FAX等

区分	時期	内容	方法
中間報告	必要の都度 又は 報告要請時	1 災害発生の日時・場所・原因 2 被害状況 3 法適用要請の有無 4 応急救助の実施状況 5 救助費概算額等	文書
確定報告	応急救助の完了後	1 災害発生の日時・場所・原因 2 確定した被害状況 3 応急救助の実施状況	文書

<報告フロー図>

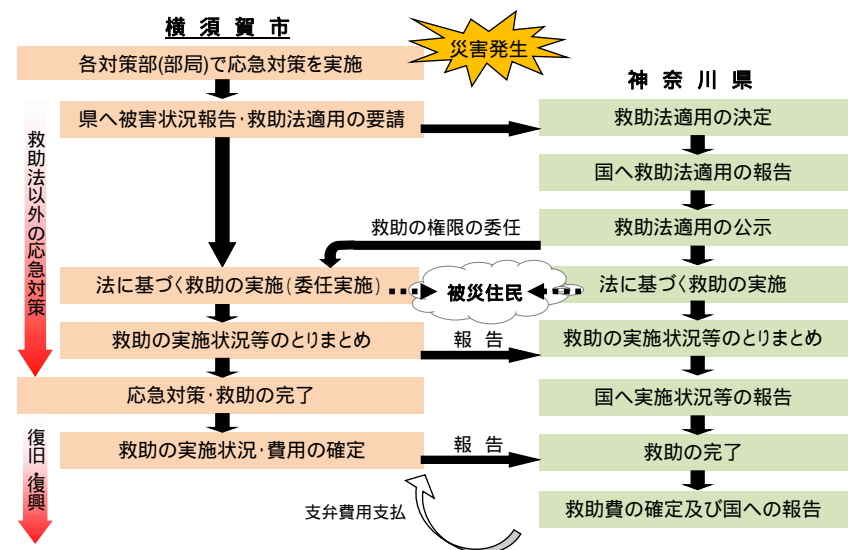


(4) 救助費用の精算

災害救助法に規定する各種救助に要する費用の精算事務は、総合対策部と財政対策部が連携し実施する。

なお、関係対策部は、精算事務に必要な初期活動から救助活動が完了するまでの間の救助の実施状況の記録及び実施した救助の費用に関する関係書類を上記(2)に基づき整備・保存する。

<災害発生からの救助法適用の流れ>



第26章 津波対策

第1節 津波対策にかかる基本方針

津波による被害を最小限に留めるためには、津波警報等を防災行政無線等により迅速に伝達するとともに、市民等自らが津波警報等を覚知した時点で、速やかに海岸から離れた高いところへ避難することが必要である。

このことから、あらゆる関係者が連携協力し、迅速で適切な対応・対策の実施に努める。

第2節 津波警報等の収集・伝達

1 津波情報の収集

地震による津波に関する情報は次のとおり気象庁から発表されるので、総合対策部をはじめ各対策部は正確な情報収集に努める。

(1) 津波情報・津波予報

区分	概要
津波情報	津波警報等を発表した場合に、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、実際に津波を観測した場合の時刻や高さなどを発表する。
津波予報	地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、海面変動の予報や津波の心配なしの旨の発表をする。

(2) 津波警報・注意報

気象庁は、津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に、大津波警報（特別警報）、津波警報又は津波注意報を津波予報区（東京湾内湾、相模湾・三浦半島）ごとに発表する。

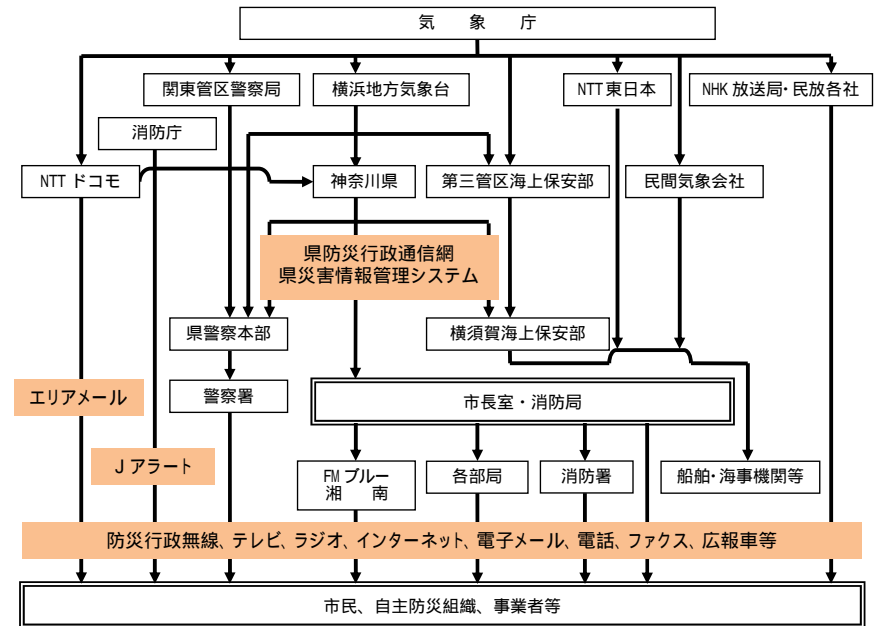
種類	巨大地震の場合の表現	数値での発表（発表基準）
大津波警報 （特別警報）	巨大	10 m 超（10m～）
		10 m（5 m～10m）
		5 m（3 m～5 m）
津波警報	高い	3 m（1 m～3 m）
津波注意報		1 m（20cm～1 m）

日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

2 津波警報・注意報の伝達

(1) 津波警報・注意報の伝達系統

津波警報等が発表された場合の情報の伝達系統を次に示す。



(2) 津波警報・注意報の伝達

津波警報等が発表された場合は、「第4章第5節 市民への情報伝達」及び「第3節 津波発生時の対策」により市民等への情報伝達を実施する。

3 関係機関相互の情報伝達

総合対策部及び関係対策部は、津波に関する情報の的確な把握と海岸・海上部における安全確保のため、県及び防災関係機関等との緊密な情報共有を行う

第3節 津波発生時の対策

1 津波発生時等の対策

津波発生時又は津波警報等受信時の対策は、次のとおり実施する。

項目	概要
住民への情報伝達	総合対策部は、津波警報等を受信した場合は、防災行政無線等により迅速に沿岸地域へ情報伝達を実施する。 大津波警報（特別警報）及び津波警報については、全国瞬時警報システム（Jアラート）により防災行政無線が自動放送されるが、その後も手動放送により繰り返し情報伝達を行う。
避難勧告の発令	市長は、発表された予想される津波の高さ等を勘案して、影響のあると予想される地域に対して避難勧告を発令する。 市民安全対策部は、避難所開設の際には、浸水が予測される地域にある避難所の開設を一時見合わせる等の措置を行う。
海岸保全施設への対応	港湾対策部は、海岸保全施設の的確な防潮対策を実施し、安全を確保した上で海岸保全施設をパトロールする。
水防活動の実施	水防法第16条により県から水防警報の通知を受けた場合、関係対策部は、同法第17条に基づき水防活動を実施する。
船舶等への情報伝達	海上保安部は、大津波警報（特別警報）又は津波警報が発表された場合は、関係機関へ迅速に伝達・周知するとともに在港船舶に対して、荷役作業の中止や港外退避を行うよう勧告する。 津波注意報が発表された場合にも、その取り扱い並びに周知に関しては警報に準じて処理する。
事業者への注意喚起	経済対策部は、漁業協同組合や海洋レジャー事業者への注意喚起を行う。 港湾対策部は、港湾事業者への注意喚起を行う。
対策上の留意点	職員は、避難の呼び掛け、避難誘導、海面監視活動、水防活動等を実施する際は、自身が被害を受けないよう行動する。

2 津波からの避難

津波から身を守るためには、「海岸から離れた高いところへ」避難することが重要であり、平常時から、ハザードマップや表示板などにより、津波に関する知識の普及を図りつつ、津波発生時には迅速な避難を呼びかける。

第4部 復旧・復興計画

第1章 震災復旧・復興事業の推進

第1節 震災復旧・復興事業推進のための基本方針

1 災害復旧・復興への移行

本部長（市長）は、応急対策の見通しが立ち、初期の混乱が収束した段階において、災害復旧・復興方針及び体制等を決定する。

2 復旧・復興事業推進のための基本方針

復旧・復興事業の推進にあたっては、市民生活及び経済活動の早期回復を目指すとともに、より一層災害に強いまちづくりの推進を図るため、各対策部は次の項目を考慮・反映した事業を実施する。

項目	概要
激甚法の適用	激甚災害が発生した場合には、「第2節 激甚災害の指定」に基づき県と連携し、災害状況の調査により実情を把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、激甚法）の指定を受け、災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。
事業推進のための体制	各対策部が連携した全庁横断的な実施体制を構築する。 必要に応じて、物資・資材の調達、専門職員の配備等について関係機関に応援を求め、復旧復興体制の強化を図る。
計画性を持った推進	都市計画マスタープラン等の関連計画との整合性を図る。 復旧・復興事業の推進にあたっては、被災施設の重要度や被災状況等を検討し、事業の優先順位を定める。 「大規模災害からの復興に関する法律」に基づき国が復興基本方針や県が都道府県復興方針を示した場合については、同方針及び関連法令等に基づき事業を迅速に実施する。
市民との協働	被災地住民からの意見聴取と方針に関する住民説明を実施し合意形成を得る。

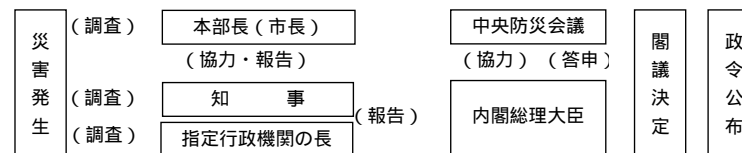
第2節 激甚災害の指定

1 激甚災害の指定手続き

激甚法は、著しい激甚災害が発生した場合における地方公共団体の経費負担の適正化、及び罹災者の復興意欲を高めることを目的としたものである。

指定にあたっては、県が施設等の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講じるので、財政対策部及び関係対策部は連携を図り、県が行う激甚災害に関する調査などについて協力する。

< 激甚災害指定の流れ >



「激甚災害」には、地域を特定せず災害そのものを指定する「激甚災害指定基準による指定（本激）」と市町村単位で災害指定を行う「局地激甚災害指定基準による指定（局激）」の2種類がある。

2 激甚災害にかかる財政援助の種類

財政対策部は、激甚災害の指定を受けたときは、特別財政援助額の交付にかかわる調査を作成し、県の関係部局に提出する。

なお、激甚法による特別の財政援助及び助成等の種類は、次のとおり。

a. 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ・ 公共土木施設災害復旧事業及び公共土木施設災害関連事業
- ・ 公立学校施設災害復旧事業
- ・ 公営住宅施設災害関連事業
- ・ 生活保護施設災害復旧事業
- ・ 児童福祉施設災害復旧事業
- ・ 幼保連携型認定こども園及びみなし幼保連携型認定こども園災害復旧事業
- ・ 老人福祉施設災害復旧事業
- ・ 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
- ・ 知的障害者援護施設災害復旧事業
- ・ 婦人保護施設災害復旧事業
- ・ 感染症予防施設災害復旧事業
- ・ 感染症予防事業
- ・ 特定私立幼稚園災害復旧事業
- ・ 堆積土砂排除事業
- ・ 湛水排除事業

b. 農林水産業に関する特別の助成

- ・ 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- ・ 開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助
- ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
- ・ 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助
- ・ 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助
- ・ 共同利用小型漁船の建造費の補助
- ・ 森林災害復旧事業に対する補助

c. 中小企業に関する特別の助成

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

d. その他の特別財政援助及び助成

- ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- ・ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- ・ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- ・ 水防資材費の補助に関する特例
- ・ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 震災復旧の推進

各対策部は、道路や公園、ライフライン施設、河川・海岸等の都市基盤施設の復旧にあたっては、被災施設の原形復旧を基本としながら、再度の災害による被害を防止するため、必要な改良事業を積極的に取り入れて施行する。

1 被害状況の調査と災害復旧の体制整備

災害が発生した場合、各所管施設について被害状況を速やかに調査し、緊急に災害査定が行われるよう対処するとともに、災害復旧の迅速な実施が図れるよう、必要な職員の配備、応援、派遣等の体制の整備に努める。

2 災害復旧事業計画

各種施設の災害復旧計画は、被災原因となった自然的、社会的諸要因について検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、速やかに完了するよう施行の促進を図る。

なお、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定を速やかに実施する。

3 災害復旧事業の促進

災害復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるように努める。

第4節 震災復興の推進

災害復興については、平常時から進めるまちづくり計画を活かしながら、被害状況を的確に計画・事業に反映できるように被害状況の早期把握に努めるとともに、被害状況や基盤整備状況などの地域特性に応じた復興計画を策定し、速やかな事業の実現を図る。

なお、事業の実施にあたっては、必要に応じて関連諸制度を活用しながら、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

1 災害復興の流れ

項目	概要
復興体制の確立	1 震災復興基本指針及び震災復興基本計画を策定する 震災復興推進会議の設置 2 復興基本指針及び復興基本計画等を審議・検討、 答申を行う諮問機関の設置 3 各復興事業調整のための分野別調整会議の設置 4 震災復興推進体制の構築(他機関への応援要請等) 5 復興促進・誘導地区、重点復興地域指定の検討 6 建築基準法に基づく建築制限の検討
復興基本方針の策定	1 震災復興基本方針の策定、周知及び意見聴取 2 震災復興基本計画の策定着手 3 復興推進・誘導区域、重点復興地域指定の都市計画決定 の調整 4 建築基準法に基づく建築制限の実施 5 条例制定に関する検討開始
復興基本計画の策定	1 震災復興基本計画(案)の策定及び意見聴取 2 震災復興基本計画の決定及び公表、周知
分野別復興計画等の 策定及び事業推進	1 分野別復興計画(案)の策定及び意見聴取 2 分野別復興計画の決定 3 事業推進にあたっての住民・事業所等の合意形成

2 震災復興推進体制の整備

本部長(市長)は、震災により重大な被害を受けた場合において、都市の復興、被災者の生活再建、地域経済の復興等の事業を、各対策部が連携しつつ、長期的な視点でかつ計画的に実行するために、被災後1週間を目安として、災害対策本部において震災復興推進会議を設置する。

(1) 震災復興推進会議の運営

本部長(市長)は、震災復興基本指針及び震災復興基本計画の策定等を決定、また、震災復興事業の調整等を行うため、必要に応じて震災復興推進会議を開催する。

なお、震災復興推進会議は、災害対策本部員をもって構成するものとする。

(2) 諮問機関等の設置及び運用

本部長（市長）は、震災復興推進会議を経て策定される震災復興基本指針及び震災復興基本計画等について、審議・検討、答申を行うため、必要に応じて関係機関、学識経験者、市民等からなる諮問機関を設置する。

(3) 分野別調整会議の開催

総合対策部は、必要に応じて各復興事業調整のための分野別調整会議を設置し、各対策部間での課題を効率的かつ合理的に解決する。

(4) 関係機関との連携

関係対策部は、市町村その他行政機関等が実施する復興事業の整合を図るために神奈川県が設置する連絡協議会に参加するなど、震災復興事業等の実施にあたって、県や国、その他関係機関との連携を図る。

区 分	概 要
その他調査	がけ崩れ等の土砂災害による被害 災害廃棄物の発生量 山腹崩壊等の森林及び治山施設に関する被害 船舶に関する被害 田畑に関する被害

2 復興の進捗状況のモニタリング

各対策部は、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等について、復興の状況に応じて適時的確に調査することで、市域全体の復興の進捗状況を把握し、必要に応じて復興対策及び復興事業の修正を行う。

第5節 復旧・復興推進のための調査

各対策部は、震災による復旧・復興事業を推進するため、被害状況を的確に把握し計画・事業に反映する。

1 復旧・復興事業推進のための調査・把握項目

復旧・復興事業推進のため、関係機関と連携し下表に例示する事業推進に必要な調査等を実施する。

区 分	概 要
被災者等に関する調査	被害家屋調査 応急住宅の必要数と対象地域 要援護者に関する福祉需要調査 市街地再開発事業や土地区画整理事業等での住宅や用地の必要量を把握するための生活再建に関する被災者意識調査 緊急経済対策及び地域経済復興策検討のための業種別、規模別被害額調査 産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査 農地、農林水産施設等の被害
施設に関する調査	公共施設(公園、緑地、道路、橋りょう、トンネル、河川施設、上下水道、清掃施設等)に関する被害 公共建物、学校、文教施設等に関する被害 電気、ガス、水道等ライフラインに関する被害 鉄道等、交通機関に関する被害 病院、社会福祉施設に関する被害 港湾・漁港施設、海岸保全施設に関する被害

第2章 復興基本指針等の策定

第1節 復興基本指針の策定

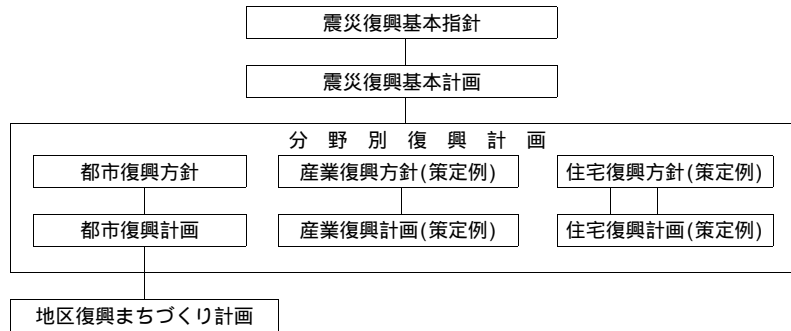
1 震災復興基本指針の策定

震災復興基本計画を策定するにあたっては、被災市街地の状況、建築制限の適用状況や課題を明らかにし、被災市民が復興への意欲を持ち共感が持てるようなビジョンを明確にする必要がある。

そのため、生活再建、市街地復興、都市復興、地域経済の復興などの要素のバランスを取りつつ、住民の立場に立って、生活の再建を第一とするとともに、市総合計画や都市計画基本方針など関連計画との整合を図った基本指針を策定する。

2 復興計画等の概念図

震災復興基本指針をはじめとする復興計画等の概念図を次に示す。



第2節 復興基本計画の策定

復興では、被災者の生活再建を支援し、都市施設のより一層の安全性向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされる。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先して実行していくのかを明確に示す必要がある。

1 震災復興基本計画の策定

震災復興基本指針、分野別復興計画の検討結果を踏まえ、震災復興基本計画(案)を策定する。

策定された震災復興基本計画(案)については、市民、関係機関、関係団体等の意見を聞きつつ、被災後6ヶ月を目標に震災復興基本計画を策定する。

2 震災復興基本計画の項目例

震災復興基本計画において規定する事項の具体例は、次のとおりとする。

区分	概要
震災復興基本計画の項目例	復興に関する基本理念 復興の基本目標、方向性 復興の目標年 復興計画の対象地域 分野別の復興施策の体系 復興施策や復興事業の事業推進方策、優先順位 その他復興事業の実施に関する必要な事項

3 震災復興基本計画の公表

震災復興基本計画策定後は、市民と協働・連携して復興対策を推進するため、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット、市広報紙等により復興施策を具体的に公表する。

第3節 分野別復興計画の策定

生活再建、住宅復興、都市復興、産業復興など、被害状況に応じて、個別に具体的な事業計画の策定が必要な分野については、全体にかかる震災復興基本計画と並行して、分野別復興計画を策定する。

1 分野別復興方針及び分野別復興計画の検討

各対策部は、震災復興基本指針に基づき、分野別復興方針を策定する検討を行い、震災復興推進会議内の分野別調整会議において、分野別復興計画の策定に向けて必要な検討を行う。

2 分野別復興計画の策定

各対策部は、分野別調整会議の検討結果を踏まえつつ、震災復興基本計画との整合を図りながら、分野別復興計画(案)を策定する。

策定した分野別復興計画(案)については、市民、関係機関、関係団体等からの意見を聴取した後に、分野別復興計画として策定する。

第3章 復旧・復興財源の確保

第1節 財政需要見込額の算定

応急・復旧事業、復興事業にかかる財政需要見込みは、震災後の予算措置、財源対策、さらに国等への各種要望、激甚災害適用の前提となる基礎資料であるため、被害状況の把握と対応策の検討と同時に需要見込額の算定を行う。

1 応急・復旧事業にかかる財政需要見込額の算定

財政対策部は、緊急を要する応急・復旧事業に関する事業概要及び財政需要見込額について、各対策部に照会・集約し、災害対策本部員会議に報告する。

2 復興事業にかかる財政需要見込額の算定と見直し

財政対策部は、復興事業に関する事業概要及び財政需要見込額について、各対策部に照会・集約し、震災復興推進会議に報告する。

また、以後、復興事業の進捗状況に応じて、財政需要見込額の見直しを行う。

第2節 財源確保対策

復旧・復興対策に関する財源は、市自らが確保するものと、国へ要望することにより確保するものがあり、具体的には、自主財源の確保、市債の発行、地方交付税、国庫補助金、復興交付金等によるものがある。

1 自らの取り組みによる財源の確保

財政対策部は、財政調整基金等の活用や他の事業の抑制等により自主財源の確保を図るとともに、財政需要見込額の照会とあわせて災害復旧事業債の起債所要額をとりまとめ、起債協議等の手続きを行う。

2 特例措置の要望

財政対策部は、本市において大規模な震災が発生した場合には、復旧・復興のための国庫補助金や復興交付金、地方交付税の繰り上げ交付など、速やかな財政措置が図られるよう、県を通じて国に強く働きかけ、財源の確保に努める。

3 公共施設の被災にかかる財政援助

公共施設が災害により被害を受けた場合の災害復旧事業について、一定の要件に該当するものは、国が経費の一部を負担又は補助する制度が下表とおり設けられている。

事業名（根拠）	対象施設等	所管省庁
公共土木施設災害復旧事業 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	河川	国土交通省
	海岸	国土交通省
	砂防設備	国土交通省
	林地荒廃防止施設	農林水産省
	地すべり防止施設	国土交通省
公共土木施設災害復旧事業 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省
	道路	国土交通省
	港湾	国土交通省
	漁港	農林水産省
	下水道施設	国土交通省
上水道施設災害復旧事業 （上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱）	公園施設	国土交通省
	上水道施設	厚生労働省
農林水産業施設災害復旧事業 （農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	農地・農業用施設	農林水産省
	林業用施設	
	漁業用施設	
	共同利用施設	
都市災害復旧事業 （都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	街路	国土交通省
	都市排水施設等	
	堆積土砂排除事業	
	湛水排除事業	
公営住宅等災害復旧事業 （公営住宅法）	既設公営住宅 災害公営住宅の建設	国土交通省
社会福祉施設災害復旧事業 （社会福祉等施設災害復旧費等の国庫補助について）	社会福祉施設	厚生労働省
公立医療施設、病院等災害復旧事業 （内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領）	医療施設等	厚生労働省
廃棄物処理施設災害復旧事業 （廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱）	廃棄物処理施設	環境省
公立学校施設災害復旧事業 （公立学校施設災害復旧費国庫負担法）	公立学校施設	文部科学省
その他の災害復旧事業		

4 その他災害復旧事業に必要な融資等のあっ旋

(1) 農林漁業災害資金

経済対策部は、被災した農林漁業者又はその組織団体に対し、農林漁業生産力の維持増進と経営安定化を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び農林漁業金融公庫法により融通する。

(2) 中小企業復興資金

経済対策部は、被災中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、普通銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び国民生活金融公庫が行う融資制度の周知及びあっ旋を行う。

第4章 市街地復興対策計画

第1節 都市復興方針の策定

1 都市復興方針の策定

都市対策部は、各被災地区の状況、従前の都市基盤の整備状況、既定の計画等における位置づけ、関係者の意向などを踏まえ、広域的な視点から復興に向けた都市づくりの目標や取組方針などを示す都市復興方針を、被災後2週間を目標に策定する。

2 都市復興方針の周知

都市復興方針策定後は、地区復興まちづくり計画等の作成に向けた住民参加の環境整備を図るため、広報紙、インターネット、マスメディア等により周知する。

第2節 都市復興計画の策定

1 都市復興計画の策定

都市対策部は、都市復興方針を受け、震災復興基本計画(案)との整合を図りつつ、市が主体的に整備する都市施設等の復興及び被災地の復興方針を定めた「横須賀市都市復興計画(仮称)」を、被災後6ヶ月を目標に策定し公表する。

2 地区復興まちづくり計画の策定

都市対策部は、復興対象地区ごとに地区復興まちづくり計画に関する説明会やワークショップなどを開催し、地区住民の参画を得て策定する。

第3節 復興整備条例の検討・制定

秩序ある復興を促すため、必要に応じて復興整備条例を制定する。

1 復興整備条例の検討及び制定

都市対策部は、復興整備条例の必要性について事前に検討を行い、必要があると判断される場合は、事前の制定に努める。

なお、施行時期については、被災状況の全体像が明らかとなる被災後1ヶ月を目安とする。

2 復興整備条例の構成内容

復興整備条例において想定される構成内容は、次のとおり。

区分	概要
復興整備条例の構成内容例	条例の目的 復興の理念 市・住民・事業者の責務 復興対象地区の指定と整備手法 適用期間

3 地区の設定と整備方法

(1) 地区区分の設定

被災地の被害状況、基本計画及び都市計画等の既定計画における位置づけ、都市基盤の整備状況などを根拠に、重点復興地区、復興促進・誘導地区、一般地区を次の定義に基づき分類する。

地区区分	定義
重点復興地区	比較的広い範囲で面的に被災し、かつ既定計画における位置づけが高く、都市基盤整備を促進することが必要な地区で、重点的かつ緊急にまちづくりを行うことが適切と考えられる地区。
復興促進・誘導地区	基本的には被害が散在しているが、ある程度の面的被害が混在し、かつ都市基盤整備が必ずしも十分なされていない地区で、既定計画の位置づけもあり、計画的なまちづくりにより復興を進めることが適切と考えられる地区。 又は被害が散在的に見られるが、既定計画による都市基盤整備が概ね完了しており、自力再建による復興を誘導することが適切と考えられる地区。
一般地区	ほとんど被害がない地区。

(2) 地区区分判定基準の作成

復興地区の区分判定のための判定基準を、下表を参考に作成する。

地区の現況	被害状況			
	面的被害	点的被害 一部分的被害	点的被害のみ	ほぼ無被害
都市基盤未整備で 計画あり・優先的地区	重点復興地区	重点復興地区	復興促進・ 誘導地区	一般地区
都市基盤未整備で 計画なし	重点復興地区	復興促進・ 誘導地区	復興促進・ 誘導地区	一般地区
都市基盤整備済みで 計画なし	復興促進・ 誘導地区	復興促進・ 誘導地区	復興促進・ 誘導地区	一般地区

「都市基盤未整備」とは、道路・公園等の都市施設、急傾斜地崩壊対策施設等が、本市が目標とする整備水準に比べ低い地区をいう。

(3) 各復興対象地区と整備手法の検討と実施

復興対象地区ごとに、土地区画整理事業などの整備手法を検討し実施する。

地区区分	建築制限等	市街地整備手法
重点復興地区	A:建築基準法第84条による建築制限 B:建築基準法第84条により建築制限を実施し、引き続き被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行うことによって同法による建築制限へと移行する	法定事業 ・土地区画整理事業 ・市街地再開発事業 地区計画等
復興促進・誘導地区	C:条例による建築行為の届出を義務付ける D:建築制限等を行わない 住民の間で法定事業に対する機運が高まった場合には、被災市街地復興特別措置法による地区指定(建築制限)を行い法定事業による復興を行う場合もある。	自力再建 任意事業 ・優良建築物等整備事業 ・街なみ環境整備事業

第4節 建築制限の実施

1 建築制限の実施

(1) 短期制限型

都市対策部は、建築基準法第84条に基づき、被災後2週間以内に建築制限区域を指定し、2ヶ月を超えない範囲において、当該区域内の建築制限を行う。

(2) 長期制限型

都市対策部は、被災市街地復興特別措置法第5条に基づき、県知事の同意のもと、被災後2ヶ月以内に都市計画に「被災市街地復興推進地域」を定め、2ヵ年以内に同法第7条に基づき、当該地域内の建築制限及び建築指導を行う。

2 建築相談への対応

都市対策部は、建築制限区域を指定し、又は被災市街地復興推進地域を定め、これを公表した場合には、住民への情報提供を適切に行い、円滑な市街地復興を図るため、相談窓口を設置する。

第5章 生活再建支援対策計画

第1節 住宅対策

1 持ち家の再建支援

住宅再建の原則である被災者による自力再建を促すため、次のとおり実施する。

項目	定義
自力再建の促進	金融機関等への融資要請、各種融資制度利用者への利子補給などを関係機関等との連携により実施する。 県等と協議のもと、既存制度の弾力的運用などの対応策を検討する。 応急住宅関連の相談、申請を受け付ける住宅専門相談窓口を各行政センター等に設置する。

2 マンション等の再建支援

都市対策部は、被災したマンションの建て替えや修繕を支援するため、県との協力により、優良建築物等整備事業の活用をあっ旋する他、コーディネーターの派遣等による住民合意形成などの活動支援、利子補給等によるマンション等の再建支援に努めるものとする。

3 災害公営住宅の整備

都市対策部は、自力での住宅の再建・取得が長期的な視点で困難と認められる者が多く、民間賃貸住宅の利用等によっても恒久住宅に不足が生じる場合は、災害公営住宅の整備を検討する。

災害公営住宅の整備に際しては、必要な住宅の推計、建設候補地の検討、地域特性の考慮などの必要な対応を行い、復興計画に盛り込む。

4 民間賃貸住宅への入居支援

都市対策部は、県が提供する民間賃貸住宅の空き家情報を震災時避難所や行政センター等で情報提供することで、民間賃貸住宅への入居を促進する他、民間賃貸住宅の家賃負担を軽減する制度を検討する。

5 家屋等の解体の実施

地震等により倒壊した家屋等の解体は所有者の責任で行うことになるが、特例的に倒壊家屋の解体について国の災害廃棄物処理事業の対象となった場合、資源循環対策部は次により実施する。

(1) 受付窓口の開設等

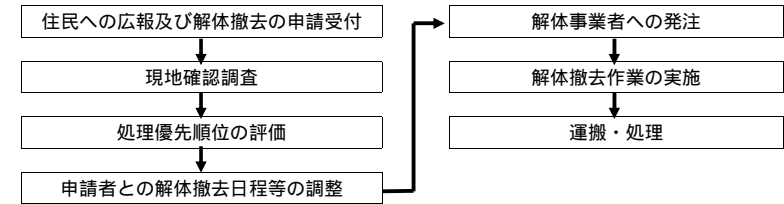
住家被害の発生状況、国の補助施策の動向などを踏まえ、撤去等の処理に関する処理実施計画を定め、解体撤去に係る体制を整える。

また、都市対策部と連携し撤去等申請の受け付け窓口を設置するとともに、申請方法等について広報を行う。

(2) 撤去等の実施にあたる業者との連携等

損壊家屋の撤去等にあたり廃棄物の適正処理が行われるよう選定事業者に指導を行うとともに、所有者との調整を図る。

<家屋等の解体撤去の実施の流れ>



第2節 被災者の経済的再建支援

1 被災者生活再建支援金の支給

地区対策部は、被災者支援窓口において、被災者生活再建支援法に基づく支援金支給申請の受付を行う。

被災世帯からの申請書類等は、総合対策部がとりまとめて県へ送付する。

2 災害援護資金の貸付

地区対策部は、被災者支援窓口において、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害援護資金の貸付申請の受付を行う。

被災世帯からの申請書類等は、総合対策部がとりまとめ、地区対策部の協力のもとに支給を行う。

3 災害見舞金等の支給

地区対策部は、被災者支援窓口において、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金、また、市独自の災害見舞金の支給申請の受付を行う。

被災世帯からの申請書類等は、総合対策部がとりまとめ、地区対策部の協力のもとに支給を行う。

4 義援金等の受付・配分

(1) 義援金、義援物資の受付

区分	概要
義援金、義援物資の募集	総合対策部は、被災者に対する義援金等を募集する場合は、関係機関と協力して募集方法及び期間、広報の方法等を定めて募集を行う。
義援金の受入口座の開設	総務対策部は、銀行振込等により送付される義援金を受け入れるため、金融機関等と調整し受入口座を開設する。

区 分	概 要
義援金等募集の 広報	総合対策部は、義援金及び義援物資に関する要請をホームページ等で発信する。 募集にあたっては、被災者が必要とする物資を募集するとともに、個人からの援助の志は義援金により行うよう広報する。
物資の需給 状況の把握	総合対策部は、県等からの義援物資の配分を適正に受け取るため、震災時避難所からの物資の需給状況を随時把握し、必要物資を県へ要請する。

(2) 義援金、義援物資の分配

区 分	概 要
義援金の分配	総合対策部は義援金を分配するため、義援金を送付した関係機関と、分配基準や分配方法、被災者等に対する伝達方法など必要に応じて委員会を設置し協議する。
義援物資の分配	総合対策部は、義援物資の種類・数量及び被災状況を考慮して、一般救援物資と同等に分配する。

5 生活保護

福祉対策部は、すでに生活保護を受けている世帯や、被災による生活環境の変化から発生する新たな要保護者に対する相談、支援等を適切に行うほか、積極的に要保護者の発見・把握に努める。

6 税の減免等

財政対策部は、市税条例もしくは総務省通知等に基づき、納付及び申告期限等の延長、徴収猶予、減免等の納税緩和措置を被災の実態に応じて実施する。

7 社会保険関連の支援

福祉対策部は、被災者に対する国民健康保険、介護保険など社会保険関連の特例措置を実施する。

第3節 雇用対策

1 雇用対策の実施

経済対策部は、国・県との連携のもと、雇用状況の把握、雇用維持の要請等、被災者の雇用確保に関する対策を進める。

2 国への要望事項のとりまとめ

経済対策部は、雇用状況の把握から、国等への要望事項を検討し、必要に応じて県と連携して国へ要請を行う。

第4節 精神的支援

1 相談室等の設置

健康対策部は、必要に応じて県等からの協力を得て精神ケア専門家を確保し、相談室の設置もしくは電話相談窓口の設置を行う。

2 訪問相談等の実施

健康対策部は、巡回相談チームを編成し、応急仮設住宅等への訪問相談を実施する。

3 その他のこころのケア事業の実施

関係対策部は、児童相談所における相談、スクールカウンセラー等の学校巡回相談、保育園等における遊び場の確保、職員に対する相談、啓発冊子の配布などのこころのケア事業を必要に応じて実施する。

第5節 要配慮者対策

1 高齢者、障害者等への支援

(1) 要配慮者の被災状況等の把握

福祉対策部は、高齢者、障害者等の要配慮者の状況と介護ニーズの把握を行い、その内容を県に報告する。

(2) 情報提供の実施

福祉対策部は、指定居宅サービス事業者の被災状況や稼働状況を確認し、被災者に対して福祉サービスの提供に関する情報提供を行う他、相談体制を充実させる。

(3) 福祉サービス等の提供要請

福祉対策部は、高齢者、障害者等の要配慮者の介護ニーズに応じて、在宅サービスの提供及び緊急受入れが可能な入所施設等への受入れ等を要請する。

2 外国人被災者への支援

市民安全対策部は、外国人のために多言語化や理解しやすい表現での情報提供を行うほか、必要に応じて事前に国際交流協会等に登録されている通訳協力者等や外国語ボランティア等の協力を得て、相談や支援を実施する。

第6節 医療・社会福祉施設の復興

1 市立病院の機能回復

健康対策部は、市立病院の被災状況、地域の医療需要及び医療機関の再開状況に応じて応急復旧工事計画を作成し、順次復旧工事を行い病院の機能回復を進める。

2 民間医療機関の機能回復

健康対策部は、民間医療機関の被災状況や再開状況を随時把握し、地域医療救護所を縮小するなど、災害時医療体制から平常時の医療体制の移行を促進し、その状況を県に報告する。

3 社会福祉施設の再建支援

関係対策部は、社会福祉施設の被災状況等の調査に基づき、民間施設については、国や県等が実施する再建支援策の情報提供を随時行うことで再建を促進し、市立施設については、被害程度に応じて復旧・再建計画を策定し工事を実施する。

また、県と協力のもと、増大する福祉ニーズに対応できるよう民間施設に対して必要な支援を行う。

第7節 文化・社会教育施設等の復興

1 文化・社会教育施設等の再建

関係対策部は、所管施設の被害状況を把握し、被害状況や災害応急施設としての利用状況に応じて復旧・再建計画を策定し再建を図る。

2 博物館・美術館の収蔵品の管理

教育対策部は、施設の被災により、収蔵品の保管機能が失われた場合には、仮保管場所の確保に努める他、収蔵品が破損した場合は修復計画を策定する。

3 文化財の復旧支援

教育対策部は、指定文化財の被害状況の把握を行い、県に報告する他、被災文化財の復旧を図るため、国、県と連携して対策を進める。

第8節 復興広報及び被災者支援窓口

1 復興関連情報の提供

総合対策部は、関係対策部と連携し、広報紙やチラシ、ホームページ、マスメディアなどを活用し、復興に関する市の方針や具体的な施策に係る情報の他、被災地域の生活関連情報などを整理し、迅速かつ的確に提供する。

2 被災者支援窓口の運用

被災者支援窓口での業務は、時間経過に応じて申請、相談等の内容が変化する。そのため、市民対策部及び地区対策部は、支援実務を担当する各対策部や総合対策部と連携し、応援要員の配置や手続き円滑化を図るほか、関係機関の窓口も併設するなど状況に応じた対応を行う。

また、電話での相談体制についても、コールセンターを問い合わせ窓口として有効に活用しつつ、相談体制の充実を図る。

第6章 地域経済復興支援対策計画

第1節 産業復興方針の策定等

1 産業復興方針の策定

経済対策部は、神奈川県が策定する産業復興方針に基づき、本市の被害状況に応じて産業復興方針を策定する。

2 産業復興支援策の実施

経済対策部は、事業者に対する相談体制の整備、イベント等の活用、復興需要の地元企業への誘導、新規進出企業の誘致、新たな支援策の検討などを行い、被災地に置ける産業復興を促進する。

第2節 金融・財政面での支援

1 融資制度の周知・あっ旋等

経済対策部は、被災中小企業が早期に経営の安定が得られるよう、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫が行う融資制度の周知・あっ旋を行うとともに、地域の金融機関に対して、中小企業向け融資の配慮について協力を求める。

2 税の減免等

財政対策部は、被災事業者に対し、被害の程度に応じて、税の申告期限等の延長、徴収・納付猶予、減免などの納税緩和措置を実施する。

第3節 事業再建の促進

1 仮設賃貸店舗の提供

経済対策部は、店舗等の被災により、事業再開が困難となっている事業者に対して、仮設賃貸店舗の必要性や可能性を検討し、必要に応じて仮設賃貸店舗の建設及び提供を実施する。

2 店舗・工場等の再建支援

経済対策部は、自ら店舗・工場等を再建しようとする事業者や仮設店舗・工場等を建設しようとする事業者に対して、必要に応じて相談等を実施する他、県や業界団体と協力して、資金面の支援を実施する。

3 民間賃貸店舗・工場等の情報提供

経済対策部は、業界団体と協力し、民間賃貸店舗・工場の情報を収集し、相談窓口やホームページ等で情報提供を行う。

4 復興需要の誘導

関係対策部は、市が事業主体として行う復興事業においては、入札への参加資格における被災地内事業者の優遇等を行い、復興需要を地元に誘導することに配慮する。

第4節 農林水産業者に対する支援

1 融資制度等の活用

(1) 事業者への融資

経済対策部及び港湾対策部は、市の利子補給制度や金融機関の融資制度など、既存の融資制度を周知することや、必要に応じて新たな融資制度を検討するなど、被災した農林水産事業者の復興を財政面で支援する。

(2) 農林漁業災害資金

経済対策部は、被災した農林漁業者又はその組織団体に対し、生産力の維持増進と経営安定化を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給及び損失補償を実施する。

2 復興需要の誘導

経済対策部は、復興過程における農林水産物の調達に関しては被災地内からの積極的な調達を行うなど、被災地内農林水産業者の優遇等を行い、復興需要を地元に誘導することに配慮する。

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、本市が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことを受け、法第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 地域指定

本市は、法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域及び法第10条第1項の規定に基づく南海トラフ地震津波避難特別強化地域に指定されている。

県内では、南海トラフ地震防災対策推進地域に27市町が、南海トラフ地震津波避難特別強化地域に13市町が指定されている。

・南海トラフ地震防災対策推進地域

横浜市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡中井町、同郡大井町、同郡松田町、同郡山北町、同郡開成町、足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町

・南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域

横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、三浦郡葉山町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄下郡真鶴町、同郡湯河原町

第3節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1部第5章第2節 防災関係機関等の業務の大綱」を準用する。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材・人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の資機材、物資（以下「物資等」という。）の確保については、「第3部第9章 食料・生活関連物資等の供給」及び「第3部第10章 飲料水等の供給」を準用する。

2 人員の配置

人員の配置については、「第3部第3章第1節 職員の配備」を準用する。

3 防災関係機関の災害応急対策等に必要な物資等及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、横須賀市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な物資等について計画的に点検、整備、配備等を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

他機関に対する応援要請は、「第3部第20章 応援及び派遣の要請」を準用する。

第3節 帰宅困難者への対応

帰宅困難者への対応については、「第3部第5章第6節 帰宅困難者等への対応」を準用する。

第4節 事業者等の防災対策

事業者等の防災対策については、「第2部第11章第2節 事業者の防災活動の促進」を準用する。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護

津波からの防護については、「第2部第12章第3節 地域等における津波対策の推進」及び「第3部第26章第3節 津波発生時の対策」を準用する。

第2節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達等については、「第2部第12章第1節 津波対策の推進」及び「第3部第26章第2節 津波警報等の収集・伝達」を準用する。

第3節 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準については、「第3部第5章第2節 避難の勧告及び指示の発令」を準用する。

第4節 避難対策等

避難対策等については、「第2部第12章第3節 地域等における津波対策の推進」、「第3部第5章 避難対策」及び「第3部第26章第3節 津波発生時の対策」を準用する。

第5節 消防機関等の活動

津波からの円滑な避難の確保に係る消防機関等の活動については、「第3部第5章 避難対策」を準用する。

第6節 水道、電気、ガス、通信

津波からの円滑な避難を確保するため、ライフライン被害の軽減及び発災時の二次災害の発生防止に係る上下水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、「第2部第1章第3節 ライフライン施設の強化」及び「第3部第18章 ライフライン施設対策」を準用する。

第7節 交通

1 道路

津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難については、「第3部第12章 緊急輸送・交通規制対策」を準用する。

2 海上

津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶の退避等については、「第3部第26章第3節 津波発生時の対策」を準用する。

3 鉄道

災害発生時の運行規制その他乗客や駅滞在者等に対する措置については、「第3部第19章 鉄道施設対策」を準用する。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

市が自ら管理等を行う施設等に関する対策については、「第3部第17章 公共施設対策」を準用する。

第9節 迅速な救助

迅速な救助については、「第3部第6章第3節 救助活動」を準用する。

第4章 南海トラフ地震に関連する情報

第1節 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ地震に関する各種観測データの監視を行っており、異常現象を検知した場合は、次の南海トラフ地震に関連する情報を発表する。

南海トラフ地震に関連する情報	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を発表する場合

「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件
・情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 監視領域内（ 1 ）でマグニチュード 6.8 以上（ 2 ）の地震（ 3 ）が発生 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（ 4 ）8.0 以上の地震が発生したと評価した場合

キーワード	各キーワードを付記する条件
巨大地震注意	監視領域内 1 において、モーメントマグニチュード（ 4 ）7.0 以上の地震（ 3 ）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	（巨大地震警戒）（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲
- モーメントマグニチュード 7.0 の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで M6.8 以上の地震から調査を開始する
- 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く
- 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第5章 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、各部局は平常時の業務・活動を維持しつつ、事態の推移に伴い必要な対応が行える体制をとる。また、市長室職員は、必要な情報収集を行う。

なお、気象庁が巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも該当しないと判断し、南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合は、各部局は平常時の体制に戻る。

第6章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

（1）災害対策本部の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、「第3部第2章第3節 災害対策本部の設置」に基づき、災害対策本部を設置して、必要な対応にあたる。

（2）災害対策本部の配備体制

種別	配備体制
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震警戒）	災害対策本部2号配備

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知については、「第3部第4章第5節 市民への情報伝達」、「第6節 報道機関への情報提供」を準用する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等については、「第3部第4章第1節 情報受伝達等にかかる基本方針」から「第4節 災害情報の収集および報告等」までを準用する。

第4節 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震の発生から1週間を基本に、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、最初の地震発生から1週間経過以降2週間経過までの間、後発地震に対して注意する措置をとる。

第5節 避難対策等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における避難対策等については、「第3部第5章 避難対策」を準用する。

第6節 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における消防機関等の活動については、「第3部第5章 避難対策」、「第6章 消防・救急対策」を準用する。

第7節 警備対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における警備対策については、「第3部第21章 災害警備対策」を準用する。

第8節 水道、電気、ガス、通信

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における上下水道、電気、ガス、通信関係機関の活動については、「第3部第18章 ライフライン施設対策」を準用する。

第9節 交通

1 道路

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における交通規制、避難については、「第3部第12章 緊急輸送・交通規制対策」を準用する。

2 海上

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策については、「第3部第26章第3節 津波発生時の対策」を準用する。

3 鉄道

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における運行規制その他乗客や駅滞在者等に対する措置については、「第3部第19章 鉄道施設対策」を準用する。

第10節 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策については、「第3部第17章 公共施設対策」を準用する。

第11節 滞留旅客等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等に対する措置については、「第3部第5章第6節 帰宅困難者等への対応」を準用する。

第7章 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、市の災害に関する会議等の設置等

（1）災害警戒本部の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたときは、「第3部第2章第2節 災害警戒本部の設置・運営」に基づき、災害警戒本部を設置し情報収集及び連絡調整にあたる。

なお、気象庁が南海トラフ地震に関連する情報を発表した際の情報の収集と伝達については、「第3部第4章第1節 情報受伝達等にかかる基本方針」から「第4節 災害情報の収集および報告等」までを準用する。

（2）災害警戒本部の配備体制

種別	配備体制
南海トラフ地震臨時情報 （巨大地震注意）	全部局

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時においては、その内容によって、市長室のみ又は市長室と関係部局による情報収集体制とする場合がある。

（3）災害警戒本部の廃止

気象庁が、南海トラフ地震関連解説情報において、注意する措置の解除を発表した場合、災害警戒本部を廃止する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知については、「第3部第4章第5節 市民への情報伝達」、「第6節 報道機関への情報提供」を準用する。

第3節 災害応急対策をとるべき期間等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時においては、最初の地震発生から1週間（ゆっくりすべりの場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度）を基本に、後発地震に対して注意する措置をとる。

第4節 市の取るべき措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかけると共に、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第8章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

建築物、構造物等の耐震化・不燃化については、「第2部第1章第4節 建築物の防災化の推進」を準用する。

第2節 避難場所の整備

避難場所の整備については、「第2部第3章 避難所・避難地の整備」を準用する。

第3節 避難経路の整備

避難経路の整備については、「第2部第1章第2節 都市施設等の防災化の推進」を準用する。

第4節 土砂災害防止施設

土砂災害防止施設については、「第2部第1章第5節 地盤災害の防止」を準用する。

第5節 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設については、「第2部第2章第1節 消防力の整備・強化」を準用する。

第6節 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備については、「第2部第1章第2節 都市施設等の防災化の推進」及び「第8章第1節 緊急輸送体制の整備」を準用する。

第7節 通信施設の整備

通信施設の整備については、「第2部第2章第2節 情報通信網の整備」を準用する。

第9章 防災訓練計画

第1節 防災訓練に関する事項

地震防災対策の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との連携体制の強化を目的として市及び防災関係機関が実施する防災訓練については、「第2部第10章第3節 防災訓練等の実施」を準用する。

第10章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

第1節 地震防災上必要な教育及び広報

地震防災上必要な教育及び広報については、「第2部第10章第1節 防災意識の普及啓発」を準用する。